

第2次奥州市環境基本計画

平成29年3月
(令和4年3月改定)
奥州市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の背景と目的	2
1-2 計画の位置づけ	4
1-3 対象とする環境の範囲	5
1-4 計画の期間	6
第 2 章 奥州市の環境の現状	7
2-1 奥州市の概要	8
2-2 社会的環境	9
2-3 廃棄物処理	10
2-4 自然環境	11
2-5 生活環境	14
2-6 地球環境	15
2-7 第 1 次計画の指標と進捗状況	16
第 3 章 計画が目指すもの	25
3-1 目指すべき環境像	26
3-2 SDGs に向けた取り組み	28
3-2-1 SDGs に向けた取り組み	28
3-2-2 奥州市版 SDGs の作成	30
3-3 環境目標と計画指標	32
3-4 計画の構成（取組の構成）	36
第 4 章 目標を達成するための施策	39
4-1 環境保全行動指針	40
4-1-1 環境目標Ⅰ-1 ごみの減量化（3Rの推進）	42
4-1-2 環境目標Ⅰ-2 廃棄物の適正処理	45
4-1-3 環境目標Ⅱ-1 森林の保全（豊かな森づくり）	47
4-1-4 環境目標Ⅱ-2 清流の保全（豊かな水づくり）	49
4-1-5 環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用	51
4-1-6 環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保	55
4-1-7 環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進	58
4-1-8 環境目標Ⅳ-1 景観の保全	59
4-1-9 環境目標Ⅳ-2 空き家対策	60
4-1-10 環境目標Ⅴ-1 地球温暖化対策の推進	61

4-1-11 環境目標VI-1 環境教育・環境学習の推進	63
4-1-12 環境目標VI-2 環境ネットワークの構築	64
4-2 地域別環境配慮指針	66
4-3 市の取組	68
4-3-1 分野別環境像Ⅰ 循環型社会を目指して一人ひとりが取組むまち	70
4-3-2 分野別環境像Ⅱ 豊かな自然と共に生きるまち	72
4-3-3 分野別環境像Ⅲ いのちとくらしを守るまち	74
4-3-4 分野別環境像Ⅳ 暮らしやすい快適環境のまち	76
4-3-5 分野別環境像Ⅴ 地球環境保全に貢献するまち	78
4-3-6 分野別環境像Ⅵ 地球環境に配慮した人が大きく育つまち	80

第5章 計画の推進 83

5-1 計画の推進体制	84
5-2 計画の進行管理	86

資料編 89

資料1 奥州市環境基本条例	90
資料2 奥州市環境基本計画策定委員会設置要綱	95
資料3 奥州市環境基本計画策定委員会名簿（第2次計画策定時）	96
資料4 奥州市環境基本計画策定委員会の検討経過	97
資料5 計画中間見直しにおける修正事項（令和3年度）	98
資料6 用語の解説	99

文章中に記載している※印について

文中に記載している※印は、99 ページに記載している用語解説に掲載されている用語になります。

また、ページ内に記載可能な場合は、ページ下部にも記載しています。

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

1-2 計画の位置づけ

1-3 対象とする環境の範囲

1-4 計画の期間

1-1 計画策定の背景と目的

奥州市では、土と水と空気をいつまでも健全に保つことにより、この奥州の地が将来にわたって住みよい環境であり続け、かつ、活発な農業・工業の生産活動や商業活動が促進されるよう、理想的な循環型社会※の形成を目標に掲げ、平成19年3月に『奥州市環境基本条例』を制定しています。

第1次環境基本計画では、この条例を踏まえて、奥州市の恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、持続的発展が可能な社会を構築していくための長期的な視点に立った環境保全等の取り組みを総合的かつ協働的に進めていくため「自然環境」、「地球環境」、「廃棄物」、「生活環境」の4つを基本の柱とし「環境学習」を加えた5つの分野別環境像を設けて計画を推進してきましたが、社会を取り巻く状況の変化により、第1次計画では想定しなかった空間に対する快適さを求めるようになってきました。

第2次環境基本計画では、「循環型社会※を構築し、次世代につないで行く」ことを念頭に置きながら、空き家問題など新たな課題に対応するため「快適環境」を柱に加え、6つの分野別環境像を掲げています。また、計画の構成を見直し、計画の内容がより理解されるよう配慮しています。

環境を保全していくためには、「誰か」がではなく「みんなで」取り組むことが重要になります。

計画の内容が広く周知され、市民、市民団体※、事業者がそれぞれできる範囲で実施、行動することで奥州市の環境が維持向上していくことを願い計画を策定しました。



胆沢川上流の新緑

【用語の説明】（文中の※印の説明は、99ページ以降にまとめて記載しています）

- ※ 循環型社会とは、資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のことをいいます。
- ※ 市民団体とは、公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民及び事業者により組織された自治組織、ボランティア団体等をいう。

奥州市環境基本計画は、市が実施する環境の保全等に関する施策や取り組みを示すだけでなく、市民・市民団体・事業者が、奥州市のみならず地球規模の環境問題まで視野を広げて、一人ひとりが日々の暮らしの中で積極的に環境保全行動を実践していくとともに、持続的発展が可能なまちづくりに向けて、協働で環境を守り、育んでいくための「道しるべ」となるものです。

奥州市環境基本条例の基本理念(第3条)

1. 環境の保全等は、次に掲げる事項が実現されるよう行われなければならない。
 - (1) 市民が有する環境の恵みを楽しむ権利の実現と、これを将来の世代へ引き継ぐこと。
 - (2) 自然の生態系を尊重し、人と自然が健全に共生していくこと。
 - (3) 限りある資源の適正利用及び循環の徹底により、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築すること。
 - (4) 地球温暖化をはじめとする様々な問題を抱え、深刻な状況にある地球環境を保全すること。
2. 市は、各種施策を実施しようとするときは、環境を優先するよう努めなければならない。

基本原則(第4条)

■情報共有の原則

環境の保全等は、環境に関する情報を市民等及び市が共有することを基本に進められなければならない。

■協働の原則

環境の保全等は、すべての者が協働して、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に取り組むことにより行われなければならない。

■説明責任の原則

市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等に対しわかりやすく説明するよう努めなければならない。

■市民参加の原則

市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等が参加する機会を確保しなければならない。

■予防の原則

市は、環境の保全等に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、予防の措置について検討するよう努めなければならない。

市民・市民団体・事業者・市の責務(第5、6、7、8条)

市民の責務(第5条)

市民は、基本理念及び基本原則に従い、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出等自らの日常生活に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

市民団体の責務(第6条)

市民団体は、基本理念及び基本原則に従い、自らの活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

市民団体は、自らが行う環境の保全等に係る活動を円滑に進めるため、市民等の参加の機会を充実し、組織の体制を整備し、及び情報を提供するよう努めなければならない。

事業者の責務(第7条)

事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを認識し、基本理念及び基本原則に従い、自らの事業活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

市の責務(第8条)

市は、基本理念及び基本原則に従い、基本的かつ総合的な環境施策を策定し、実施し、及び評価し、並びに必要に応じて当該施策を見直さなければならない。

奥州市環境基本計画

1-2 計画の位置づけ

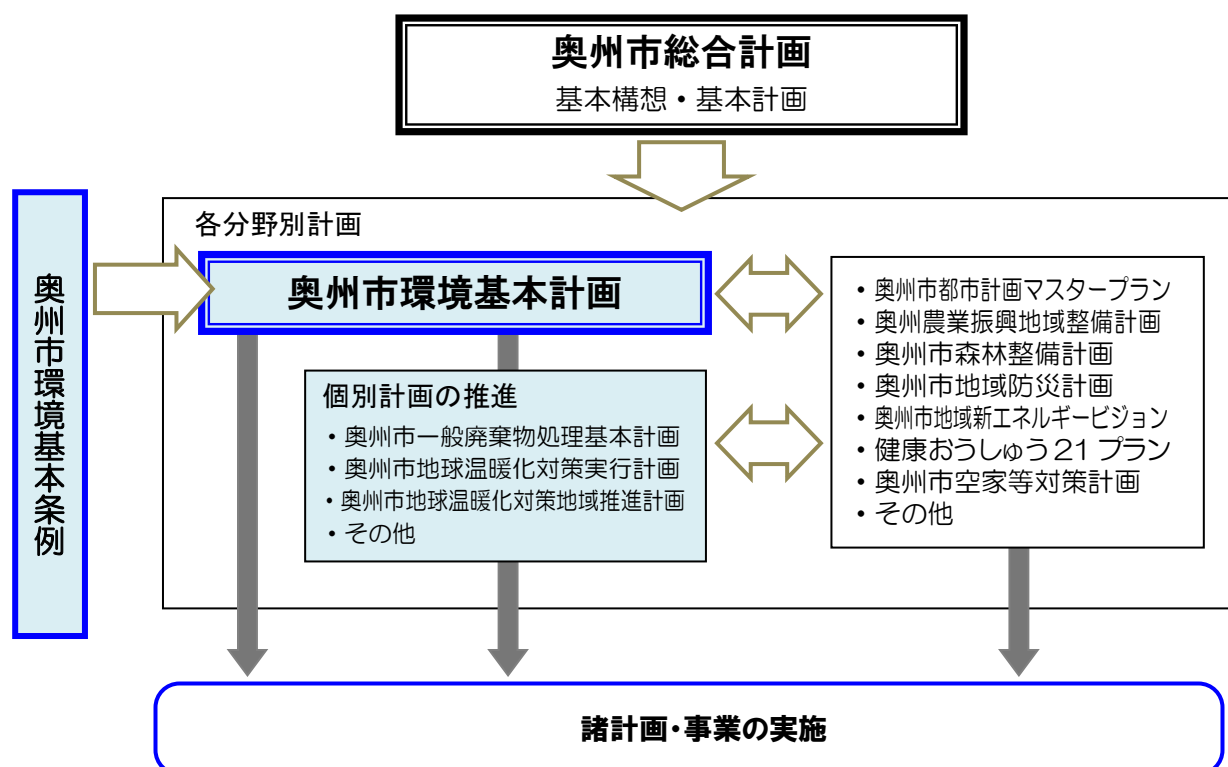
本計画は、奥州市環境基本条例が掲げる基本理念の実現を図っていくために、同条例第 10 条の規定による、**環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画**で、「奥州市総合計画」の分野別計画としての役割をもち、総合計画に掲げた目指すべき都市像『地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市』の実現に向けたマスタープランとなります。

また、条例が定める協働の原則及び各主体の責務に基づいて、市民・市民団体・事業者・市が環境の保全等を進めていくための協働の取り組み並びに各主体の**環境配慮及び環境保全行動の指針**を示した計画でもあります。

環境基本条例が定める基本施策（第 9 条）

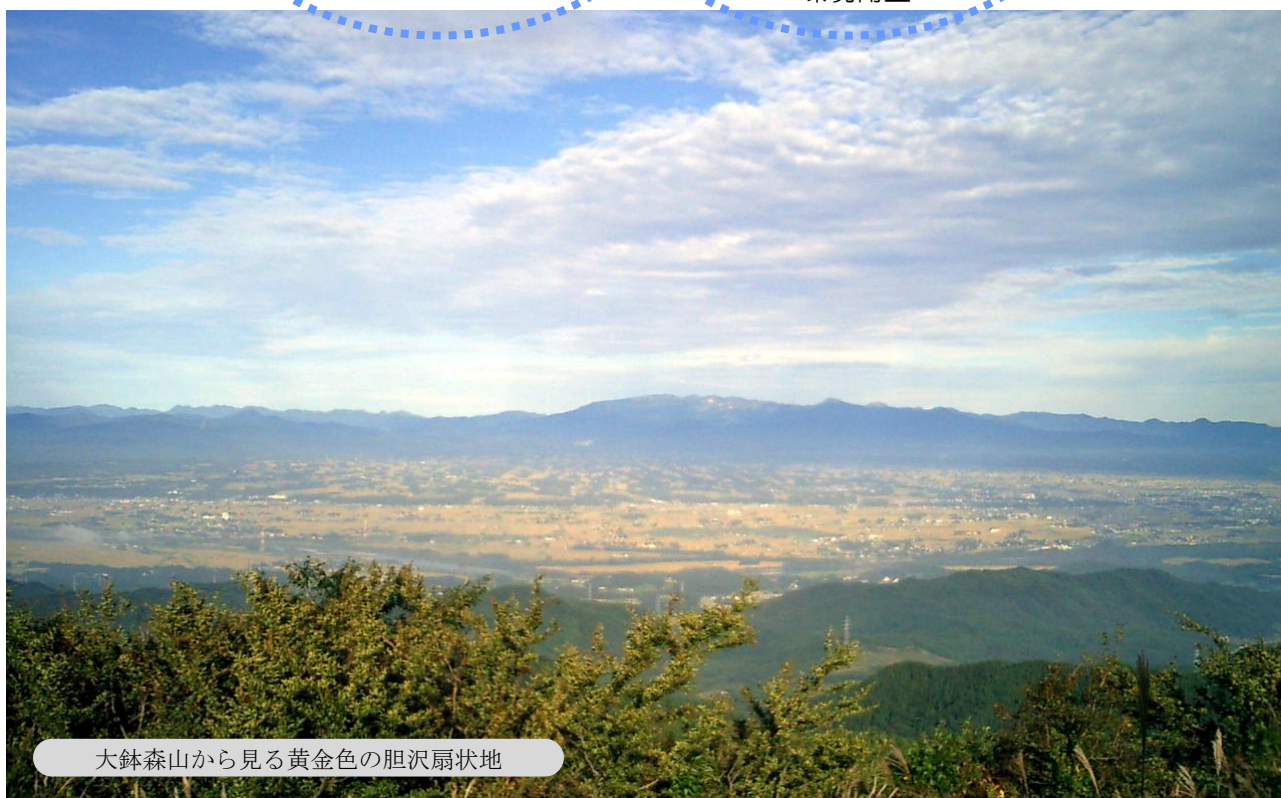
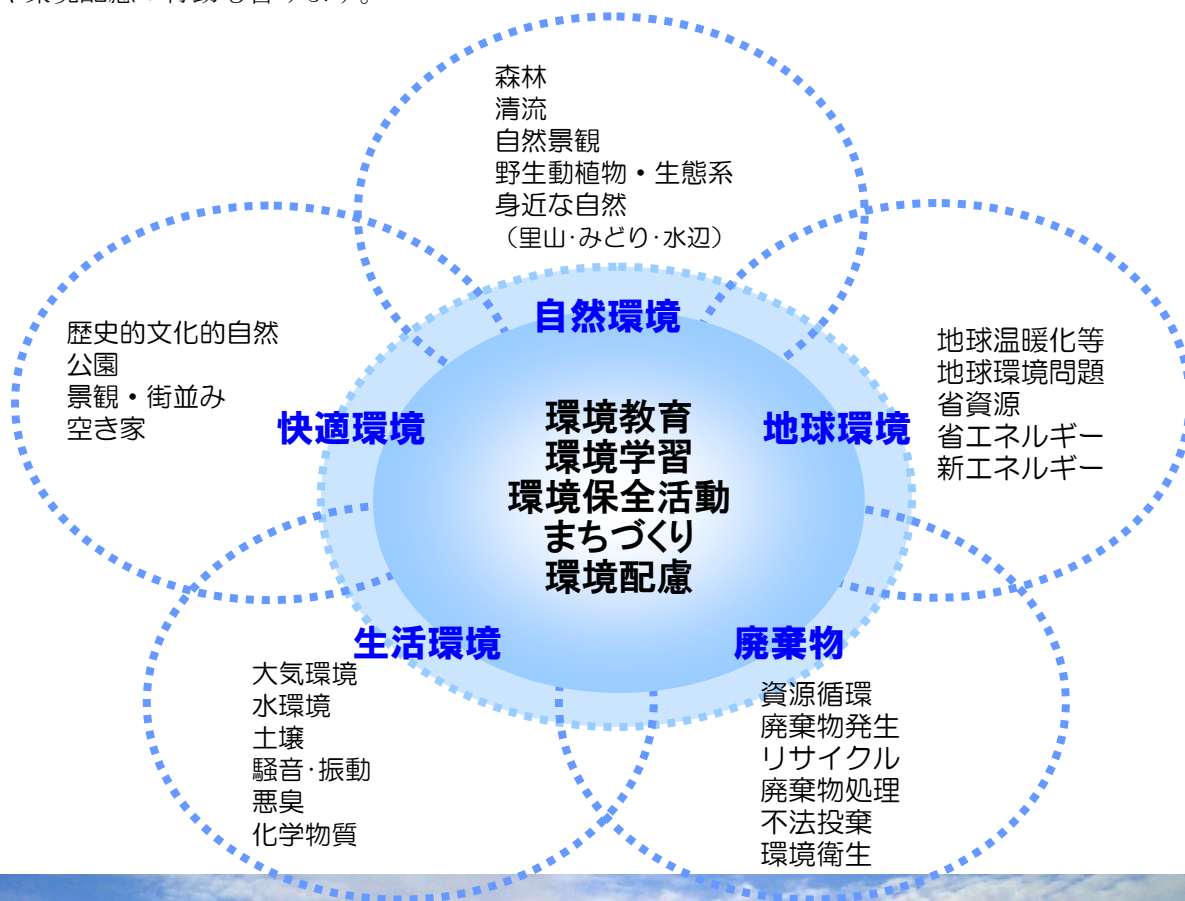
- ① 奥羽山脈、北上高地等に存する森林、身近な里山※、北上川等の河川その他の豊かで貴重な自然環境を保全すること。
- ② 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進等により減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進すること。
- ③ 監視体制の整備等による不法投棄の未然防止及び原状回復を推進すること。
- ④ 新エネルギー利用等の促進並びに省資源及び省エネルギーの推進等により温室効果ガス※の発生を抑制し、地球温暖化を防止すること。
- ⑤ 騒音、振動、悪臭、生活排水その他の生活環境に係る問題へ適切な対策を講じるとともに、これらの監視測定体制を整備すること。
- ⑥ 奥州市に源を有する胆沢川等の清流の水質を保持する等健全な水環境を保全すること。
- ⑦ 市街地、農用地等の土壤汚染を防止し、その安全性を確保すること。
- ⑧ 化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止するため、適切な対策を講じること。
- ⑨ 市民等と連携を図り、学校、地域、野外活動等多様な場において、環境教育を総合的に推進すること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める環境施策

関連計画との位置づけ



1-3 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、快適環境、生活環境、廃棄物を基本とし、これらの相互関係の中で行われる環境教育、環境学習、環境保全活動、まちづくりなどへの取り組みや環境配慮の行動も含みます。



大鉢森山から見る黄金色の胆沢扇状地

1-4 計画の期間

本計画の期間は、市総合計画の目標年度である令和 8（2026）年度との整合を図り、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間とします。また、総合計画の前期基本計画の期間である令和 3（2021）年度において、後期基本計画との調整を図り、個別の取り組みや事業、環境指標について見直しを行いました。

なお、社会情勢や環境等の急激な変化に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	基本構想 計画期間：H29 ～ R8									
基本計画	前期計画：H29～R3					後期計画：R4～R8				
実施計画	毎年度ローリング方式により計画見直し									

（年度）	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
環境基本計画	初期		前期			後期					
				中間見直し					見直し		



江刺地域の自然豊かな里地里山の風景

第2章 奥州市の環境の現状

2-1 奥州市の概要

2-2 社会的環境

2-3 廃棄物処理

2-4 自然環境

2-5 生活環境

2-6 地球環境

2-7 第1次計画の指標と進捗状況

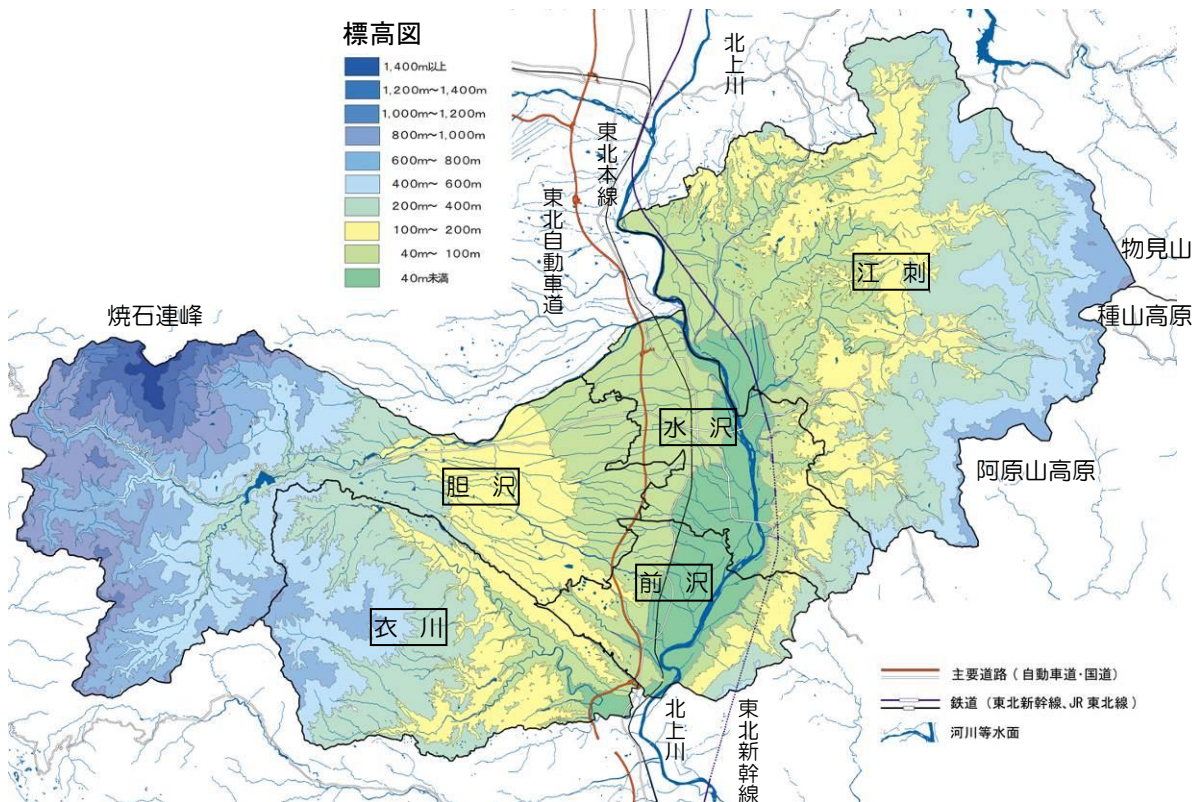
2-1 奥州市の概要

奥州市は、平成 18 年 2 月 20 日に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の 5 市町村が合併して誕生しました。岩手県の内陸南部に位置し、北は北上市など、南は一関市など、東は遠野市など、西は秋田県に接しています。

市の総面積は、993.3km² と宮古市、一関市に次ぐ県内 3 番目の広さで、東西に約 57km、南北に約 37km の広がりをもっています。西側に焼石岳（標高 1548m）を中心とした焼石連峰からなる奥羽山脈と、東側に物見山（標高 871m）を中心とした種山高原などのなだらかな稜線からなる北上高地に挟まれ、中央を流れる北上川沿いの低地や胆沢扇状地をはじめ、人首川や衣川等の河川沿いの低地と里山※が広がっています。市域の 55%が森林、22%が農地であり、清流と緑豊かな自然に恵まれた地域となっています。

北上川を挟んで東西に長く伸びた地形であることから、気候は地域間の違いが大きく、西部の焼石連峰沿いは、標高も高く日本海側の気候の影響を受け降雨・降雪量が多くなっています。中央部から北上高地にかけては、内陸性気候や盆地性気候に属し、夏季にオホーツク海気団から吹く冷涼・湿潤な北東風「やませ」により、冷害などの影響を受けてきた歴史があります。

交通は、東北地方の幹線交通である東北新幹線や東北本線、東北自動車道や国道 4 号が市域の中心を南北に縦貫しているほか、花巻空港まで約 35km と比較的近く、市外からのアクセス条件は整っています。



【用語の説明】（文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています）

※ 里山とは、人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域をいいます。昔は薪や炭の生産に利用されてきましたが、石油や石炭などの化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっています。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間、自然とのふれあいの場、木質バイオマス資源等としての価値が見直され、その保全と活用が課題となっています。

2-2 社会的環境

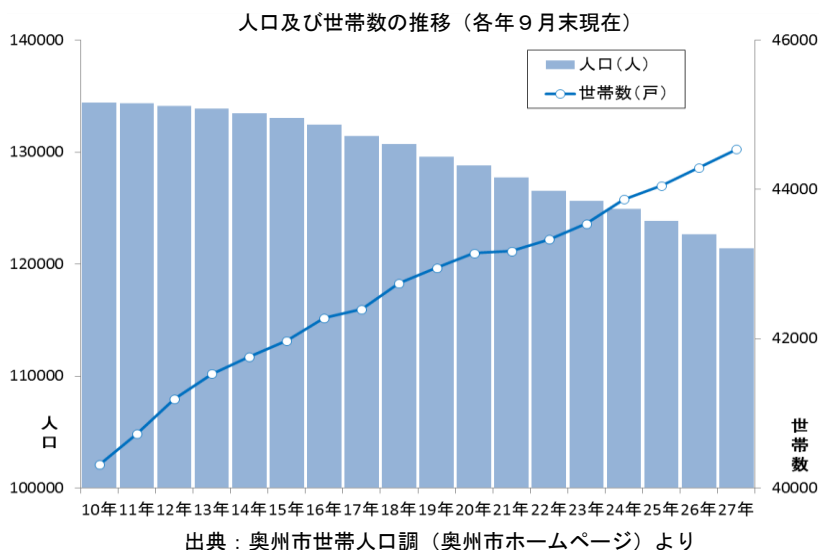
【人口・世帯数】

平成 27 年国勢調査では奥州市の人口は、県内第 3 位です。

住民基本台帳における人口は、平成 10 年の 134,410 人をピークに減少傾向にあります。

年齢構成では、年少人口が 11.5%、生産年齢人口 56.0%、高齢者人口が 32.5%で、県全体の平均と比較して高齢者人口の割合が高く、年少人口、生産年齢人口の割合が低くなっています。

世帯数は、平成 27 年現在で、44,539 世帯と年々増加していますが、1 世帯当たり人員は 2.7 人と平成 19 年比で 0.29 人減少しており、核家族化が進行しています。



【土地利用（地目）】

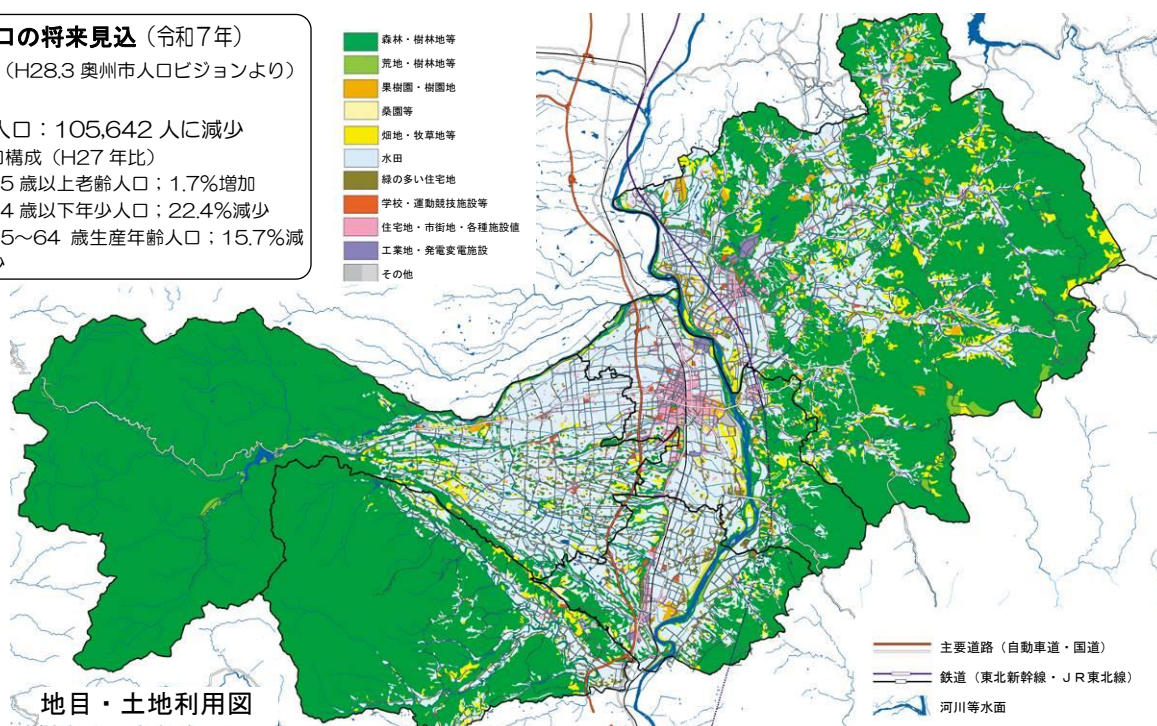
市街地は、北上川沿いの地域にまっています。2015 年農林業センサスでは林野面積が市域の約 55%、農地割合は約 22%と、農林地が 8 割近くを占めています。

民有林の面積は 34,936ha で、人工林と天然林はほぼ同じ割合となっています。人工林はほとんどが針葉樹、天然林は広葉樹からなっています。

人口の将来見込（令和 7 年） （H28.3 奥州市人口ビジョンより）

- 人口：105,642 人に減少
人口構成（H27 年比）
- ・65 歳以上高齢人口：1.7%増加
- ・14 歳以下年少人口：22.4%減少
- ・15～64 歳生産年齢人口：15.7%減少

- 森林・樹林地等
- 荒地・樹林地等
- 果樹園・樹園地
- 桑園等
- 畑地・牧草地等
- 水田
- 緑の多い住宅地
- 学校・運動競技施設等
- 住宅地・市街地・各種施設
- 工業地・発電発電施設
- その他



2-3 廃棄物処理

一般廃棄物の処理は、金ケ崎町と共同で運営する奥州金ケ崎行政事務組合（胆江地区衛生センター）で行っております。また、産業廃棄物の処理は県管轄事項となっています。

【一般廃棄物の排出】

一般廃棄物の排出形態は、大きく家庭系と事業系の2つに分かれ、それぞれ可燃ごみ、不燃（粗大）ごみ、資源ごみ、有害ごみに分かれています。排出量は、可燃ごみ、不燃（粗大）ごみとも東日本大震災による影響で一時的に多くなりましたが、減少傾向にあります。

【資源化】

リサイクル分別収集の品目は、平成21年度に市内の取り扱いを統一しました。また、子ども会等が行う集団回収に市が報奨金を出して促進を図っています。収集量はスーパーなど回収拠点が増えたこともあり、市の回収量は減少しています。

【ごみ処理・処分】

可燃ごみ、不燃（粗大）ごみは、胆江地区衛生センターに搬入され、可燃ごみは焼却施設において焼却処理後、胆江地区最終処分場に運搬、埋立処分されています。不燃（粗大）ごみは、粗大ごみ処理施設において破砕処理後、鉄分を回収し、資源回収業者へ売却され、可燃残渣は、焼却、不燃残渣は同最終処分場で埋立処分されています。

【不法投棄等】

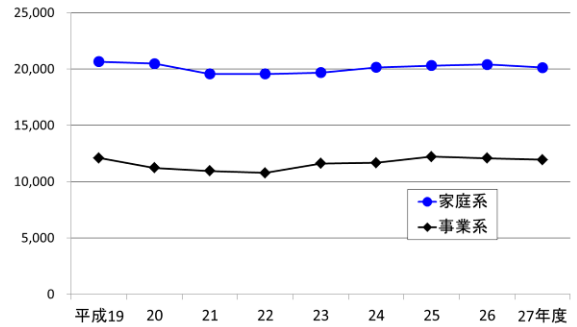
廃棄物の不法投棄は、全国的にも問題となっています。市内の不法投棄については、年々減少傾向にあります。

【し尿・汚泥の収集】

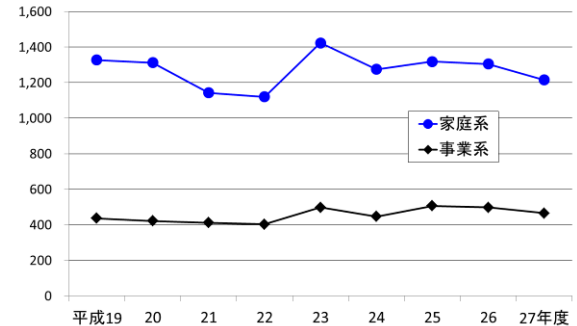
し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理施設の汚泥は、胆江地区衛生センターのし尿処理施設において浄化され、北上川に放流されています。また、処理後の汚泥は焼却施設で焼却されるほか、一部は堆肥として頒布しています。し尿の処理量は、下水道や農業集落排水の利用により減少していますが、汚泥処理量は増加しています。

《詳細は、「奥州市一般廃棄物処理計画」を参照》

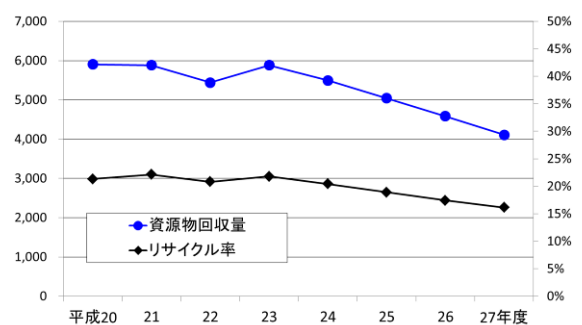
可燃ごみ搬入量(t)



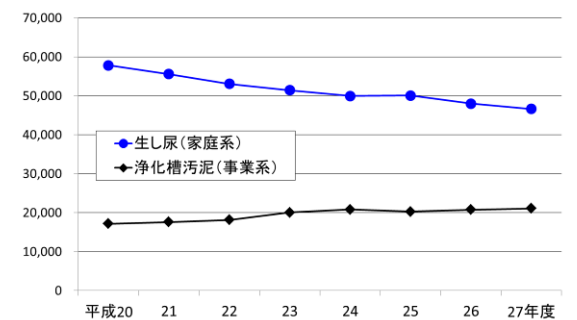
不燃ごみ搬入量(t)



リサイクル状況（資源物回収量・リサイクル率）



し尿・汚泥等の収集状況(kl)



※市のデータによる

2-4 自然環境

奥州市の自然環境は、東部の北上高地、西部の奥羽山脈と中央部に広がる胆沢扇状地や北上川沿いの低地からなる平野部に大別されます。

【東部：北上高地地域】

積雪量が少なく、冬期は低温で乾燥するのが特徴で、内陸性気候・盆地性気候からなります。地質的には、県内最古の古生代カンブリア紀（5億年前）の母体変成岩を基盤に、デボン紀・ペルム紀の粘板岩や石灰岩などからなり、これら古生層を貫く中生代白亜紀花崗岩が広い面積を占めています。

北上高地は、標高1200mを境に山地帯と亜高山帯に分けられますが、市域は、物見山（種山高原）871mが最高峰で山地帯に含まれます。気候的極相としてはブナ林が成立する地帯に含まれますが、早くからほとんどが伐採され、その後成立したコナラ・クリ林、アカマツ二次林、ススキ草原、シバ草原と、スギやアカマツの植林地となっています。

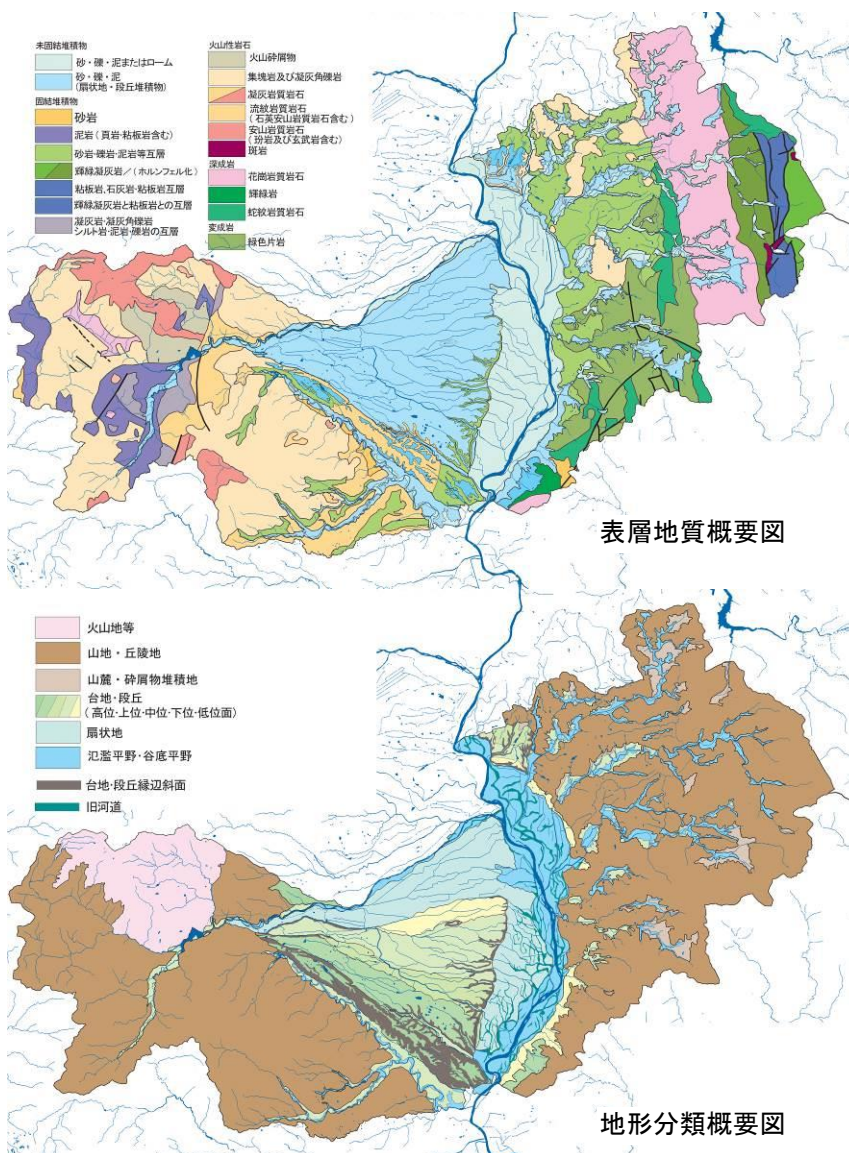
標高500m以下には、里山※の代表的なコナラ・クリ林が、尾根筋にはアカマツ林が成立し、林床に多様な野草が見られます。古くから薪炭林として利用され、萌芽更新によって維持されてきた森林ですが、近年は放置された森林も多くなっています。

【西部：奥羽山脈地域】

日本海型気候に属し、気温は一般に寒冷で、年降水量は1400mm以上、積雪200cm以上に達する豪雪地帯となっています。焼石岳火山地や栗駒山火山地があり、全体的に火山噴出物に覆われているほか、火山性岩石の安山岩質岩石や流紋岩質岩石、集塊岩及び凝灰角礫岩が広がっています。火山周辺を除くと、河谷の浸食により起伏の激しい山地となっています。

奥羽山脈は、標高1100mを境に、亜高山帯と山地帯に分かれます。亜高山帯は一般的には常緑針葉樹林帯ですが、焼石岳や栗駒山には見られません。これらの山ではブナは高度を増すに従って樹高が次第に低くなり、樹高2～3mのブナ低木林を形成し、常緑低木林へと発達しています。

積雪が多く、雪原が所々に見られるほか、高層湿原をはじめ、火山活動に伴う高山性荒原植生などが生



育し、特定植物群落も数多く分布し、特異で優れた自然環境を形成しています。

山地帯は、冷温帯を代表する落葉広葉樹林（夏緑広葉樹林）帯で原生林（極相林）としてブナ林が成立し、ブナ・チシマザサ群落からなっています。胆沢川支流の小出川流域にはブナ林が形成されているほか、焼石岳南麓のブナ林にはユキツバキが優勢なところもあり、県内でも良好な自然環境が残された山地帯となっています。

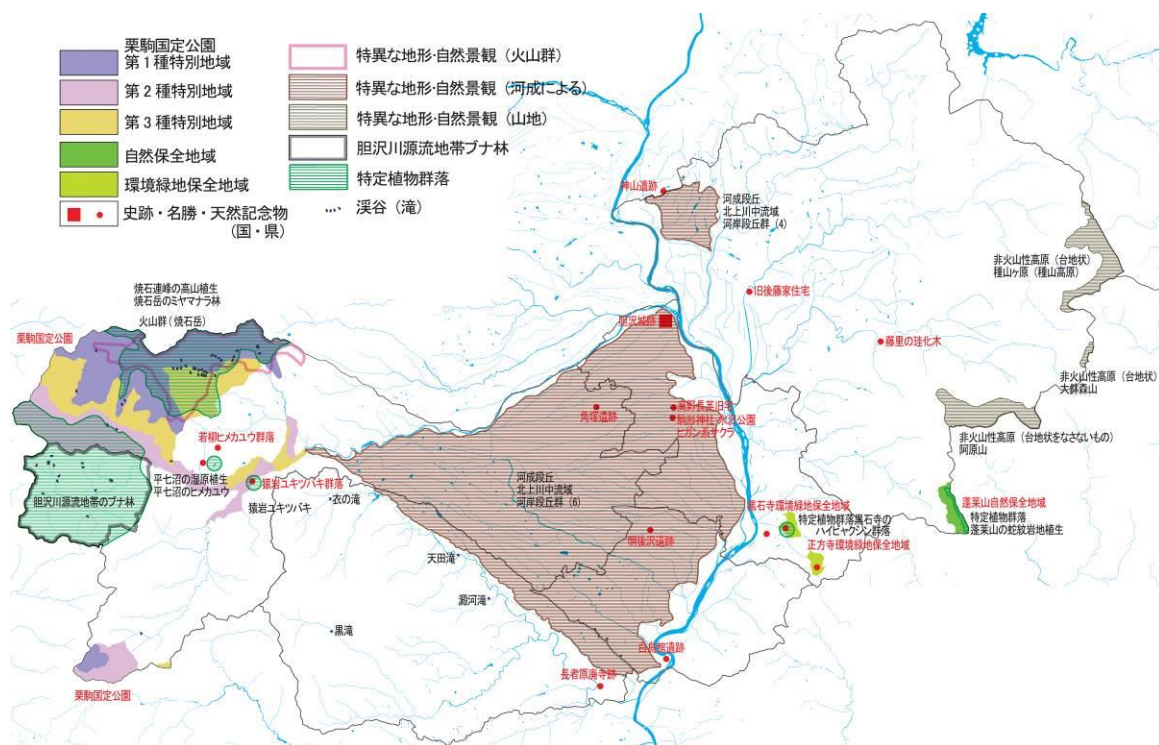
【中央部：胆沢平野（扇状地）、北上川低地地域】

北上川低地は、北上川の氾濫により形成された低地で、北上川の右岸・左岸には、かつての流路である旧河道や砂等が堆積した自然堤防の地形が発達しています。水の便が良く、早くから稲作が行われ、微高地で水はけが良い自然堤防地形は、集落や畑等として利用されてきました。

古くから「水陸万頃」の地として知られる胆沢平野は、奥羽山脈に源を発する胆沢川が運んだ大量の砂礫によって、長い年月をかけて形成された扇状地です。胆沢川は、土砂を堆積し扇状地をつくりながら浸食し、南北に上位面から下位面の6段の河岸段丘を形成してきました。扇端部に数多くの湧水が見られます。先人たちは透水性が高い砂礫堆積物と数段の河岸段丘からなる大地に、ため池や水路を整備し、森や荒地を拓き、今日の散居景観や広大な田園地帯を形成してきました。

また、胆沢扇状地には、北上の岩崎新田から胆沢の出店、南台を通り、駒籠付近まで続く、長さ約24 kmの出店（でたな）活断層があります。もし、動くマグニチュード7.3、震度6弱の直下型地震が起き、建物の大破、急傾斜地の崩壊、沖積低地の液状化等が予測されています（「岩手県地震被害想定調査に関する報告書（1998年）」）。家屋の耐震診断による補強、家具の固定、避難場所の確認等「減災」のための備えが大切です。

西部（奥羽山脈等）		東部（北上高地等）
焼石岳 1547.3m、横岳 1473.0m、経塚山 1372.2m、秋田との1,100mを超える県境の山、高檜能山 926.9m、国見山 787.7m	主な山岳	物見山(種山高原)869.9m、大森山 819.4m、蓬来山 787.2m、阿原山 781.6m、大鉢森山 633.4m、束稲山 594.9m
胆沢川(延長 30km)、衣川(27km)、南股川(11km)	主な川	人首川(32km)、伊手川(21km)、広瀬川(20km)
栗駒国定公園特別地域、焼石岳連峰の火山景観、数多くの断崖・岸壁や池沼、滝・溪谷等 胆沢扇状地(北上川中流域河成段丘群)	自然景観資源	種山ヶ原(イーハトーブの風景地)、大森山、阿原山など非火山性台地等の高原、大師山森林公園 稲瀬台地(北上川中流域河成段丘群)
胆沢地域/胆沢川源流地帯などの多くのブナ林、高山植物、胆沢川流域ユキツバキ群落、若柳ヒメカユウ(ヒメカイウ)群落等多くの湿原植生 衣川地域/宝塔谷地湿原植生、月山神社ヒノキアスナロ林	特性植物群落	江刺地域/蓬来山の蛇紋岩植生 水沢地域/黒石寺のハイバクシン群落



自然公園及び貴重な自然環境図

2-5 生活環境

奥州市は、全国星空観察（平成 4、5 年）で「星空日本一」となった衣川地域をはじめ、市内に源を発し北上川に注ぐ胆沢川などの清流が流れ、きれいな大気や水環境に恵まれています。

日常の移動手段として、広く使われる自動車の登録台数は、貨物用や乗合用自動車が増加傾向ですが、軽自動車が増加するなど、全体としては増加傾向にあります。自動車による騒音や排気ガスなどのほか、二酸化炭素の排出による悪影響が懸念されます。

自動車登録台数(台)													
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総 数	99,603	100,464	101,456	102,084	102,193	102,189	102,247	101,839	101,620	103,051	104,045	104,043	104,286
貨物用	10,156	9,887	9,617	9,529	9,155	8,911	8,522	8,217	7,969	7,972	8,030	8,045	7,988
乗合用	362	360	357	341	333	320	318	317	296	299	302	298	294
乗 用	45,230	44,919	44,839	44,513	43,755	42,691	41,595	41,007	40,606	40,779	40,707	40,366	39,950
特殊(大型)車	2,170	2,174	2,149	2,131	2,132	2,138	2,095	2,055	1,996	2,029	1,990	1,978	1,970
小型二輪車	1,169	1,219	1,225	1,258	1,265	1,338	1,383	1,396	1,393	1,452	1,473	1,532	1,518
軽自動車	40,516	41,905	43,269	44,312	45,553	46,791	48,334	48,847	49,360	50,520	51,543	51,824	52,566

(資料:東北運輸局岩手運輸支局、各年度3月末日現在)

【大気環境】

県が水沢大手町に一般大気測定局を設置し、常時監視を行っています。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質※とも環境基準※を下回っています。

【水環境】

市域は北上川水系に属し、市域のほぼ中央を南流する北上川に、東西から多くの河川が流入しています。主要な水域では県による水質調査が実施されていますが、生物化学的酸素要求量（BOD）※は、環境基準※を下回っています。また、東北地方整備局が管理する一級河川については、水生生物を指標とした簡易水質調査が行われています。

生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況												
	当該 類型	年度毎のBOD環境基準達成状況										
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
北上川(4)	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
人首川	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
伊手川	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
胆沢川上流	AAⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
胆沢川下流	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広瀬川	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
太田代川	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
白鳥川	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
衣川	AⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※北上川(4)の5箇所 の測定地点 中市内は、金ヶ崎橋、藤橋の2箇所 （資料：平成26年度 公共水域水質測定結果：岩手県）												

※北上川(4)の5箇所の測定地点中市内は、金ヶ崎橋、藤橋の2箇所
(資料:平成26年度 公共水域水質測定結果:岩手県)

市域の生活排水処理は、下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント※、合併処理浄化槽※により進められています。平成 27 年度末の汚水処理人口普及率（下水道等を利用できる状況にある人の率）は 78.5%となっています。

【騒音・振動・悪臭】

東北自動車道及び東北新幹線の騒音測定では、環境基準※を超える地点が散在しています。

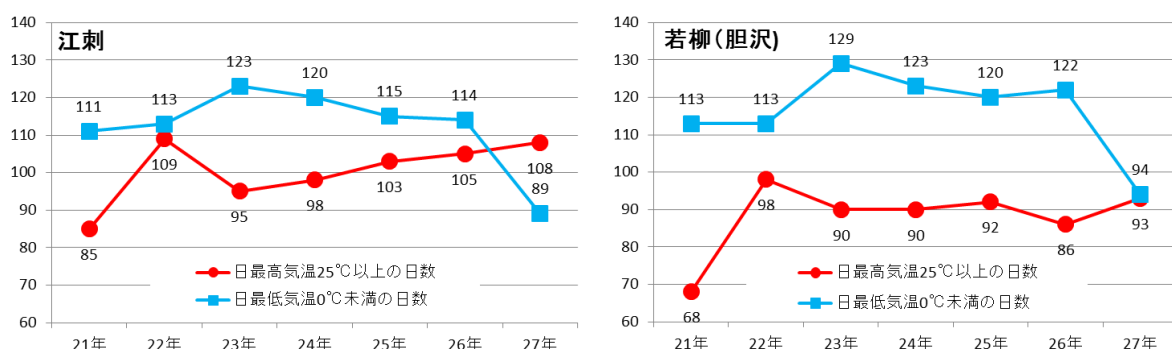
【土壌環境・化学物質】

公共用水域※、地下水及び土壌の平成 26 年度調査では、各地点のダイオキシン類※は環境基準値を下回っています。地下水は県が毎年度市内 5 本程度の井戸を調査していますが、環境基準値を上回る井戸はありませんでした。また、県では環境負荷が大きい化学物質について、県内数地点で水質や大気中濃度を測定したほか、内分泌かく乱化学物質の調査をしています。平成 26 年度は環境基準※又は指針値を上回る地点はありませんでした。

2-6 地球環境

地球温暖化をはじめとする環境問題は、世代を超えた人類全体の問題となっています。こうした地球規模の環境問題は、私たちの豊かさと利便性を支えている大量消費・大量廃棄型の社会システムや、一人ひとりの生活様式を見直していかなければ対応できません。

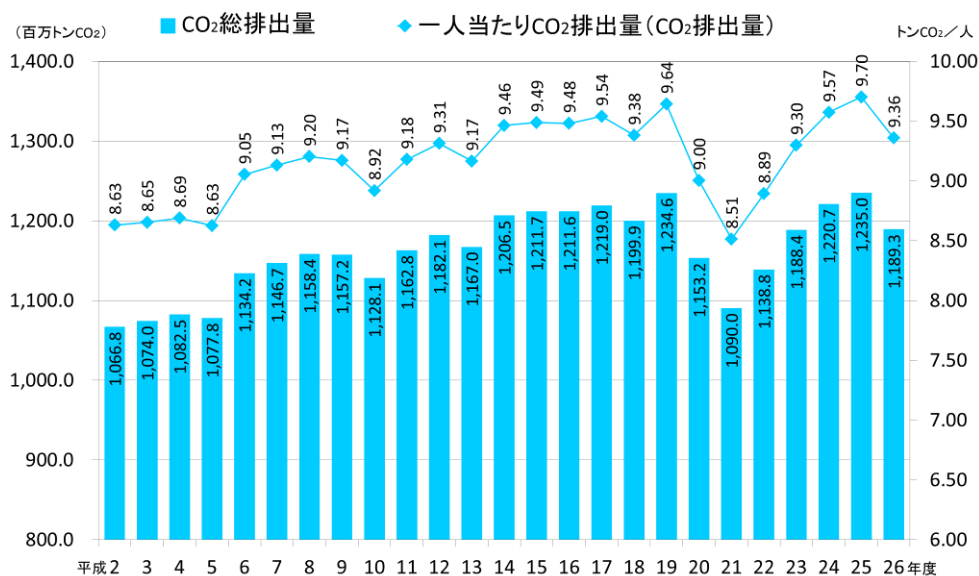
気象庁の観測地点となっている「江刺」「若柳」のデータを見ると最高気温が25℃を超えた日数は増加傾向にあります。また、最低気温が氷点下となった日数は逆に減少傾向にあり、緩やかに温暖化が進んでいるものと思われます。



出典:気象庁ホームページ「過去の地点気象データ」江刺及び若柳を抽出

【温室効果ガス排出量】

地球温暖化の原因でもある温室効果ガス排出量のうち二酸化炭素は、総排出量の90%以上を占めます。平成26年度の国内の総排出量は、11億8930万トンで、一人当たりの排出量は、9.36トンとなり、平成25年度よりも減少していますが、平成2年度と比較すると一人あたりの排出量が8.5%の増加となっています。



出典:国立環境研究所 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス ホームページ「温室効果ガス排出量データ(1990～2014年度) 確報値」

2-7 第1次計画の指標と進捗状況

第1次環境基本計画では、「未来を見つめる百年循環都市 地球と共存する奥州」を目指すべき環境像とし、目標の実現に向けた市民・市民団体・事業者・市の協働による取り組みを協働プロジェクトとして位置づけ推進してきました。

平成27年8月に実施した市民アンケート※によると、奥州市の魅力について、「自然環境」と回答した市民が最も多く71.6%となっています。また、豊かな自然環境との共生について「自然環境の保全管理」、「ごみ減量化」に取り組むべきと回答した市民がそれぞれ42.8%、42.4%となっており、奥州市の魅力である自然環境を引き続き保全していくことが大切です。

第1次環境基本計画の体系図

目指すべき環境像

未来を見つめる百年循環都市 地球と共存する奥州

分野別環境像	環境目標
Ⅰ ごみを出さないために知恵を出す(人々のまち)	Ⅰ-1 ごみの減量化
	Ⅰ-2 廃棄物の適正処理
Ⅱ 未来につなごう水と緑のまち	Ⅱ-1 森林の保全(豊かな森づくり)
	Ⅱ-2 清流の保全(豊かな水づくり)
	Ⅱ-3 貴重な自然環境の保全と活用
	Ⅱ-4 身近な自然環境の保全と活用
Ⅲ 豊かな「水・空気・土」のまち	Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保
	Ⅲ-2 良好な生活環境の保全
Ⅳ 地球にやさしいまち	Ⅳ-1 地球温暖化対策の推進
	Ⅳ-2 地球環境保全対策の推進
Ⅴ 人が大きく育つまち	Ⅴ-1 環境教育・環境学習の推進
	Ⅴ-2 市民との連携

第1次環境基本計画では、環境への取り組みや施策の進捗状況の目安となる計画指標を12項目定めていました。進捗状況については、分野別環境像毎に示します。なお、進捗状況の目安とし矢印による表記をしています。

進捗状況：	目標値を達成(101%以上)
	目標値をほぼ達成及び現状維持(90~100%)
	目標値を達成できなかった(～90%)

【平成27年8月に実施した市民アンケート】

※ 調査期間：平成27年8月7日～8月24日

調査方法：郵送による配布、回収

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出による20歳以上の市民3,000名(回答数995名・回収率33.2%)

第1次環境基本計画 分野別環境像 I ごみを出さないために知恵を出す(人々の)まち

家庭ごみの排出量は、年々増加傾向にあります。可燃物のうち、重量がかさむ生ごみや草木などについて、出来るだけ乾燥してから排出するなど更に減量化に向けた取り組みが必要です。

ごみリサイクル率（総資源化率）は、販売事業者によるリサイクルの活動の取り組みもあり、減少傾向がみられるが、市内におけるリサイクルは進んでいるものと思われます。

不法投棄箇所数は、年々減少し成果が表れてきています。

(環境目標)	(環境目標の内容)
I-1 ごみの減量化（3Rの推進）	●ごみの発生抑制、再使用の促進及び再資源化の推進や省資源への取り組みを積極的に推進し、ごみの減量化を目指します。
I-2 廃棄物の適正処理	●廃棄物が適正に処理され、不法投棄のない清潔なまちづくりを目指します。

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
① 1人1日当たりのごみの排出量	平成19年度：466g/人/日 (リサイクル量及び事業系を除く。)	初期（平成21～23年度）441g/人/日以下 前期（平成24～26年度）435g/人/日以下 中期（平成27～28年度）430g/人/日以下

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	441g/人/日以下	447g/人/日以下	98.7%	→
平成22年度	441g/人/日以下	451g/人/日以下	97.8%	→
平成23年度	441g/人/日以下	463g/人/日以下	95.2%	→
平成24年度	435g/人/日以下	473g/人/日以下	92.0%	→
平成25年度	435g/人/日以下	482g/人/日以下	90.2%	→
平成26年度	435g/人/日以下	489g/人/日以下	89.0%	↘
平成27年度	430g/人/日以下	483g/人/日以下	89.0%	↘

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
② ごみリサイクル率（総資源化率）	平成19年度：22.3% (事業系を除く。)	初期（平成21～23年度）25.0%以上 前期（平成24～26年度）25.5%以上 中期（平成27～28年度）26.0%以上

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	25.0%以上	22.12%	88.5%	↘
平成22年度	25.0%以上	20.83%	83.3%	↘
平成23年度	25.0%以上	21.80%	87.2%	↘
平成24年度	25.5%以上	20.41%	80.0%	↘
平成25年度	25.5%以上	18.91%	74.2%	↘
平成26年度	25.5%以上	17.42%	68.3%	↘
平成27年度	26.0%以上	16.20%	62.3%	↘

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
③ 不法投棄箇所数	平成 19 年度：47 箇所	初期（平成 21～23 年度）19 年度比 1 割減少 前期（平成 24～26 年度）19 年度比 2 割減少 中期（平成 27～28 年度）19 年度比 3 割減少

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	42 箇所	48 箇所	87.5%	↘
平成22年度	42 箇所	47 箇所	89.3%	↘
平成23年度	42 箇所	46 箇所	91.3%	→
平成24年度	38 箇所	46 箇所	82.6%	↘
平成25年度	38 箇所	41 箇所	92.6%	→
平成26年度	38 箇所	38 箇所	100.0%	→
平成27年度	32 箇所	33 箇所	97.0%	→

第 1 次環境基本計画 分野別環境像 II 未来につなごう水と緑のまち

森林を維持していくためには、適切な間伐を行うなどの保全活動が重要になるため、間伐実施率を一つの指標としてきましたが、木材価格の低下、間伐に対する補助金の削減など複数の要因により間伐は進みませんでした。

奥州万年の森植樹は毎年開催し、平成 28 年 9 月には、約 8 アールにコナラ、ヤマザクラ、クヌギなど 14 種類、計 2,500 本の植樹を行いました。

水生生物調査参加団体数は、微増減を繰り返しながらも増えてきており、自然とのふれあいの場の確保がされています。

(環境目標)

(環境目標の内容)

II-1 森林の保全

- 森林の保全や整備を進め、森林の多様な機能が発揮される豊かな森づくりを目指します。

II-2 清流の保全

- 市内に源を発する清流や水源かん養機能等の健全な水循環の保全と確保を目指します。

II-3 貴重な自然環境の保全と活用

- 野生動植物の生息・生育環境の保全等により生物多様性を確保し、優れた自然環境を保全し、将来世代に継承します。

II-4 身近な自然環境の保全と活用

- 里地里山の保全や身近な自然とのふれあいを確保し、自然との共生の歴史や文化・知恵を将来世代に継承します。

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
① 特定間伐等の実施の促進に関する基本方針に基づく間伐目標面積の実施率	平成 19 年度：42.6% (計画面積：554 ヘクタール) (実施面積：236 ヘクタール)	目標面積に対する間伐実施率 50%以上

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	50%以上	54.0%	108.0%	↗
平成22年度	50%以上	27.4%	54.8%	↘
平成23年度	50%以上	75.1%	150.2%	↗

(次ページに続く)

平成24年度	50%以上	23.7%	47.4%	↓
平成25年度	50%以上	28.2%	56.4%	↓
平成26年度	50%以上	9.7%	19.4%	↓
平成27年度	50%以上	2.0%	1.0%	↓

○本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

平成25年度から平成32年度までの8力年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、115,000ha（年平均14,375ha）とする。

これを達成するため、県農林水産部森林整備課より各現地機関に対して毎年現地機関別間伐目標面積が通知される。

○間伐が進まない理由・・・適地がない、人手不足、森林の所有者不明または連絡がつかない、木材価格の低下など複数の要因による。（農地林務課より聞き取り）

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
② 奥州万年の森植樹の実施	平成20年9月23日 第1回植樹祭開催	年1回以上実施

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	1回以上	1回	100.0%	→
平成22年度	1回以上	1回	100.0%	→
平成23年度	1回以上	1回	100.0%	→
平成24年度	1回以上	1回	100.0%	→
平成25年度	1回以上	1回	100.0%	→
平成26年度	1回以上	1回	100.0%	→
平成27年度	1回以上	1回	100.0%	→

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
③ 水生生物調査参加団体数（環境省・国土交通省が主体の水生生物調査への市内団体等の登録数）	平成19年度：13団体 （環境省関係：11団体） （国土交通省関係：2団体）	初期（平成21～23年度）15団体 前期（平成24～26年度）20団体 中期（平成27～28年度）25団体

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	15団体	13団体	86.6%	↓
平成22年度	15団体	14団体	93.3%	→
平成23年度	15団体	16団体	106.6%	↑
平成24年度	20団体	16団体	80.0%	↓
平成25年度	20団体	14団体	70.0%	↓
平成26年度	20団体	22団体	110.0%	↑
平成27年度	25団体	17団体	68.0%	↓

第1次計画 分野別環境像Ⅲ 豊かな「水・空気・土」のまち

公共水域の環境基準※は、15箇所が基準値を超過しており、全ての調査地点で環境基準※を達成することが望まれます。

汚水処理人口普及率は、平成27年度末で78.5%と目標を達成することができ、生活排水等の対策は確実に進んでいます。一方、未だに汚水処理施設を利用できない環境の人もいることから、更なる向上が求められます。

(環境目標)

Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保

●土壌汚染の防止や有害化学物質対策、食の安全の確保等により安心・安全な暮らしの実現を目指します。

Ⅲ-2 良好な生活環境の保全

●水環境の保全や騒音・振動、悪臭、生活排水等の対策を進め、快適な生活環境の確保を目指します。

(環境目標の内容)

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
① 公共水域の水質の環境基準達成状況	平成19年度(A類型) 80.4%	調査河川の全ての調査地点がA類型達成(大腸菌群数を除く。)を目指す。

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	100.0%	78.4%	78.4%	↓
平成22年度	100.0%	76.5%	76.5%	↓
平成23年度	100.0%	64.7%	64.7%	↓
平成24年度	100.0%	88.2%	88.2%	↓
平成25年度	100.0%	72.5%	72.5%	↓
平成26年度	100.0%	52.9%	52.9%	↓
平成27年度	100.0%	70.6%	70.6%	↓

平成26年度調査実績において、市内51箇所の調査地点(河川46、ため池5)中、15箇所が基準値を超過。

水素イオン濃度PH、生物化学的酸素要求量BOD、浮遊物質質量SS、溶存酸素量DO BODの超過が多い(有機物が多く含まれている。)

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
② 汚水処理人口普及率	平成19年度: 63.1%	平成28年度目標値: 77.2%

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	77.2%	67.7%	87.7%	↓
平成22年度	77.2%	71.3%	92.4%	→
平成23年度	77.2%	73.0%	94.6%	→
平成24年度	77.2%	74.3%	96.2%	→
平成25年度	77.2%	75.1%	97.3%	→
平成26年度	77.2%	76.3%	98.8%	→
平成27年度	77.2%	78.5%	101.7%	↗

第1次環境基本計画 分野別環境像Ⅳ 地球にやさしいまち

CO₂ 排出削減量は、「奥州市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金」を受けて設置した住宅用太陽光発電システムの発電規模を基に算出していましたが、平成 26 年度で同補助金の交付が終了しており、平成 27 年度以降の太陽光パネルの設置状況等は把握できていない状況にあります。

計画時点の状況からは大きく伸びており、同補助金が無くなった後も、太陽光発電システムの導入が進んでいると予測されることから、温室効果ガス※の発生は一定程度抑制できたものと思われます。

(環境目標)	(環境目標の内容)
Ⅳ-1 地球温暖化対策の推進	●省資源・省エネルギーの推進や新エネルギーの利用等、温室効果ガス※の発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献します。
Ⅳ-2 地球環境保全対策の推進	●地球温暖化以外の環境問題について、各主体や地域ができることから進め、地球環境保全に貢献します。

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
再生可能エネルギー※利用によるCO ₂ 排出削減量 ①	平成 21 年度：315 kg	初期（平成 21～23 年度）1,205 kg 前期（平成 24～26 年度）2,600 kg 中期（平成 27～28 年度）3,649 kg

※平成 25 年度に行った中間見直しにより項目を変更・追加した指標

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	1,205 kg	315 kg	26.1%	↓
平成22年度	1,205 kg	784 kg	65.0%	↓
平成23年度	1,205 kg	1,234 kg	102.4%	↑
平成24年度	2,600 kg	1,713 kg	65.8%	↓
平成25年度	2,600 kg	2,263 kg	87.0%	↓
平成26年度	2,600 kg	2,482 kg	95.5%	→
平成27年度	3,649 kg	2,482 kg	68.0%	↓

市で行っているBDF、木質バイオマスエネルギー利用によるCO₂削減量及び、住宅用太陽光発電システム導入補助金により設置した太陽発電による削減量。

平成 26 年度で住宅用太陽光発電システム導入補助金が廃止されたため、平成 27 年度は同数とした。

太陽光発電は、1 kwあたり 0.468 kg のCO₂削減として換算

【参考】一般電気事業者の東北電力（株）排出係数

年度	実排出係数	備考
平成21年度	0.468 kg-CO ₂ /kWh	特定排出者の事業活動に伴う温暖化効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年 3 月 29 日経済産業省令・環境省令第3号）第2条第4項及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく公表値
平成22年度	0.468 kg-CO ₂ /kWh	
平成23年度	0.429 kg-CO ₂ /kWh	
平成24年度	0.547 kg-CO ₂ /kWh	
平成25年度	0.600 kg-CO ₂ /kWh	
平成26年度	0.591 kg-CO ₂ /kWh	
平成27年度	0.571 kg-CO ₂ /kWh	

※出典：電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）より抜粋

第1次環境基本計画 分野別環境像 V 人が大きく育つまち

計画指標の「市民の環境学習イベントへの参加」は、市民環境アンケート調査を実施することが出来なかったため、進捗状況の判断に使用することが出来ませんでした。

こどもエコクラブ結成数は、活動をしていてもこどもエコクラブ※への加入まで至らないことが多く目標を達成することが出来ませんでした。また、環境学習事業実施小中学校数は、微増減を繰り返しながらも着実に増えてきており、環境教育の場の提供がなされています。

(環境目標)

V-1 環境教育・環境学習の推進

(環境目標の内容)

●豊かな環境を活かした環境教育や環境学習の推進、環境情報の提供等により環境についての理解を深めます。

V-2 市民との連携

●市民の知識・経験を活かし、市民・市民団体・事業者との連携による環境づくりがなされる体制づくりを進めます。

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
① 市民アンケートによる環境学習イベントへの参加割合	H19 年度市民環境アンケート調査での「積極的に参加している」割合：3%	初期（平成21～23年度）3%以上 前期（平成24～26年度）5%以上 中期（平成27～28年度）10%以上

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	3%以上	アンケート調査未実施	- %	—
平成22年度	3%以上	アンケート調査未実施	- %	—
平成23年度	3%以上	アンケート調査未実施	- %	—
平成24年度	5%以上	アンケート調査未実施	- %	—
平成25年度	5%以上	アンケート調査未実施	- %	—
平成26年度	5%以上	アンケート調査未実施	- %	—
平成27年度	10%以上	アンケート調査未実施	- %	—

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
② こどもエコクラブ※結成数	H19 年度：4 クラブ 環境省が行うこどもエコクラブ※への登録数	初期（平成21～23年度）10 クラブ 前期（平成24～26年度）13 クラブ 中期（平成27～28年度）15 クラブ

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	10 クラブ	4 クラブ	40.0%	➡
平成22年度	10 クラブ	6 クラブ	60.0%	➡
平成23年度	10 クラブ	8 クラブ	80.0%	➡
平成24年度	13 クラブ	8 クラブ	61.5%	➡
平成25年度	13 クラブ	6 クラブ	46.1%	➡
平成26年度	13 クラブ	4 クラブ	30.7%	➡
平成27年度	15 クラブ	4 クラブ	26.7%	➡

計画指標	前計画時点の状況	前計画目標
③ 環境学習事業実施小中学校数	H20 年度：13 校	初期（平成21～23 年度）11 校 前期（平成24～26 年度）16 校 中期（平成27～28 年度）22 校

※平成 25 年度に行った中間見直しにより項目を変更・追加した指標

◆計画指標に対する達成状況

	目標値	実績値	達成率	進捗状況
平成21年度	—	—	—	—
平成22年度	11 校	11 校	100.0%	→
平成23年度	11 校	8 校	72.7%	↘
平成24年度	16 校	14 校	87.5%	↘
平成25年度	16 校	16 校	100.0%	→
平成26年度	16 校	17 校	106.2%	↗
平成27 年度	22 校	20 校	90.9%	→





前沢地域「白鳥館遺跡」



江刺地域「館山史跡公園アジサイ」

第3章 計画が目指すもの

3-1 目指すべき環境像

3-2 SDGs に向けた取り組み

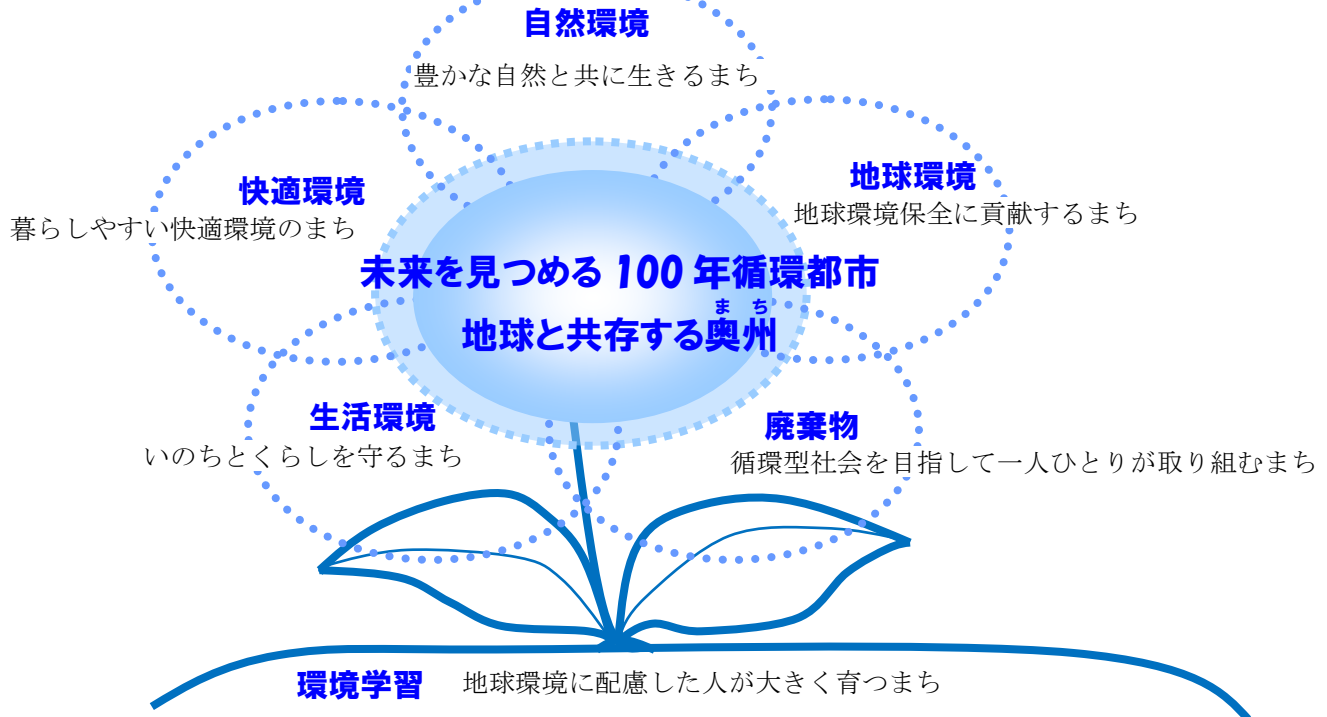
3-3 環境目標と計画指標

3-4 計画の構成（取組の構成）

3-1 目指すべき環境像

私たち奥州市民が、将来の世代や奥州市のみならず地球環境の未来を見つめて、環境の保全と創出に取り組んでいく姿を示す『未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州^{まち}』を目指すべき環境像として位置づけます。

そして、その実現に向け、「廃棄物」、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の 5 つに「環境学習」を加えて、6 つの分野別環境像を次のように定め、その達成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進めていきます。



目指すべき環境像

未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州^{まち}

今日の私たちの豊かさと便利さを求める暮らしを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済が、資源やエネルギーを浪費し、地域環境のみならず地球環境にも多大な負荷を与え続けてきました。その結果、人類の生存をも脅かす地球温暖化等の問題が世界的な喫緊の課題として取り上げられるようになりました。

“地球”が健康であるということは、私たちが暮らす“奥州市”も健康であり、そこに暮らす“私たち”も健康に暮らせるという意味で、相互に密接な繋がりをもっています。

このことを私たち奥州市民一人ひとりが認識し、未来を見つめ長期的な視点に立って、暮らしや事業活動における環境負荷を減らし、奥州市の豊かな水や空気、土や緑を守り、より良好な状態に育み、“100 年”先の次の世紀へ、この豊かな恵みを享受しながら、活かせる暮らしを引き継いでいくため、みんなで循環型社会を築き上げ「地球と共存する奥州^{まち}」としていくことを目指します。

分野別環境像

循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

今日の大量消費・大量廃棄型の私たちの暮らしを見つめ直し、ごみを減らすことのみでなく、“ごみになるものを作らない、使わない”、“資源を大切にし、ごみとして捨てない”といった“ごみ”を根本から減らしていくことが基本です。

ごみを出さないためにどうしたら良いか、どういう社会であつたら良いかをみんなで考え、知恵を出し実行するまちづくりを進めていきます。

豊かな自然と共に生きるまち

私たちは、奥州の森と清流が織り成す豊かな自然に生まれ、森で学び、川で遊んで、自然とのふれあいを深めてきました。

豊かな自然に感謝し、多様な動植物の生息・生育環境をはじめ、豊かな生態系を守りながら、ふれあいを育み・創りあげ、自然に学び、体験できる水と緑あふれる暮らしができるまちづくりを進めていきます。

いのちとくらしを守るまち

私たちは、今日の便利な暮らしの中で、多くの資源や多種多様な化学物質を大量に使用しています。また、有害な化学物質や環境の浄化能力を超える物質を、廃棄物として、又は排気ガス、排水などとして環境に放出し、人の健康や自然に様々な影響を与えています。

私たちの暮らしを支える水・空気・土を汚すことなく安全で恵み豊かな状態に保ち、健康で安心・安全に暮せるまちづくりを進めていきます。

暮らしやすい快適環境のまち

私たちの周囲には、環境と調和した建造物や美しい景観などが多く残っています。次世代につないでいくために、それぞれができることを認識し、役割分担して維持していくことが大切になります。

地域の特性に合った景観を形成し、快適でうるおいのある環境を創造するとともに、環境と調和したまちづくりを進めていきます。

地球環境保全に貢献するまち

私たちの日常の社会・経済活動が、温暖化をはじめとする様々な地球規模の環境問題の起因となっていることを認識し、一人ひとりの生活様式を環境への負荷が少ないものへと転換していくことが必要です。

このため、地球環境について学び、省資源・省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの利用等暮らしの中でできることから取り組みを進め、地球にやさしいまちづくりを進めていきます。

地球環境に配慮した人が大きく育つまち

これからの奥州市を、将来世代まで安心・安全に暮らせる、環境の資源が豊かで持続的な発展が可能なまちとしていくためには、創意工夫と協働による取り組みが重要です。

このため、幅広い環境教育・環境学習や環境保全への取り組みを積極的に進め、環境について何かを“感じ”、自ら“学び、考え”、そして“協力し合い”、地域資源が豊かな状態で、人が大きく育っていけるようなまちづくりを進めていきます。

3-2 SDGsに向けた取り組み

3-2-1 SDGsに向けた取り組み

平成 27（2015）年、国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標が加盟国の全会一致で採択されました。

この目標は SDGs（エスディー・ジー・ズ：Sustainable Development Goals）と呼ばれ、17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標が決められており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

国においては、平成 28（2016）年、内閣総理大臣を本部長とする「持続的な開発目標推進本部（SDGs 推進本部）」を設置、同年、日本ならではの中期国家戦略として「SDGs 実施指針」を策定。指針では、8 つの優先課題が定められており、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」や「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」など環境的側面の課題も挙げられています。

さらに、SDGs 推進本部からは、これらの優先課題の解決のために、「SDGs アクションプラン」が公表され、8 つの優先課題に対する具体的な取り組み内容が示されています。

また、地方公共団体や個人、企業、各種団体においても SDGs に向けた様々な取り組みが意欲的に進められています。

本計画においては、令和 3 年度の計画見直しにあたり、計画に定められ、これまで進めてきた取り組みや施策を生かしつつ、新たに、SDGs の視点を取り入れ、個人や団体、地域での取り組みが世界規模の環境問題への積極的な取り組みであることを認識できるよう、本計画に定められた環境保全行動指針や計画指標の内容を踏まえ、主となる SDGs の 17 のゴールのアイコンを各環境目標に表示しました。





1. 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2. 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する。



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



5. ジェンダー平等*を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



8. 働きがいも経済成長も
すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク*を推進する。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエント*なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。



10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する。



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント*かつ持続可能にする。



12. つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する。



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



14. 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15. 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。



17. パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」より

3-2-2 奥州市版SDGsの作成

令和3年11月、奥州市では、この計画の主体である市民、市民団体、事業者及び市が、SDGsをより身近なものとして取り組めるよう「奥州市版SDGs」を作成しました。

本計画では、各環境目標にSDGsのアイコンを表示したほか、関連する「奥州市版SDGs」のアイコンも表示しています。



※「奥州市版SDGs」の各アイコンは、番号や位置、アイコンの色がSDGsのアイコンとリンクするように作られています。

「奥州市版SDGs」では、奥州市で象徴するようなデザインを取り入れたり、身近な言葉で目標を表現したりするなど、世界共通の目標を「地域事化」、「自分事化」して、子どもからお年寄りまでわかりやすく、取り組みに参加しやすいようにしています。

本計画では、奥州市の豊かな環境を保全するための環境配慮及び環境保全行動の指針について示していますが、その実践はSDGsにおける持続的に発展可能な社会を目指す上で、非常に重要な要素です。

「奥州市版SDGs」は、本計画の環境目標をより親しみやすく身近な目標とするほか、SDGsと「奥州市版SDGs」のアイコン同士のリンクにより「世界共通の目標、課題」と「地域の目標、課題」が結び付けられました。

その結び付きにより、本計画の環境目標の達成を目指す一人ひとりの日々の取り組みは、現在、世界共通の課題へつながる重要で貴重な取り組みとなっています。



1. 共に生きる社会の実現を



2. おいしいと安全を届けよう



3. 心身の健康としあわせをみんなに



4. 自由に学べる環境をみんなに



5. お互いを尊重し合おう



6.きれいな水を今も未来も



7. 豊かな自然を大切なエネルギーに



8. 働きがいのあるまちをつくらう



9. 先端技術を活用できるまちを目指そう



10. 市民に公平なまちづくり



11. 安心と魅力あるまちづくり



12. 丸ごと余さず使うまちづくり



13. 気候変動にしなやかなまちづくり



14. きれいな北上川を維持しよう



15. 豊かな森を守ろう



16. 誰もが安心・安全を感じられる社会



17. みんなが「つながる」まちづくり

3-3 環境目標と計画指標

本計画では、分野別環境像の実現を目指していくための環境目標を次のように定め、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者・市、それぞれの取り組みや施策を進めていきます。また、これらの取り組みや施策の推進の目安となる計画指標を定め、計画的な取り組みの展開を図っていきます。なお、これらの指標以外は、総合計画が掲げる指標によるものとします。

分野別環境像 I 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

I-1 ごみの減量化
(3Rの推進)



●ごみの発生抑制、再使用の促進及び再資源化の推進や省資源への取り組みを積極的に推進し、食品ロス削減推進計画の策定により食べ物を無駄にしない意識の醸成を図り、ごみの減量化を目指します。

I-2 廃棄物の適正処理



●廃棄物が適正に処理され、不法投棄のない清潔なまちづくりを目指します。

計画指標	現 状	目 標
① 1人1日当たりのごみの排出量	令和2年度 514g/人/日 (資源物及び事業系を除く)	初期(平成29～30年度) 470g/人/日以下 前期(令和1～3年度) 450g/人/日以下 後期(令和4～8年度) 489g/人/日以下
② ごみリサイクル率(総資源化率)	令和2年度 13.0%	初期(平成29～30年度) 20.0%以上 前期(令和1～3年度) 23.0%以上 後期(令和4～8年度) 26.0%以上
③ 事業系ごみの年間排出量	令和2年度 12,282t/年	初期(平成29～30年度) 11,900t/年 前期(令和1～3年度) 11,300t/年 後期(令和4～8年度) 11,300t/年
④ ごみ・リサイクル出前講座実施回数	令和2年度 13件/年 (平成28年度より実施)	初期(平成29～30年度) 30件/年 前期(令和1～3年度) 42件/年 後期(令和4～8年度) 60件/年
⑤ 不法投棄常習箇所数	令和2年度 23箇所	初期(平成29～30年度) 30箇所 前期(令和1～3年度) 27箇所 後期(令和4～8年度) 17箇所

分野別環境像Ⅱ 豊かな自然と共に生きるまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

Ⅱ-1 森林の保全	 	●森林の保全や整備を進め、森林の多様な機能が発揮される豊かな森づくりを目指します。
Ⅱ-2 清流の保全	 	●市内に源を発する清流や水源かん養機能等の健全な水循環の保全と確保を目指します。
Ⅱ-3 自然環境の保全と活用	 	●野生動植物の生息・生育環境の保全等により生物多様性を確保するとともに、外来動植物による影響を最小限にとどめ、優れた自然環境を保全し、将来世代に継承します。

計画指標	現 状	目 標
① 森林面積	令和2年度： 58,566ha	現状の面積を維持して行く
② 市有林整備面積（年間）	令和2年度： 16.54ha	毎年20haの整備を目指していく
③ 森林保全活動への参加延べ人数	平成28年度：765人 (9事業)	初期（平成29～30年度）800人 前期（令和1～3年度）800人 後期（令和4～8年度）800人
④ 水生生物調査参加団体数（環境省・国土交通省が主体の水生生物調査への市内団体等の登録数）	平成27年度：17団体 (環境省関係：14団体) (国交省関係：3団体)	初期（平成29～30年度）15団体 前期（令和1～3年度）20団体 後期（令和4～8年度）25団体
⑤ 水路等の清掃活動への参加延べ人数	平成27年度：6,152人 (胆沢平野土地改良区 幹線刈り払い延べ人数)	初期（平成29～30年度）6,150人 前期（令和1～3年度）6,150人 後期（令和4～8年度）6,150人
⑥ 鳥獣保護区指定箇所数	平成27年度：9箇所	9箇所を維持して行く
⑦ 狩猟免許取得者数	平成27年度：33人 猟銃11人（重複あり） わな22人（重複あり）	初期（平成29～30年度）30人 前期（令和1～3年度）30人 後期（令和4～8年度）30人
⑧ 猟友会会員数	平成27年度：185人 胆沢96人 江刺89人	初期（平成29～30年度）190人 前期（令和1～3年度）200人 後期（令和4～8年度）220人

分野別環境像Ⅲ いのちとくらしを守るまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

Ⅲ-1 安心・安全な
暮らしの確保

●土壌汚染の防止や有害化学物質対策、食の安全の確保等により安心・安全な暮らしの実現を目指します。

Ⅲ-2 環境保全型農業の推進



●環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進します。

計画指標	現 状	目 標
① 公共水域の水質の環境基準達成状況	平成 27 年度 (A 類型) 70.6%	調査河川の全ての調査地点が A 類型達成 (大腸菌群数を除く。)を目指す。
② 汚水処理人口普及率	平成 27 年度: 78.6%	令和 8 年度目標値: 94.4%
③ 地下水の環境基準達成率	平成 27 年度: 基準値以内 (15 箇所)	調査項目が基準値以内
④ 大気中の二酸化窒素濃度	平成 27 年度: 基準値以内 (水沢・江刺)	調査項目が基準値以内
⑤ 締結済の公害防止協定数	令和 2 年度: 349 件	維持、増加させていく
⑥ 特別栽培米等生産割合	平成 27 年度: 66.3%	初期 (平成 29~30 年度) 66.3% 前期 (令和 1 ~ 3 年度) 66.3% 後期 (令和 4 ~ 8 年度) 66.3%

分野別環境像Ⅳ 暮らしやすい快適環境のまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

Ⅳ-1 景観の保全



●環境と調和した建造物の保護と景観形成を目指します。

Ⅳ-2 空き家対策



●空き家の有効活用を進めるとともに、周辺に影響を与える特定空家等の管理不適切な空き家の解消を目指します。

計画指標	現 状	目 標
① 指定文化財件数	平成 27 年度: 296 件 (国 18 件、県 51 件、市 227 件)	指定件数を維持して行く
② 助言・指導などを行った特定空家等※に対する問題の解決に至った年間件数	- (実績なし)	初期 (平成 29~30 年度) 10 件/年 前期 (令和 1 ~ 3 年度) 20 件/年 後期 (令和 4 ~ 8 年度) 次期空家等対策計画に基づく
③ 空き家バンクにおける売買または賃貸契約の成立件数	平成 27 年度: 11 件	初期 (平成 29~30 年度) 25 件/年 前期 (令和 1 ~ 3 年度) 25 件/年 後期 (令和 4 ~ 8 年度) 次期空家等対策計画に基づく

【用語の説明】(文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています)

※ 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

分野別環境像 V 地球環境保全に貢献するまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

V-1 地球温暖化対策の推進



- 省資源・省エネルギーの推進や新エネルギーの利用等、温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献します。

計画指標	現 状	目 標
① おうしゅうエコ事業所制度登録数	平成 27 年度：72 事業所	初期（平成 29～30 年度）73 事業所 前期（令和 1 ～ 3 年度）75 事業所 後期（令和 4 ～ 8 年度）80 事業所
② 環境マネジメントシステム(ISO14001、EA21、KES、グリーン経営)認証事業所数	平成 27 年度：41 事業所 ISO14001 18 事業所 EA21 10 事業所 KES 3 事業所 グリーン経営 10 事業所	初期（平成 29～30 年度）増やしていく ↗ 前期（令和 1 ～ 3 年度）増やしていく ↗ 後期（令和 4 ～ 8 年度）増やしていく ↗
③ いわて地球環境にやさしい事業所認定数	平成 27 年度：23 事業所	初期（平成 29～30 年度）増やしていく ↗ 前期（令和 1 ～ 3 年度）増やしていく ↗ 後期（令和 4 ～ 8 年度）増やしていく ↗
④ エコショップいわて認定事業所数	平成 27 年度：18 事業所	初期（平成 29～30 年度）増やしていく ↗ 前期（令和 1 ～ 3 年度）増やしていく ↗ 後期（令和 4 ～ 8 年度）増やしていく ↗
⑤ 市公用車の低公害車の導入割合	平成 27 年度：4.3% (低公害車 28 台/647 台)	初期（平成 29～30 年度）増やしていく ↗ 前期（令和 1 ～ 3 年度）増やしていく ↗ 後期（令和 4 ～ 8 年度）増やしていく ↗

分野別環境像 VI 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

VI-1 環境教育・環境学習の推進



- 豊かな環境を活かした環境教育や環境学習の推進、環境情報の提供等により環境についての理解を深めます。

VI-2 環境ネットワークの構築

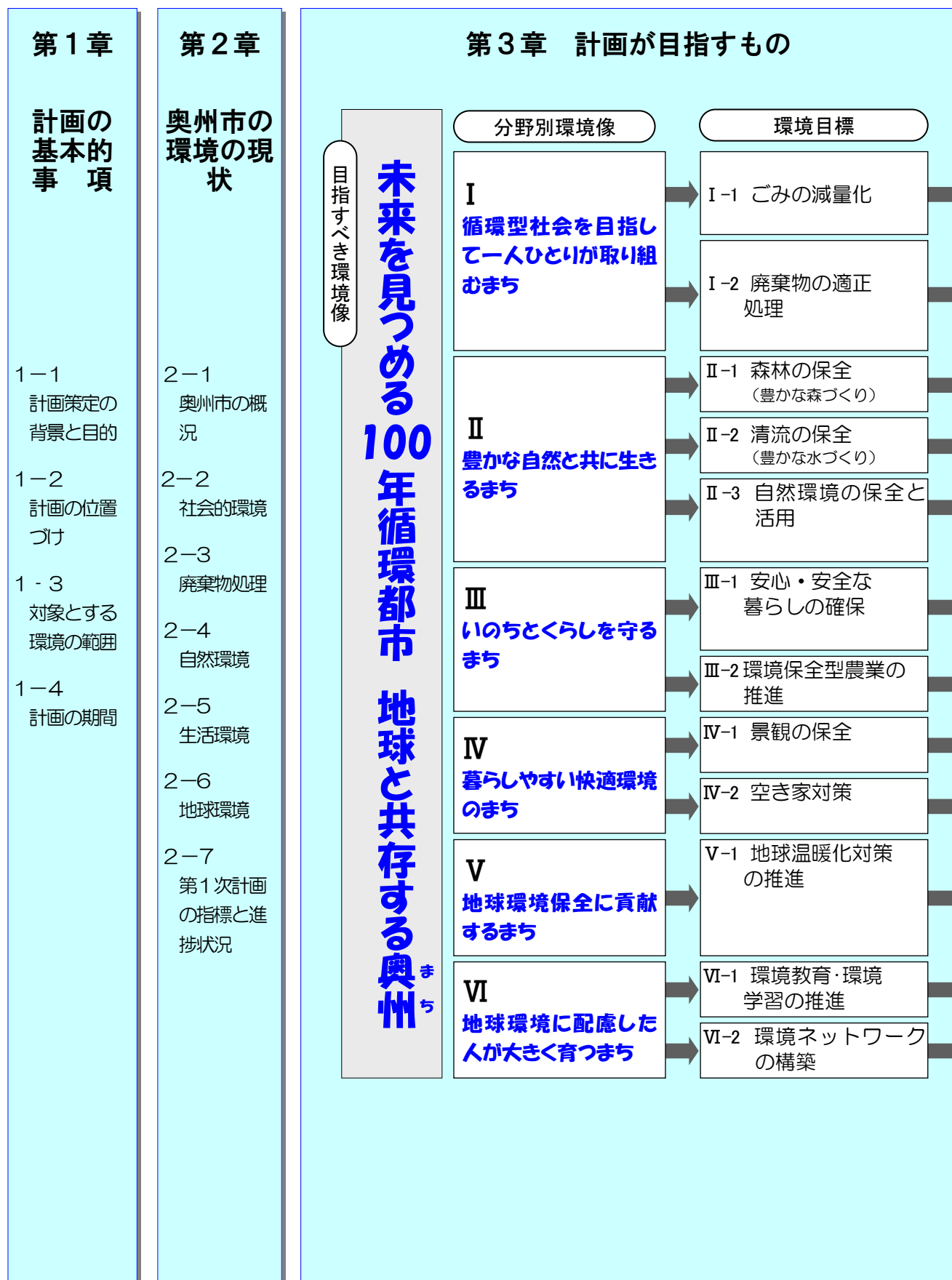


- 市民の知識・経験を活かし、市民・市民団体・事業者との連携による環境づくりがなされる体制づくりを進めます。

計画指標	現 状	目 標
① 市民の環境学習イベントの参加者理解度	－（調査実績なし）	アンケート実施時において、理解度 70%以上を目指す
② 市民の環境学習イベントの参加者数	－（調査実績なし）	初期（平成 29～30 年度）1,100 人 前期（令和 1 ～ 3 年度）1,340 人 後期（令和 4 ～ 8 年度）1,460 人
③ 小中高等学校の児童生徒に対する環境学習実施回数	令和 2 年度：22 回	前期（令和 1 ～ 3 年度）22 回/年 後期（令和 4 ～ 8 年度）24 回/年
④ 奥州市環境市民会議事業の参加延べ人数	平成 27 年度：499 人 (総会時点)	初期（平成 29～30 年度）500 人 前期（令和 1 ～ 3 年度）500 人 後期（令和 4 ～ 8 年度）500 人

※市民の環境学習イベント及び小中高等学校の児童生徒に対する環境学習実施回数の取り扱いについて
指標に用いる市民の環境学習イベント等は、定期開催が見込めるごみリサイクル出前講座等、市と奥州市環境市民会議が主催、共催する事業を対象とする。

3-4 計画の構成（取組の構成）



第4章 目標を達成するための施策

環境保全行動指針 (市民・市民団体・事業者)

I-1-1 ごみを減らす暮らし
I-1-2 資源の循環を育む暮らし

I-2-1 不法投棄を防ぐ暮らし
I-2-2 環境美化を育む暮らし

II-1-1 森を守る暮らし
II-1-2 森を育む暮らし

II-2-1 清流を守る暮らし
II-2-2 清流を育む暮らし

II-3-1 貴重な自然を守る暮らし
II-3-2 自然との共生を育む暮らし
II-3-3 生態系を守る暮らし

III-1-1 有害物質の使用を減らす暮らし
III-1-2 食文化を育む暮らし
III-1-3 良好な大気・水を守る暮らし

III-2-1 安心な農畜産物を守る暮らし

IV-1-1 景観を守る暮らし
IV-1-2 環境美化を育む暮らし（I-2-2再掲）

IV-2-1 住環境を守る暮らし

V-1-1 CO₂（二酸化炭素）を減らす暮らし
V-1-2 環境負荷を減らす暮らし

VI-1-1 環境の心を育む暮らし

VI-2-1 環境パートナーを育む暮らし

協働

市の取組

I-1-① ごみの発生抑制
I-1-② 再使用の促進
I-1-③ リサイクルの推進

I-2-① ごみ収集の適正化・効率化
I-2-② 廃棄物の適正処理
I-2-③ 不法投棄の防止
I-2-④ 環境美化の推進

II-1-① 森林の保全
II-1-② 森林の機能の保全と活用

II-2-① 豊かな水環境の保全
II-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握

II-3-① 自然景観・資源の保全と活用
II-3-② 里地里山の保全と活用
II-3-③ 多様な生物の生息・生育環境の保全

III-1-① 化学物質からの安全確保
III-1-② 良好な水環境の保全
III-1-③ 快適な生活環境の保全

III-2-① 環境にやさしい土づくり(食の安全確保)

IV-1-① 良好な景観の保全と形成
IV-1-② 環境美化の推進（I-2-④再掲）

IV-2-① 空き家対策の推進

V-1-① 省資源・省エネルギー(地産地消)の推進
V-1-② 再生可能エネルギーの利用促進
V-1-③ 地球環境保全対策の推進

VI-1-① 環境教育・環境学習の推進
VI-1-② 環境情報の充実・提供

VI-2-① 環境指導員の育成
VI-2-② 環境ネットワークの形成

調整

調整

地域別環境配慮指針

市街地

農村部

里山・森林



第4章 目標を達成するための 施策

4-1 環境保全行動指針

4-2 地域別環境配慮指針

4-3 市の取組

4-1 環境保全行動指針

(市民・市民団体・事業者)



奥州市が目指すべき環境像『未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州』を実現するため、市民・市民団体・事業者・市が一体となって取り組む必要があります。ここでは、第3章で示した分野別環境像毎の環境目標および計画指標（P32）を達成するために、市民・市民団体・事業者が、生活や事業活動など日常の暮らしの中でどのように行動していけばよいのか、その具体的な指針を例示しています。

奥州市環境保全行動指針

分野別環境像ごとの環境目標（第3章（P32））を達成するための市民、市民団体、事業者の環境保全行動の指針

環境の保全等に関する施策の展開

目指すべき環境像

未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州^{まち}

分野別環境像Ⅰ 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

環境目標Ⅰ-1 ごみの減量化（3Rの推進）

行動指針Ⅰ-1-1 ごみを減らす暮らし

行動指針Ⅰ-1-2 資源の循環を育む暮らし

環境目標Ⅰ-2 廃棄物の適正処理

行動指針Ⅰ-2-1 不法投棄を防ぐ暮らし

行動指針Ⅰ-2-2 環境美化を育む暮らし

P42

分野別環境像Ⅱ 豊かな自然と共に生きるまち

環境目標Ⅱ-1 森林の保全（豊かな森づくり）

行動指針Ⅱ-1-1 森を守る暮らし

行動指針Ⅱ-1-2 森を育む暮らし

環境目標Ⅱ-2 清流の保全（豊かな水づくり）

行動指針Ⅱ-2-1 清流を守る暮らし

行動指針Ⅱ-2-2 清流を育む暮らし

環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用

行動指針Ⅱ-3-1 貴重な自然を守る暮らし

行動指針Ⅱ-3-2 自然との共生を育む暮らし

行動指針Ⅱ-3-3 生態系を守る暮らし

P47

分野別環境像Ⅲ いのちとくらしを守るまち

環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保

行動指針Ⅲ-1-1 有害物質の使用を減らす暮らし

行動指針Ⅲ-1-2 食文化を育む暮らし

行動指針Ⅲ-1-3 良好な大気・水を守る暮らし

環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進

行動指針Ⅲ-2-1 安心な農畜産物を守る暮らし

P55

分野別環境像Ⅳ 暮らしやすい快適環境のまち

環境目標Ⅳ-1 景観の保全

行動指針Ⅳ-1-1 景観を守る暮らし

行動指針Ⅳ-1-2 環境美化を育む暮らし（Ⅰ-2-2再掲）

環境目標Ⅳ-2 空き家対策

行動指針Ⅳ-2-1 住環境を守る暮らし

P59

分野別環境像Ⅴ 地球環境保全に貢献するまち

環境目標Ⅴ-1 地球温暖化対策の推進

行動指針Ⅴ-1-1 CO₂（二酸化炭素）を減らす暮らし

行動指針Ⅴ-1-2 環境負荷を減らす暮らし

P61

分野別環境像Ⅵ 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進

行動指針Ⅵ-1-1 環境の心を育む暮らし

環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築

行動指針Ⅵ-2-1 環境パートナーを育む暮らし

P63

計画の基本的事項

奥州市の環境の現状

計画が目指すもの

環境保全行動指針

地域別環境配慮指針

市の取組

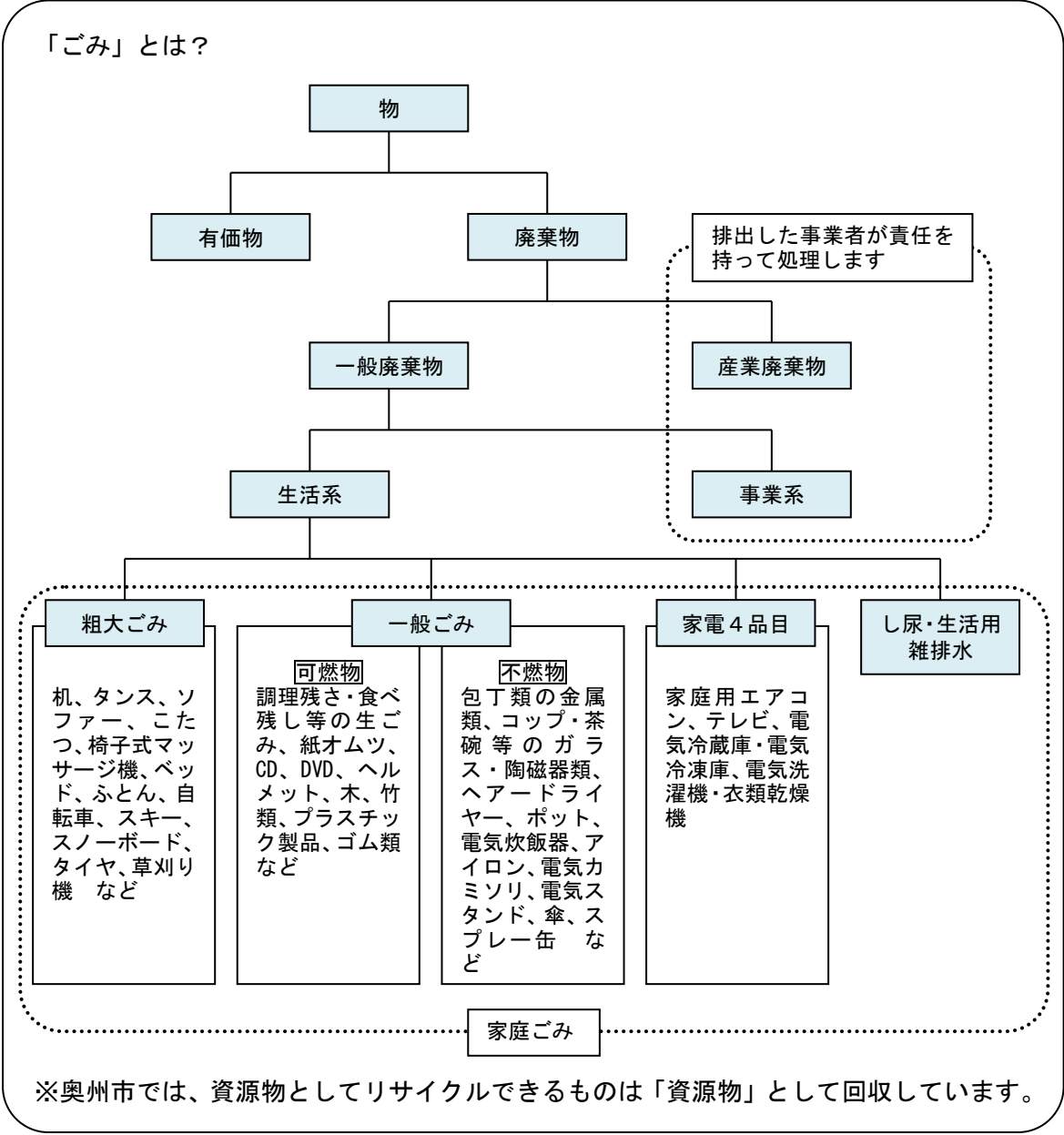
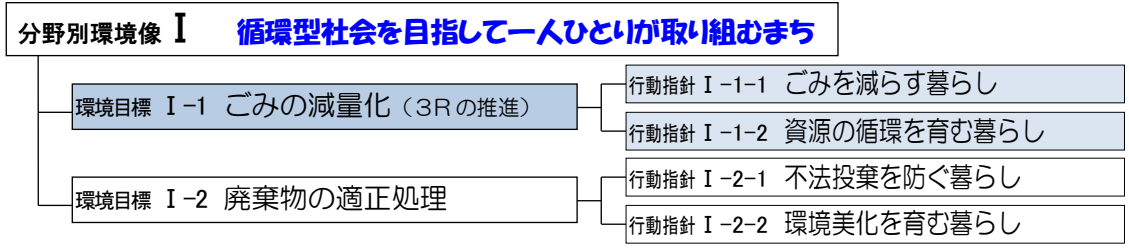
計画の推進

資料編

分野別環境像Ⅰ 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

4-1-1 環境目標Ⅰ-1 ごみの減量化(3Rの推進)

「ごみの減量化」のために、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）の促進及び再資源化（Recycle：リサイクル）の推進や省資源への取り組みを積極的に推進していきしょう。



行動指針 I-1-1 ごみを減らす 暮らし

家庭や事業所から、ごみの発生を減らしていきましょう。特に、買い物袋（マイバッグ等）の持参、レジ袋や包装紙を断る、使い捨て製品の購入・使用を極力控えるなど、すぐにごみとなるものは買わない、もらわない、家庭に持ち込まないなど、ごみの発生を減らす取り組みを進めていきましょう。

また、不要になった物をできる限り再使用するほか、発生してしまったごみは、分別を徹底し、資源としてリサイクルが進められるよう協力しましょう。



主体ごとの役割分担

（●：重点項目）

	主な取り組み
市 民	●環境学習会に積極的に参加します。 ●マイバッグを持参します。 ●包装は簡易なものを選びます。 ●エコ商品を購入します。 ○電化製品や家具・日用品は大切にし、修理するなど、できる限り長く使用します。 ○エコクッキング※など、調理屑や食べ残しが出ないような工夫をします。 ○廃棄時に処理困難となるものを購入・使用しないようにします。 ○ごみの分別によるリサイクルを進めます。
事業者	●マイバッグ運動に取り組みます。 ●エコ事業所に登録します。 ・使い捨て商品等の製造・販売の自粛 ・廃棄処理困難な商品等の製造・販売の自粛 ・有害化学物質を発生する商品等の販売の自粛 ・廃棄方法(分別・資源化方法など)の明記など ●生産工程等を見直し、廃棄物の減量化に努めます。 ●容器包装を簡易にします。 ○廃棄物の資源化と減量化を徹底します。 ○広告紙は必要最低限にします。 ○多量排出事業者は、減量化・資源化計画等の作成・実行と、環境報告書の作成を進めます。 ○建設事業における産業廃棄物の削減や適正処理及び再生資材の利用を推進します。 ○建築物の解体や建設に伴う廃材の分別徹底と有効利用や資源としてのリサイクルに努めます。
市民団体	●ごみ減量に向けた意識啓発をします。 ●環境学習会を支援します。 ○市民・事業者・市と協働して、全市的なごみの減量に努めます。 ○マイバッグ運動を支援していきます。
市の取組	I-1-① ごみの発生抑制 I-1-② 再使用の促進 I-1-③ リサイクルの推進

70 ページ参照

4-1-1

行動指針 I-1-2 資源の循環を育む暮らし

資源が限りあるものであることを理解し、3R運動※（Reduce：リデュース＝ごみの発生抑制、Reuse：リユース＝再び使う、Recycle：リサイクル＝再資源化）を進め、ごみとして焼却や埋立処分される量を極力減らし、資源として循環する社会づくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

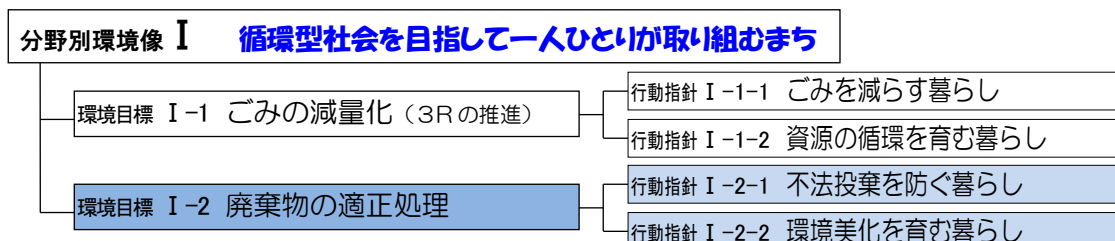
（●：重点項目）

	主な取り組み
市民	●フリーマーケット※を利用するなど、物品を再利用します。 ●生ごみの堆肥化に努めます。 ・家庭菜園等で利用するなど、ごみとして出さないように工夫していきます。 ○廃棄物の実態や資源の有限性などについて学び、3Rについて考え、行動します。 ○ごみの分別や出し方など、家族みんなが理解し、分別が徹底できるよう努めます。 ○ごみは「ごみ収集カレンダー」や「資源ごみの出し方」に沿って出します。 ○新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックなどリサイクル可能なものは資源回収に出します。 ○資源回収に積極的に協力するなど、資源の再生利用に心がけます。 ○製品や商品の購入・使用にあたっては、リサイクル製品を積極的に選択・利用するようにします。
事業者	●フリーマーケット※の場の提供などを行います。 ●常設リサイクルステーションを設置します。 ・商店等事業所での資源回収ボックスの設置等、リサイクルに協力していきます。 ●農業廃棄物のリサイクルを推進します。 ・ビニールなどの農業廃棄物は、農協等での回収に出し、リサイクルを進めます。（農業事業者） ●リサイクル可能な原料、資材等を極力利用します。 ○敷地内の植木のせん定材等を堆肥化します。（事業所） ○事業所の環境報告書や廃棄物減量化計画の作成を進めます。（事業所） ○環境にやさしい製品や商品の研究開発を進めます。（製造業等） ○再生資源を利用した部品や材料を選択し、使用します。（事業所等） ○再生資源を活用した製品や商品の製造や販売に努めていきます。（製造業等） ○事業所における資源化推進体制を整備します。（製造業等） ○間伐材や農林産廃棄物の有効活用に努めます。（農林業者） ○畜産廃棄物のバイオマス資源としての有効利用に努めます。（農林業者） ○生ごみの堆肥化や飼料化など、事業系生ごみや植物性廃棄物の資源化に向けた取り組みを進めます。（食料品販売・飲食・旅館等事業所）
市民団体	●地区での資源回収に協力します。 ●フリーマーケット※開催に協力します。 ○OEM ボカシづくりなど、生ごみの堆肥化支援と活用のためのしくみづくりに協力します。 ○公園・緑地や里山※など緑の維持管理で発生する下草・落ち葉などの堆肥化や活用の場づくりを進めます。
市の取組	I-1-① ごみの発生抑制 I-1-② 再使用の促進 I-1-③ リサイクルの推進

70 ページ参照

4-1-2 環境目標 I-2 廃棄物の適正処理

不法投棄のない清潔なまちを作っていくためには、「廃棄物の適正処理」を推進することが大切になります。環境美化に努めごみのポイ捨て（不法投棄）がされにくい環境づくりを目指しましょう。



行動指針 I-2-1 不法投棄を防ぐ 暮らし

不法投棄地点などの現状把握、不法投棄防止の意識を持ち、監視パトロールへの参加など、不法投棄防止対策に協力しましょう。

また、道路沿いの山林や水辺、荒廃地などのクリーン作戦や環境美化活動に積極的に参加し、不法投棄やポイ捨てをされにくい環境づくりを進めましょう。



主体ごとの役割分担

（●：重点項目）

	主な取り組み
市民	●歩きタバコや自転車、車からのポイ捨てを監視します。 ●野外活動等でのごみは持ち帰ります。 ○不法投棄をしません。 ・不要になった家電製品などは、家電リサイクル法に従ってリサイクルします。 ・粗大ごみは、市や地域で進められている粗大ごみ回収に出したり、胆江地区衛生センターに直接搬入するなど、適正に処理します。 ○不法投棄の情報提供や巡回・監視活動に協力します。
事業者	●農業に伴う稲わら、草等の焼却は周辺環境に注意して行います。 ●家畜排泄物を適正に処理します。 ●事業活動に伴う廃棄物の管理を徹底し、適正に処理します。 ○不法投棄をしません。 ・製品の製造や生産に伴い発生する廃棄物の適正処理及び発生抑制を推進します。 ・建設廃材や残土は、建設リサイクル法などを遵守し、適正にリサイクルや処分をします。 ・事業所で不要になった事務機器や家電製品、廃棄物は、リサイクル法や廃棄物処理のマニフェスト※に沿った適正廃棄までの監視・管理を行うなど、適正に処分します。 ○不法投棄の情報提供や不法投棄地での原状回復等に積極的に協力します。 ○デポジット制度※の導入検討など、容器等の回収とリサイクルを進めます。 ○事業所の環境報告書の作成を進めます。

4-1-2

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●ポイ捨て防止の啓発をします。 ●不法投棄防止パトロールに参加します。 ○粗大ごみの回収や不用品の再利用促進に協力します。 ○不法投棄の情報提供に協力します。 ○不法投棄地での現状回復等に協力します。
市の取組	I-2-① ごみ収集の適正化・効率化 I-2-② 廃棄物の適正処理 I-2-③ 不法投棄の防止 I-2-④ 環境美化の推進

70 ページ参照

行動指針 I-2-2 環境美化を育む暮らし

道路沿いの山林や水辺、荒廃地などの一斉クリーン活動に参加・協力するほか、住まい周辺の清掃活動や花いっぱい運動など、きれいで美しいまちをつくり、ポイ捨てなど不法投棄されにくい環境づくりを進めていきましょう。また、歩きたばこの自粛や野外飲食等から生ずるごみの持ち帰りなどのルールを守り、環境マナーが育まれる暮らしづくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

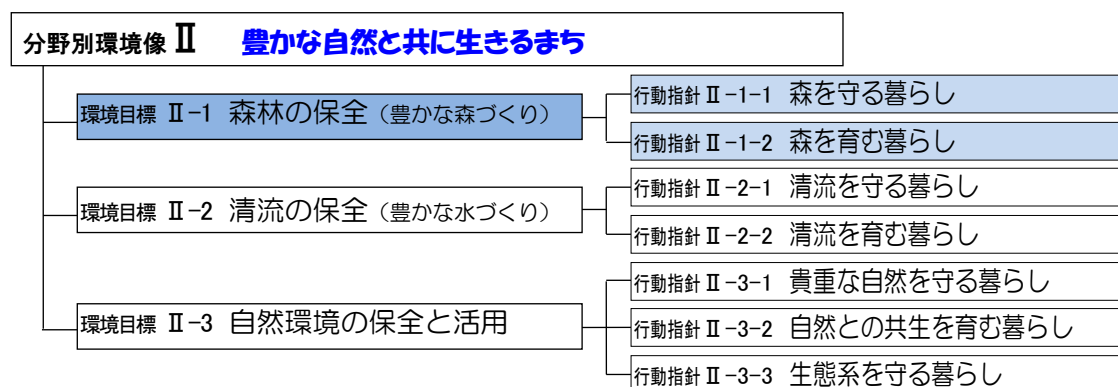
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●環境美化活動に参加します。 ●家庭ごみは焼却せず収集日に出します。 ●身近にある川や水路等の美化に努めます。 ○花いっぱい運動や住まい周辺の緑化、オープンガーデンなど、きれいで快適なまちづくりに協力します。 ○家族みんなで地域のまちづくりや環境問題、環境マナーについて話し合います。 ○学校での環境教育・環境学習に協力します。 ○一人ひとりが環境について考え、行動します。 ・身近な場所で気がついたごみを拾い、かたづけます。
事業者	●環境美化活動に参加します。 ○事業所周辺や道路等の清掃の実施、事業所周辺の緑化や花づくりの実施と管理を進めます。 ○地域での一斉クリーン活動への参加と協力・支援を進めます。
市民団体	●環境美化活動に参加します。 ○きれいで快適なまちづくり意識の高揚に向けた環境教育・環境学習に協力します。 ○住まい周辺の緑化や花づくりの支援活動を進めます。
市の取組	I-2-① ごみ収集の適正化・効率化 I-2-② 廃棄物の適正処理 I-2-③ 不法投棄の防止 I-2-④ 環境美化の推進

70 ページ参照

4-1-3 環境目標Ⅱ-1 森林の保全(豊かな森づくり)

森林の保全や整備を進め、森林の多様な機能が発揮される豊かな森づくりをするため、森林との触れ合いを大切にしながら協力していきましょう。



行動指針Ⅱ-1-1 森を守る 暮らし

開発や手入れが行き届かず荒廃しつつある森林環境を再生し、良好な里山※(雑木山)の環境を守っていくとともに、森林の間伐や枝打ちなどを行い、水源かん養や自然災害防止、生態系保全、景観保全、CO₂吸収など、森林が有する多面的な機能を向上し、自然とのふれあい豊かな森づくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●森林保全(植樹、枝打ち等)活動に参加します。 ・自然豊かな森林の保全、植樹等による森林環境の再生など ・良好な雑木林の育成、間伐や下草刈り、ふれあい活動への参加など ●山を汚さないようにします。 ・自然豊かな森林を守るため、ごみは持ち帰るなど山を汚しません。 ●山菜採りなど、森林空間や自然環境を利用する際は、ルールを守ります。 ・山火事を起こさないように、タバコのポイ捨て、野焼きなどをしません。 ・高山植物など貴重な動植物は採取しません。また生息・生育地には立ち入りません。 ○地域の森林が果たしている役割について学び、知り、森林の保全について考えていきます。 ○森林の保全により土砂災害等を防止し、自然災害に強いまちづくりに協力します。
事業者	●除間伐等による山の適正な管理を進めます。 ●森林保全(植樹、枝打ち等)活動への支援・指導をします。 ・自然豊かな森林の保全、植樹等による森林環境の再生など ・良好な雑木林の育成、間伐や下草刈り、ふれあい活動への支援・指導など ●開発行為等による工事完了後に地域の植生により原状に復元します。 ○事業活動による森林や森林の生育環境への影響防止に努めます。 ○市民等の森林学習、森林保全や里山保全など森林ボランティア活動を指導・支援します。 ○森林の現状等について調査を行い、適切な森林情報の整備・発信を進め、市民等の理解の向上に努めます。 ○森林の保全により土砂災害等を防止し、自然災害に強いまちづくりに協力します。

4-1-3

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●森林保全（植樹、枝打ち等）活動に参加・協力します。 ・自然豊かな森林の保全、植樹等による森林環境の再生など ・良好な雑木林の育成、間伐や下草刈り、ふれあい活動への参加、協力など ○森林の保全により土砂災害等を防止し、自然災害に強いまちづくりに協力します。
市の取組	II-1-① 森林の保全 II-1-② 森林の機能の保全と活用 72 ページ参照

行動指針 II-1-2 森を育む暮らし

地域で産出される木材や間伐材などの森林資源を有効に活用し、豊かな森林や里山※を回復していきましょう。

また、森林ボランティアに参加し、植林などのほか、荒廃した森林の間伐や枝打ち、下草刈りにより、森林の諸機能を高め、身近に自然とふれあえる豊かな森づくり（里山づくり）を進めていきましょう。



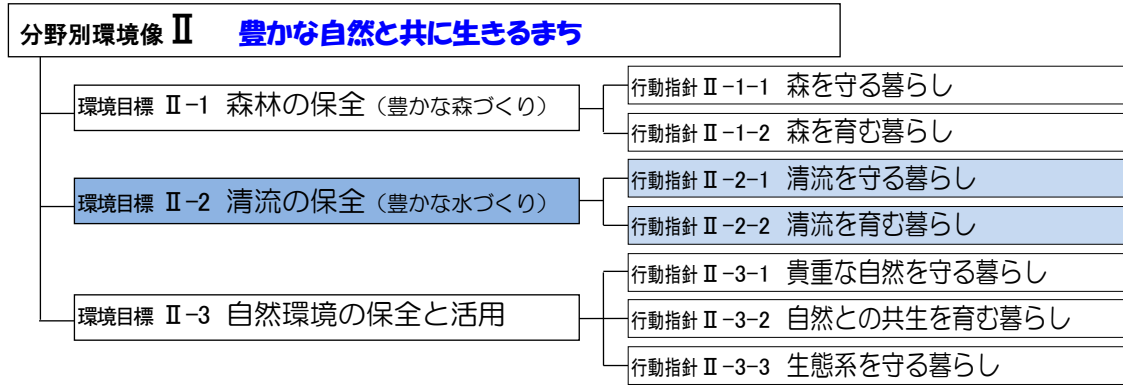
主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●森林の植樹及び除間伐等に参加します。 ○手入れがされていない森林等の育林や里山※の維持管理など森林ボランティア活動に参加します。 ○地域の森林が果たしている役割について学び、知り、森林の保全について考えます。 ○森林機能（水源涵養、県土保全、生物生息、CO₂吸収、保健休養等）の再生に協力します。
事業者	●除間伐材の有効活用を進めます。 ●森林の植樹及び除間伐等に協力します。 ○地元産材（間伐材を含む）の積極的な活用に進めるとともに、森林の育成や維持管理を進めます。 ・地域の木材等森林資源の有効活用のしくみづくりを進めます。 ・事業所の建設や改築等に際して、地元産材の活用に進めます。 ・地元産材や間伐材をはじめ、木質バイオマス※資源の有効活用を進めます。 ○市民等の森林学習や森林保全、里山保全など森林ボランティア活動を指導・支援します。 ○間伐や枝打ち、植樹、土壌流出防止対策など、森林や山の適正な管理を進めます。
市民団体	●森林の植樹及び管理に協力します。 ○手入れがされていない森林の間伐や枝打ち、下草刈り、植樹など、森林環境ボランティア活動に参加協力します。 ○地域の木材等森林資源の有効活用のしくみづくりを検討していきます。
市の取組	II-1-① 森林の保全 II-1-② 森林の機能の保全と活用 72 ページ参照

4-1-4 環境目標Ⅱ-2 清流の保全(豊かな水づくり)

市内に源を発する清流や水源かん養機能等の健全な水循環の保全と確保をするため、水について考え行動しましょう。



行動指針Ⅱ-2-1 清流を守る 暮らし

河川源流域の自然環境の保全と再生、地域の自然豊かな水辺環境や健全な水循環の保全に協力していくとともに、自然豊かな水辺を守り、水を汚さない水を大切に作る取り組みを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●水生生物等による水質調査に参加し、地域の水や自然環境を考えます。 ○水が果たしている役割について学び、地域の水環境や水資源について考えます。 ○清流を守り育む暮らしづくりを進めます。 ・節水や使用水の再利用、雨水の有効活用など、水を大切に利用する暮らしを進めます。 ・生活排水の適正な処理など、水を汚さない暮らしを進めます。 ○地域の清流を守り育む活動に参加します。 ・源流域などの森林の保全と育成を進める森林ボランティア活動に参加します。 ・住まい周辺の水路の清掃や水辺のクリーン活動に参加し、清流を守っていきます。
事業者	●水生生物等による水質調査を支援します。 ○地域で行われる水辺のクリーン活動などに協力します。 ○事業所周辺の水路の清掃、事業所に隣接する水辺の自然環境の保全や育成を進めます。 ○節水対策、雨水や使用水の有効活用など水資源の循環利用に努め、水資源の保全を進めます。 ○河川源流域での開発は控えます。 ○樹木の伐採に際し水源涵養機能への影響に配慮します。 ○湧水・湿地・池沼、溪流や溪谷、河川等多様な水辺の自然環境の保全と活用に努めていきます。 ○事業活動による水利用や排水に伴う水環境への負荷を減らします。

4-1-4

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●水生生物等による水質調査に参加・協力します。 ●自主的な清流保全活動を推進します。 ○地域の清流を守り育む活動に参加します。 ・源流域などの森林の保全と育成を進める森林ボランティア活動に参加・協力します。 ○水辺のクリーン活動に参加・協力していきます。 ○湧水・湿地・池沼、溪流や溪谷、河川等多様な水辺の自然環境の保全と活用に努めていきます。
市の取組	Ⅱ-2-① 豊かな水環境の保全 Ⅱ-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握

72 ページ参照

行動指針Ⅱ-2-2 清流を育む 暮らし

水源涵養域や水辺の自然環境、健全な水循環を保全、再生、育成し、豊かな清流を育ていきましょう。

特に、水質汚濁や汚染の防止、水辺のクリーンアップ、水路や河川護岸等の多自然型工法の活用による水生生物等の生息環境の確保など、身近に水辺の自然とふれあえ、水を大切にし、生命を育む清らかな水を身近に感じるまちづくりを進めていきましょう。



水生生物調査

主体ごとの役割分担

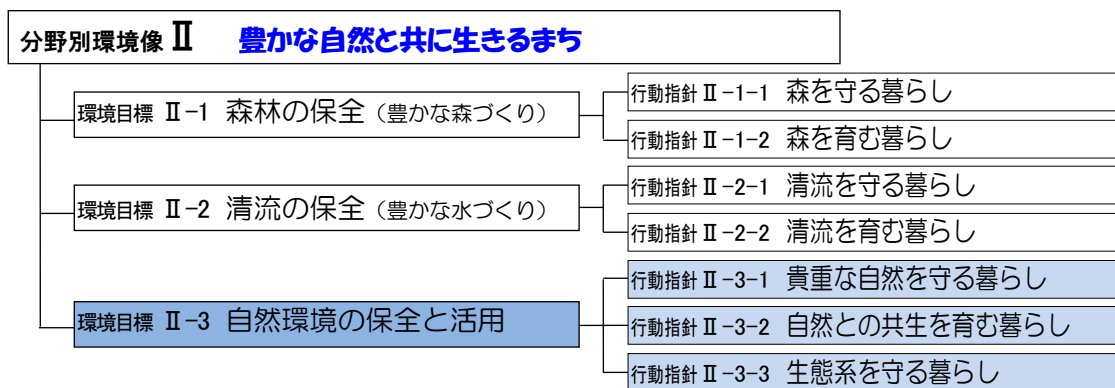
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●水辺等の清掃活動や環境美化活動に参加します。 ○水辺に親しみ、川の重要性について理解を深めていきます。 ○水辺の維持管理活動などに参加します。
事業者	●河川・水路の整備に際し、多自然型護岸整備などを検討します。 ○地域で行われる水辺の維持管理活動などに参加・協力します。 ○水辺等の清掃活動や環境美化活動に参加・協力します。 ○身近に自然とふれあえる水辺の整備、親水空間の整備を進めます。 ○地域の良好な水循環機能の保全と向上に努めます。 ・農地や透水性舗装等による市街地での雨水保水や地下浸透(地下水涵養)など水源涵養、地表水の流出調整、蒸発散等自然機能の保持、向上 ・地下水、湧水(地)、湿地や池沼等の保全による自然浄化機能の向上
市民団体	●水辺等の清掃活動や環境美化活動に参加・協力します。 ○水辺の維持管理活動などに参加・協力します。
市の取組	Ⅱ-2-① 豊かな水環境の保全 Ⅱ-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握

72 ページ参照

4-1-5 環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用

生物多様性を確保するため、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。また、本来の生態系を維持するため、保全と合わせ外来動植物の取り扱いに留意し将来世代に継承しましょう。



衣川地域「衣の滝」

4-1-5

行動指針Ⅱ-3-1 貴重な自然を守る暮らし

希少な野生動植物種や多様な生物の生息・生育環境をはじめ、すぐれた自然景観や自然環境地域を守り、貴重な自然と豊かなふれあいのある地域づくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●:重点項目)

	主な取り組み
市民	●自然森林や自然林に近い雑木林（里山）等の保全を図り、多様な生物の生息・生育環境や自然景観の保全に努めていきます。 ●身近な自然に関心を持ちましょう。 ○身近な生物の生息・生育状況調査に参加し、地域の自然環境についての理解を深めます。 ○野生動植物の生息・生育地の保全活動に参加・協力します。 ○高山や湿原、原生林などの希少種※・貴重種※・脆弱な動植物の生息・生育地にむやみに立ち入らず、採取・捕獲などをしません。 ○山菜採りや溪流釣り、ハイキングやキャンプ等に際してのルールを守ります。 ○住宅建設や改築に際しては、地域の良好な野生動植物生息環境を損なわないよう配慮します。 ○ペットをはじめ、外来種を野山や水辺に逃がしたり放したりしません。
事業者	○地域での自然環境調査や野生生物の生息・生育地の保全活動に協力・支援します。 ○高山や湿原、原生林などの希少種※・貴重種※・脆弱な動植物の生息・生育地にむやみに立ち入らず、採取・捕獲などをしません。 ○自然性の高い森林や自然林に近い雑木林（里山）等の保全を図り、多様な生物の生息・生育環境や自然景観の保全に努めていきます。 ○すぐれた自然景観や自然環境を有する地域での開発は控え、適切な保全に努めていきます。 ○絶滅危惧種や希少な野生動植物が生息・生育する樹林地や水辺等での開発は避けます。 ○事業活動に伴う希少種※等の生息・生育環境や優れた自然景観等への影響を防いでいきます。 ・道路等の開発事業に際しては、野生動植物の生息・生育環境を分断しないよう配慮します。 ・事業所建設の際には、野生生物の生息・生育環境や自然景観を悪化させないように配慮します。 ・農薬や化学物質の使用等による水路等への排出を防ぎ、生態系への影響をなくしていきます。 ○特定外来生物等の放流・放逐等はしません。 ○地域の生態系や生息環境の保全・管理等に留意した有害鳥獣対策に努めます。
市民団体	●野生生物の生息・生育状況調査や野生動植物の生息・生育地の保全活動に参加・協力します。 ○すぐれた自然景観や自然環境地域の保全活動に協力します。 ○特定植物群落、貴重種※・希少種※、天然記念物の保護保全と生息・生育環境の保全を進めていきます。 ○外来種による地域固有種や生態系への影響を減らします。影響が懸念される地域での外来生物等の駆除対策に協力します。
市の取組	Ⅱ-3-① 自然景観・資源の保全と活用 Ⅱ-3-② 里地里山の保全と活用

72 ページ参照

行動指針Ⅱ-3-2 自然との共生を育む 暮らし

自然と共生してきた地域の文化や歴史環境の保全と継承に努めましょう。そして、地域の自然環境や水循環、生態系等に配慮した里山*や水辺の整備や再生に協力し、恵み豊かな森林や農地を育み、農林資源の有効活用など、自然と共生し、身近に豊かな自然とふれあえるまちづくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●優れた自然景観に関する調査・保全活動に協力します。 ○地域の自然との共生の歴史や文化を学び、暮らしの知恵など文化を継承します。 - 文化財や民俗資料の調査研究に協力します。 - 地域の歴史的・文化的環境や郷土芸能の保全への理解と保全活動に参加します。 ○地域の森林資源等を積極的に活用します。 - 住まいの新築や改築等に際しては、地元産材の活用に努めます。 - ペレットストーブ*など、地域の間伐材や木質バイオマス*燃料の利用に配慮していきます。 ○遊休農地を活用した花畑づくりなど、まちづくりに協力します。 ○家屋等の外観や植樹は地域景観との調和に配慮します。 ○エコミュージアム*やグリーン・ツーリズム*などに協力し、人々との交流を深めていきます。
事業者	●優れた自然景観に関する調査・マップの活用・PRを行います。 ○地域の歴史的・文化的環境や郷土芸能の保全と継承に協力します。 ○樹林や街路樹、河川水路等の気候緩和機能の活用と育成、風の道や水の道の活用に努めます。 ○緑と花のまちづくり基金に協力します。 ○事業活動に際し、自然との共生に配慮します。 - 事業所建設や操業に際し、地域の自然や生活環境への影響防止に努めます。 - 地産地消*に配慮した事業活動に努めます。 - 建造物等は地域景観との調和に配慮します。 - 美観を損なう看板などの設置は控えます。 ○エコミュージアム*やグリーン・ツーリズム*などに協力し、人々との交流を深めていきます。
市民団体	●優れた自然景観に関する調査・マップの作成・PRを行います。 ○地域の自然との共生の歴史や文化、暮らしの知恵などを調べ、情報を発信します。 ○地域の森林資源などの地産地消*のしくみづくりに協力していきます。 ○エコミュージアム*やグリーン・ツーリズム*などに協力し、人々の交流を深めていきます。
市の取組	Ⅱ-3-① 自然景観・資源の保全と活用 Ⅱ-3-② 里地里山の保全と活用

72 ページ参照

4-1-5

行動指針Ⅱ-3-3 生態系を守る暮らし

在来野生動植物の生息域を保全し、生態系を守るため、外来生物などによる地域固有の生物種や生態系への影響を防ぐ取り組みや、地域の生態系や生息環境の保全等に留意した有害鳥獣、害虫対策や被害防止に努めていきましょう。

主体ごとの役割分担

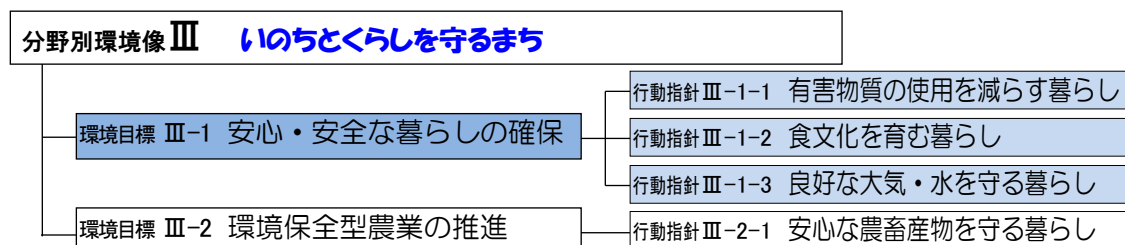
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●動物を飼養する時は最後まで責任を持ちます。 ●植物の栽培等は後片付けまで責任を持ちます。 ●野生動物の餌となる物は適切に処理します。 ○有害鳥獣、害虫の駆除に協力します。
事業者	●特定外来生物等の放流・放逐等はしません。 ○地域の生態系や生息環境の保全・管理等に留意した有害鳥獣、害虫対策に努めます。 ○絶滅危惧種や希少な野生動植物が生息・生育する樹林地や水辺等での開発は避けます。 ○事業活動に伴う希少種*等の生息・生育環境や優れた自然景観等への影響を防いでいきます。 ・道路等の開発事業に際しては、野生動植物の生息・生育環境を分断しないよう配慮します。 ・事業所建設の際には、野生生物の生息・生育環境や自然景観を悪化させないように配慮します。 ・農薬や化学物質の使用等による水路等への排出を防ぎ、生態系への影響をなくしていきます。
市民団体	○外来種による地域固有種や生態系への影響を減らします。 ○影響が懸念される地域での外来生物等の駆除対策に協力します。 ○野生生物の生息・生育状況調査や野生動植物の生息・生育地の保全活動に参加・協力します。 ○天然記念物の保護保全と生息・生育環境の保全を進めていきます。
市の取組	Ⅱ-3-③ 多様な生物の生息・生育環境の保全

72 ページ参照

4-1-6 環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保

安心・安全な暮らしの実現を目指し、土壤汚染の防止や有害化学物質対策、食の安全の確保等に努めましょう。



行動指針Ⅲ-1-1 有害物質の使用を減らす 暮らし

良好な水・大気・土壌の環境と、そこに生きる多様な生物の生態系を守ることによって、私たちの体と同時に地球環境もまた、本来の姿を取り戻すことができるということを実践的・体験的に学んでいきましょう。

日常使っている合成洗剤やタバコが環境に与える影響について学び、生活習慣や消費のあり方などを少しずつ見直していきましょう。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能問題について、放射能に関する正しい知識を身につけ、日常生活や事業活動に活かしましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●家庭においてタバコの害に関する注意を促します。 ●タバコの害に関する学習会や意見交換会に参加します。 ●公共の場や車内・家庭内での喫煙を自粛します。 ○殺虫剤や除草剤の使用は極力控えます。 ○住宅の建設・改築等に際し、有害物質を含む建材や家具等は使用しません。 ○放射能に関する正しい知識を身に付け、日常生活に活かします。
事業者	●学校におけるタバコの害に関する教育に協力します。 ●店舗や事業所などにおける禁煙・分煙を進めます。 ●化学物質汚染について理解を深めるため、関連情報の提供等を行います。 ○化学物質の管理の改善を進め、環境の保全上の支障を未然に防止します。(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR*法)に基づいた化学物質の管理等) ○事業所の環境報告書の作成を進めます。 ○使い残した農薬や化学肥料、化学薬品は適切に処理します。 ○住宅・建築物の建材、塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質が、居住者や環境へ影響を及ぼさないよう使用材料を吟味します。 ○土地の埋め立てに際しては、有害物質が含まれないようにします。 ○放射能に関する正しい知識を身に付け、事業活動に活かします。

4-1-6

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●学校におけるタバコの害に関する教育に協力します。 ●タバコの害に関する学習会や意見交換会等に参画します。 ●啓発や活動などの行動主体となります。 ●組織づくりと、市民と市の橋渡しに努めます。 ○有害化学物質に関する情報を共有します。 ○市が行う放射能に関する情報提供に協力します。
市の取組	Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保 Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全 Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

74 ページ参照

行動指針Ⅲ-1-2 食文化を育む 暮らし

農業体験や生きものの観察を通して、本来の土から育てた本当の「食べもの」の大切さと、「小さな地球」としての生態系や人体についての理解を深め、食料・農業・生活・自然が一体となった安心・安全な食料の供給と消費がなされるしくみづくりを進め、地域の食文化を守り新たな食文化を育み継承していきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●食農*学習に参加します。 ○地産地消*によるフードマイレージ行動を心がけます。 ○家庭に伝わる食文化や暮らしの知恵を継承します。
事業者	●食農*学習に協力します。 ○学校での農作物生産体験学習などに協力します。
市民団体	●食農*学習の企画と参加を進めます。
市の取組	Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保 Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全 Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

74 ページ参照



トンボの羽化

行動指針Ⅲ-1-3 良好な大気・水を守る暮らし

地域の良好な大気環境や水環境を保全し、きれいな星空やさわやかな空気の確保、清流や川で手が洗える水辺を守り育て、継承していきましょう。

主体ごとの役割分担

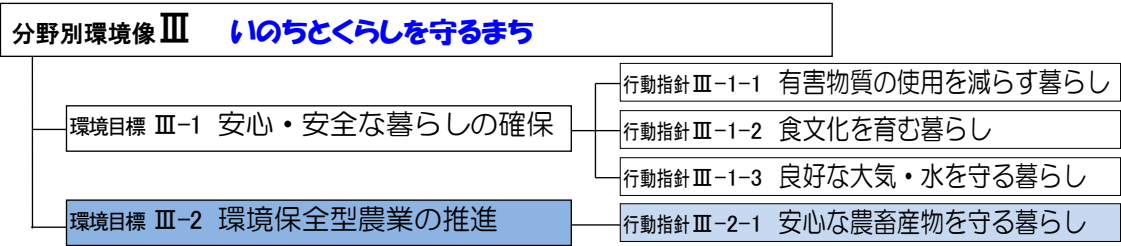
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●合成洗剤を使わないなど、水を汚さない暮らしを実践します。 ●下水道等に接続し、清流を守ります。 ○良好な大気環境の保全に努め、さわやかな空気やきれいな星空を守っていきます。 ・空気を汚さない暮らしづくりを進めます。 ・森や樹木など緑が有する環境保全機能について学び、緑豊かな暮らしづくりを進めます。 ・住まい周辺の緑化や道路沿いの緑化活動と樹木の育成管理に協力します。 ○騒音や振動を防ぎ、さわやかな大気を守っていきます。 ・自動車騒音・振動の防止、自動車排気ガス*による悪臭の防止に向け、エコドライブ*の実践や自動車の適正な整備点検に努めます。 ・エアコンや掃除機など電化製品の購入に際しては、低騒音型のもを選択します。 ○良好な水環境の保全、清流などおいしい水や安心して手が洗える水辺環境の形成に努めます。 ○環境モニターや水質汚濁の指標となる野生生物の生育・生息調査などに参加します。
事業者	●事業所排水の環境基準を遵守するほか、排水の自主測定の実施及び結果を公表していきます。 ●下水道等に接続し、清流を守ります。 ○良好な大気環境の保全に努め、さわやかな空気やきれいな星空を確保していきます。 ・大気汚染防止対策を進めます。 ・過剰な照明や電飾看板等を自粛します。 ・事業所内や周辺の緑化を積極的に進めます。 ・道路緑化等に協力します。 ○騒音・振動防止や悪臭防止対策を進め、さわやかな大気を守っていきます。 ・騒音・振動の発生防止対策を進めます。 ・工場・事業所における臭気を適正に管理し、悪臭の防止に努めます。 ・建設作業では低騒音・低振動型の機械や工法を採用します。 ・エコドライブ*の実践や自動車の適正な整備点検など、自動車排気ガス*対策等を進めます。 ・生活道路、路地への貨物車両の乗入れと通過を自粛します。 ○良好な水環境の保全、清流などおいしい水や安心して手が洗える水辺環境の形成に努めます。 ・水質汚濁防止対策を進めます。 ・雨水利用・中水利用*施設を整備し、水資源の有効利用に努めます。 ・農薬や肥料、汚染物質等使用の減量化、流出防止対策を進め、湧水や地下水、水路等の汚染や汚濁防止に努めます。 ○大気や水質等の調査や監視活動等に協力します。 ・工場・事業所における排水調査や市民が行う大気調査や水質調査に協力します。 ○事業所の環境報告書の作成を進めます。
市民団体	●合成洗剤を使わないなど、水を汚さない暮らしを実践を進めます。 ○星空ウォッチングや星空の保全活動に参加・協力します。 ○市街地や道路沿線の緑化活動に参加・協力します。 ○市と協力して、騒音・振動や悪臭発生の監視や防止運動を進めます。 ○水質汚濁や大気汚染の指標となる野生生物の生育・生息調査に参加・協力します。
市の取組	Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保 Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全 Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

74 ページ参照

4-1-7 環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進

人が生活していくうえで、「食」は重要な位置を占めます。食の安心を継続していくため、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進しましょう。



行動指針Ⅲ-2-1 安心安全な農畜産物を守る 暮らし

農業の持つ物質的循環機能を生かし、生産性等の調和などに配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を実施します。

農地の荒廃を防ぎ、安心で安全な農産物の生産に努めましょう。

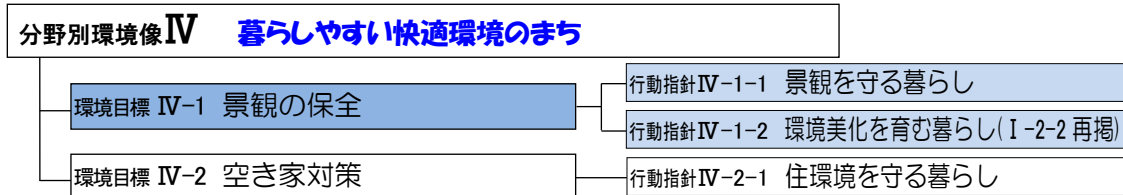
主体ごとの役割分担 (●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●農業用水の水質保全に協力します。 ●地域で生産される減農薬・減化学肥料栽培の農産物を購入・活用するよう努めます。 ●地域で生産される有機農産物を購入・活用するよう努めます。 ○家庭菜園や市民農園で生ごみや庭木の落葉・せん定枝などから堆肥を作り、農薬や化学肥料を使用しない野菜づくりを進めます。
事業者	●化学肥料・農薬の適正使用に努めます。(農業事業者) ●有機農業*や有機農産物などの情報を発信し、有機農業実践者の掘り起こしやネットワークづくりを進めます。(農業事業者) ○安全な堆肥づくりと土づくりを進めていきます。(農業事業者) ○地域の気候や自然環境を踏まえた伝統野菜や特産品の生産など、地域の食文化の保全と継承に努めます。(農業事業者) ○地域で生産される減農薬や減化学肥料、有機栽培農作物の販売に協力します。 ○食料品や加工食品の製造・販売に際し、適正なラベリング表示など、消費者への情報提供に努めます。(製造業者)(小売事業者) ○農場から食卓までのリスク*管理の徹底を通じた食品の安全性の確保に努めます。(製造業者) ○食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供に努めます。(製造業者)
市民団体	○有機農業者の組織づくりや地産地消*のしくみづくりに協力します。
市の取組	Ⅲ-2-① 環境にやさしい土づくり(食の安全確保)

74 ページ参照

4-1-8 環境目標Ⅳ-1 景観の保全

環境と調和した建造物の保護と現在に調和した景観形成を目指しましょう。



行動指針Ⅳ-1-1 景観を守る 暮らし

身近な緑や水辺、良好な景観などは私たちの生活にうるおいとやすらぎを与え、心うるおう生活を送るためには必要な要素です。

環境美化意識の向上に努めるとともに、代々引き継がれてきた文化遺産、景観の保全に努めましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●住宅建設や改築に際しては、自然景観を損なわないよう配慮します。 ●環境美化活動に参加します。 ○文化遺産の保全活動に協力します。 ○身近にある川や水路等の美化に努めます。 ○花いっぱい運動や住まい周辺の緑化、オープンガーデンなど、きれいで快適なまちづくりに協力します。 ○一人ひとりが環境について考え行動します。
事業者	●環境美化活動に参加します。 ○景観を損なう建築物の建設は行わないよう努めます。 ○事業所周辺や道路等の清掃の実施、事業所周辺の緑化や花づくりの実施と管理を進めます。 ○地域での一斉クリーン活動への参加と協力・支援を進めます。
市民団体	●環境美化活動に協力します。 ○きれいで快適なまちづくり意識の高揚に向けた環境教育・環境学習に協力します。 ○住まい周辺の緑化や花づくりの支援活動を進めます。
市の取組	Ⅳ-1-① 良好な景観の保全と形成 76 ページ参照

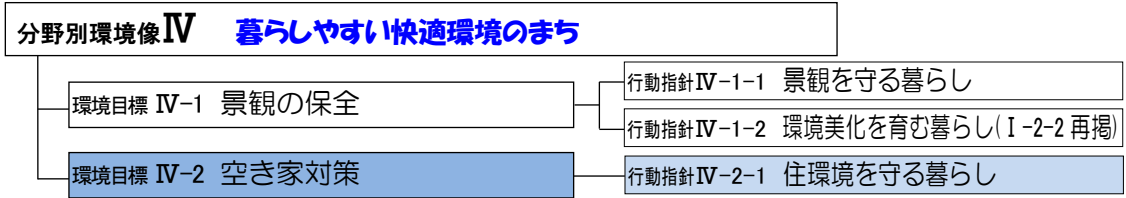
行動指針Ⅳ-1-2 環境美化を育む 暮らし(行動指針Ⅰ-2-2再掲)

道路沿いの山林や水辺、荒廃地などの一斉クリーン活動に参加・協力するほか、住まい周辺の清掃活動や花いっぱい運動など、きれいで美しいまちづくりを進めていきましょう。

【詳細は、行動指針Ⅰ-2-2(46ページ)参照】

4-1-9 環境目標Ⅳ-2 空き家対策

周辺に影響を与える特定空家等※の管理不適切な空き家をなくしましょう。
利活用可能な空き家の有効活用を進めましょう。



行動指針Ⅳ-2-1 住環境を守る 暮らし

少子高齢化など人口減少に伴う、空き家の増加は、周辺環境の悪化へとつながる恐れがあります。住みよい住環境を保全していく為にも適切な管理をし、周辺に影響を与える事が無いよう適切な管理に努めましょう。

主体ごとの役割分担 (●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●住家等の適正管理をします。 ○自宅周辺の環境の変化に関心を持ちましょう。
事業者	●空き家の有効活用に協力します。
市民団体	○公益的活用を検討します。
市の取組	Ⅳ-2-① 空き家対策の推進

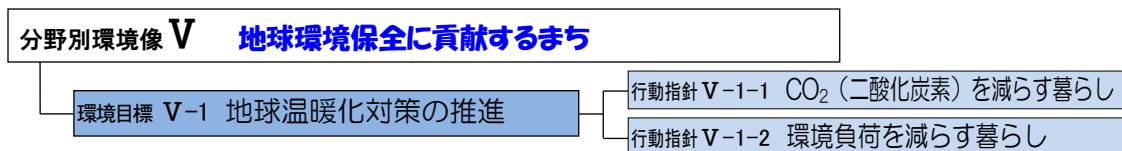
76 ページ参照



胆沢地域「角塚古墳（夕方）」

4-1-10 環境目標V-1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止には、温室効果ガス※の排出削減を進めていくことが重要になります。一人ひとりがこころがけ排出削減に努めていきましょう。



行動指針V-1-1 CO₂(二酸化炭素)を減らす 暮らし

地球温暖化をはじめ、地球規模の環境問題についての理解を深め、一人ひとりが暮らしの中で、実践できることから取り組みを進めていきましょう。

今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「ゼロ炭素化」を目指し、地球温暖化の防止に貢献しましょう。

低炭素型社会※の形成に向けて、今までの生産から廃棄までの仕組みを見直し、先ず、地元にある資源を有効利用するなど、エネルギーの地産地消※を進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●低炭素型社会※のイメージについて学び、考えていきます。 ●地域の森林資源やバイオ燃料※等の活用に協力します。 ●新エネルギービジョン推進に向けた調査・検討に参画します。 ●独立型地域エネルギー※の推進に協力します。 ●車の買い替え等に際しては低炭素型車両（低公害車）※を選びます。 ○住居の断熱化、省エネ家電の購入、エコドライブ※の励行等家庭での省エネ対策を進め、CO₂の排出を減らします。
事業者	●低炭素型社会※のイメージについて学び、考えていきます。 ●再生可能エネルギー※の活用を進めます。 ●地域の木質バイオマス※燃料の供給・流通体制を検討します。 ●新エネルギー関連情報を収集・提供します。 ●事業形態に合った独立型地域エネルギー※の利用・導入を進めます。 ●車両更新時での低炭素型車両（低公害車）※への切替を進めます。 ○農作物や森林・エネルギー資源の地産地消※に協力します。 ○環境マネジメントシステム※の導入や事業所の高断熱化・エコドライブ※等の省エネルギー対策を進め、エコオフィス※づくりに努めます。

4-1-10

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み	
市民団体	●市民の省資源・省エネ意識の啓発を進めます。 ●森づくり活動、ライトダウン運動*など、地域での地球温暖化対策の取り組みに協力します。 ●フードマイレージ*など農作物や森林資源等の地産地消*のしくみづくりに参加・協力していきます。 ●農作物や森林・エネルギー資源の地産地消*に協力します。 ○低炭素型社会*のイメージについて学び、考えていきます。 ○地域の森林資源やバイオ燃料*等の活用に関心を持ちます。 ○新エネルギービジョン推進に向けた調査・検討に協力します。 ○独立型地域エネルギー*の推進に協力します。 ○車両更新時での低炭素型車両(低公害車)*への切替を進めます。	
市の取組	V-1-① 省資源・省エネルギー(地産地消*)の推進 V-1-② 再生可能エネルギー*の利用促進	78 ページ参照

行動指針V-1-2 環境負荷を減らす暮らし

利便性や豊かな生活を追い求めてきた結果、地球温暖化をはじめとするさまざまな地球環境問題が顕在化してきました。

地球は、みんなが共有する「かけがえのないもの」を再認識し、環境負荷を軽減する取り組みを実施しましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

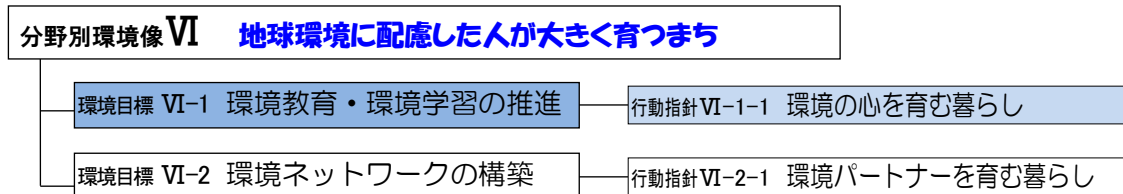
	主な取り組み	
市民	●自分の生活に合った省資源や省エネルギー対策、新エネルギー利用を進めます。 ●車の買い替え等に際しては低炭素型車両(低公害車)*を選びます。 ○環境負荷の少ない商品を選びます。 ○農作物や森林資源等の地産地消*に参加・協力していきます。	
事業者	○自らの事業活動の環境に与える影響について環境教育や研修の実施に努めます。 ○環境問題に対し、組織的かつ計画的な取り組みを進めます。 ○省資源・省エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めます。	
市民団体	●環境問題について学び考える機会をつくります	
市の取組	V-1-③ 地球環境保全対策の推進	78 ページ参照

【用語の説明】(文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています)

※ 独立型地域エネルギーとは、電力会社から供給される電力とは切り離し、太陽光発電等によりある一定の地域において独立して電力を賄うなどのエネルギー需給の仕組。

4-1-11 環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進

自然と共生し暮らしていくためには、環境についての理解を深めていくことが大切です。環境学習への参加や環境情報を活用し環境についての理解を深めましょう。



行動指針Ⅵ-1-1 環境の心を育む 暮らし

奥州市の優れた自然や自然と共生した暮らしなど、環境資源を活かした多様な学習の場をもち、楽しみながら学び、新たな発見や創意工夫をし、大人も子どもも一緒になって環境にやさしい暮らしの実践を進めていきましょう。

家庭や地域、学校、職場など、多様な環境学習の場づくりへの協力や環境学習への参加など、自ら学び、環境への関心を高め、日々の暮らしの中で安心・安全な暮らしの源となる水や土、森林等の果たす役割を知るとともに、食と環境の関わりについて学び、“知っている”から“している”へと生活様式や活動を転換していきましょう。

主体ごとの役割分担

(●：重点項目)

	主な取り組み
市民	●環境教育・環境学習のための情報提供・人材登録に協力します。 ●地域で環境学習会や関連集会を開催し、また積極的に参加します。 ●暮らしの知恵、知識・経験等を活かした環境保全活動への参加や情報の提供に協力します。 ○こどもエコクラブ※活動等に参加・協力します。 ○環境学習や環境保全活動に参加し、環境について考え、行動していきます。
事業者	●地域の環境学習への専門家の派遣等の協力・支援をします。 ●社内での環境学習を進めます。 ○こどもエコクラブ※活動を支援します。 ○農林業など事業者の知恵、知識、経験等を活かし、環境学習や環境保全活動に協力していきます。
市民団体	●「奥州市環境教育推進方針」の作成に協力します。 ●環境教育・環境学習のための情報提供・人材登録に協力します。 ●環境学習の機会の提供、地域での学習会や環境保全活動に協力します。 ●環境に関する情報等を積極的に提供します。 ○こどもエコクラブ※等を支援します。
市の取組	Ⅵ-1-① 環境教育・環境学習の推進 Ⅵ-1-② 環境情報の充実・提供 80 ページ参照

【用語の説明】(文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています)

※ こどもエコクラブとは、地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼稚園児から高校生までのグループのことです。2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。(環境省の支援事業で、全国的に展開しています。)

4-1-12 環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築

市民・市民団体・事業者との連携による環境づくりがなされる体制をつくり、市民の知識・経験を活かし環境づくりを進めましょう。

分野別環境像Ⅵ 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進

行動指針Ⅵ-1-1 環境の心を育む暮らし

環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築

行動指針Ⅵ-2-1 環境パートナーを育む暮らし

行動指針Ⅵ-2-1 環境パートナーシップを育む 暮らし

環境保全についてのそれぞれの責務と役割を尊重し、環境パートナーとして協働により『未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州』の実現に向けた取り組みを進めていきましょう。

また、団体や企業、学校・研究機関とのネットワークづくりを進め、地域内外の子どもから大人までが環境交流するまちづくりを目指していきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●一人ひとりのライフスタイルに応じた環境配慮を進め、身近でできる取り組みや行動を進めます。 ●奥州市環境市民会議が企画するイベントなどに参加します。 ○市民参加型の計画づくりや市民が進める環境整備・環境保全活動に参加します。 ○環境保全行動の取り組み状況や効果、実践困難な理由などに関する情報を提供し合い、みんなで適切な行動や取り組みのあり方を考えていきます。
事業者	●奥州市環境市民会議が企画するイベントなどへの参加・協力をします。 ○市民参加型の計画づくりや市民が進める環境整備・環境保全活動などへの協力・支援を進めます。 ○地域の自然環境や歴史的文化的環境、農林水産物等とふれあえ、学べるまちづくりに協力します。 ○地域の自然と共生した暮らしや営みが体験できるまちづくりに協力します。 ○日常の事務・事業活動における環境配慮を進めます。 ○環境資源利用や開発事業等（事業所の建設・操業を含む）に際しては、環境への事前配慮を進め、適切な対策を含む事業計画の検討・立案に努めます。 ・生態系を壊す恐れのある開発の自粛など ・地域別環境配慮指針による環境配慮の実施 ・環境配慮内容の地域住民への事前説明と調整

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●奥州市環境市民会議などに協力します。 ●市民参加型の計画づくりや市民が進める環境保全活動などへの参加と支援を進めます。 ○地域の自然環境や歴史的文化的環境、農林水産物等とふれあえ、学べるまちづくりに協力します。 ○地域の自然と共生した暮らしや営みが体験できるまちづくりに協力します。 ○身近でできる環境に配慮した取り組みや行動を進めていくための情報の収集や提供に協力します。
市の取組	VI-2-① 環境指導員の育成 VI-2-② 環境ネットワークの形成

80 ページ参照



胆沢地域「焼石岳とハクサンイチゲ」

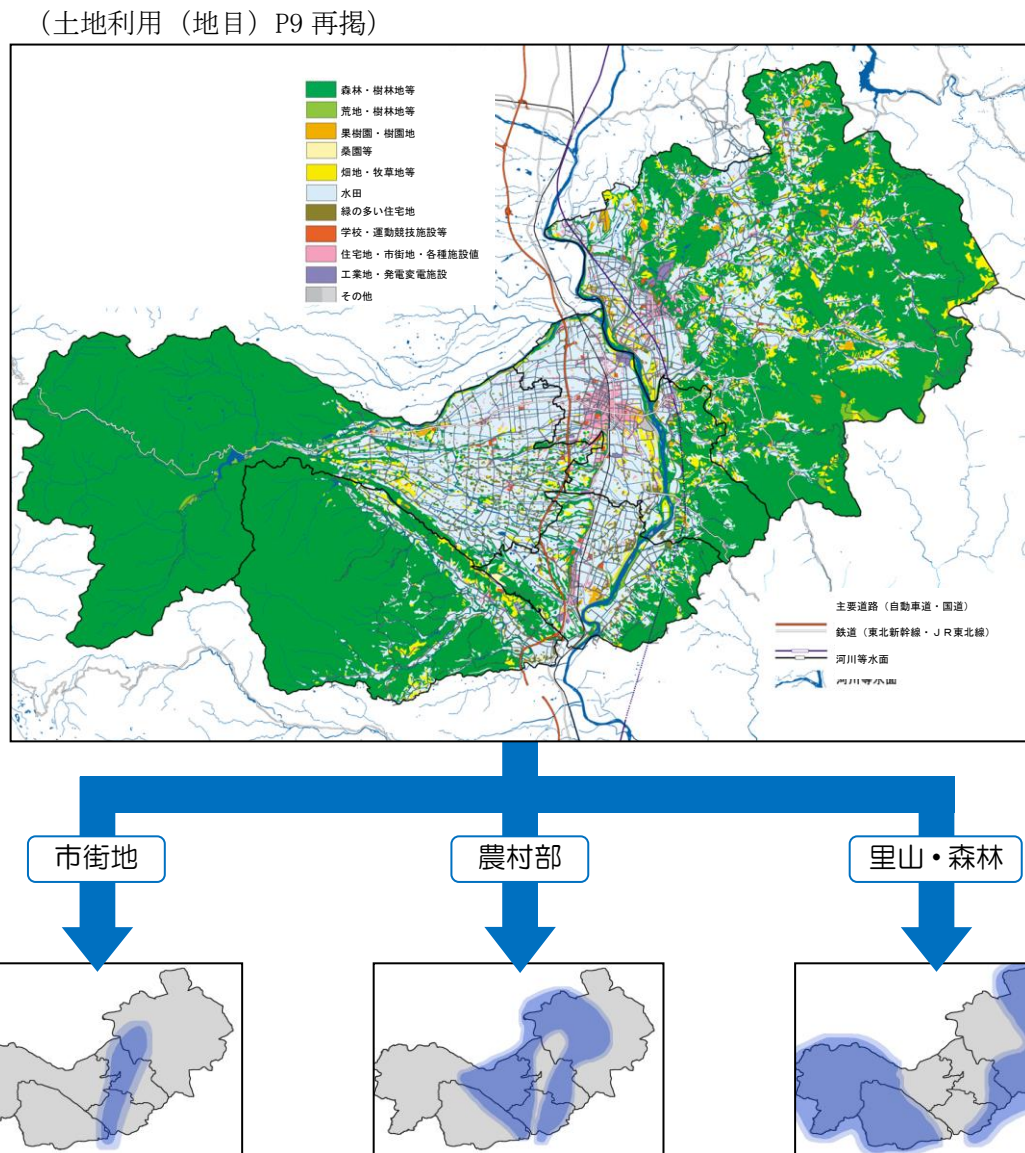
4-2 地域別環境配慮指針

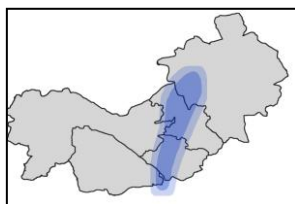
奥州市環境基本計画では、奥州市環境基本条例第10条第2項第6項に、地域特性に則した環境配慮指針を定めることになっています。

第1次奥州市環境基本計画では、合併後、間もないこともあり、地域（旧市町村）毎に地区別環境配慮指針を定めていました。

第2次奥州市環境基本計画では、地域（旧市町村）毎にも共通する点が多くあることから、奥州市全域を1つに捉え、土地利用状況及び周辺状況から、「市街地」、「農村部」、「里山・森林」の3つに分類し、環境面で配慮すべき事項を定めます。

なお、それぞれの地域単独で維持して行くことは困難なため、相互に関わりを持ちながら各地域の特性を生かし取り組むものとします。また、地域は固定化するものではなく周辺環境の実態に合わせて取り組んでいくものとします。





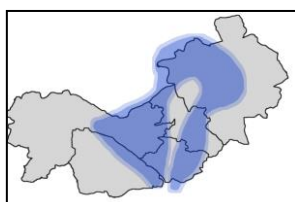
地域別環境配慮指針

市街地

地域別環境配慮指針に定める「市街地」は、比較的、人口が密集している地域とします。

日常生活を送る生活の場の中心であるとともに、商工業が集中する経済の中心でもあるため、市内のごみの総排出量に占める割合は高く、一人当たりの排出量も多い傾向が見られます。

生産、消費活動によって環境へ負荷をかけていることを再確認し、マイバッグの持参や使い捨て製品の使用抑制などを進め、環境負荷を軽減する都市づくりを進めます。



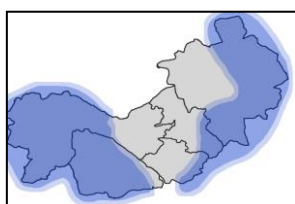
地域別環境配慮指針

農村部

地域別環境配慮指針に定める「農村部」は水田、畑などの農地が広がる地域とします。

奥州市の基幹産業である農業を支える地域で、安心・安全な食料の生産拠点でもあります。

清らかな水と豊かな土壌がこの地域の環境を作り上げる重要な要素であり、土づくり等を通じて、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進していきます。



地域別環境配慮指針

里山・森林

地域別環境配慮指針に定める「里山・森林」は人里近くの雑木林を中心とした周辺の田畑やため池を含んだ地域及び人工林を含む森林地帯とします。

身近に自然と接することができる貴重な地域で、安らぎを感じることができる地域です。

希少動植物を見ることができますが、野生動物のすみかと隣接した場所であることを認識し、必要な保護と共に野生鳥獣害による被害対策をしていく必要があります。

乱開発を防止し、自然と共生できる安らぎのある空間づくりを進めます。



4-3 市の取組

分野別環境像の実現を目指し、市民・市民団体・事業者・市が一体となり積極的に進めていくため、各主体との協働のもと、市は環境の保全等に関する施策を適切に展開していきます。

ここでは、分野別環境像ごとの環境目標の実現に向けて、市が重点的に取り組むべき環境の保全等に関する施策について、分野別の環境像と環境目標ごとに示しています。



市の取組(環境の保全等に関する施策の展開)

目指すべき環境像

未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州^{まち}

分野別環境像Ⅰ 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

環境目標Ⅰ-1 ごみの減量化(3Rの推進)

Ⅰ-1-① ごみの発生抑制

Ⅰ-1-② 再利用の促進

Ⅰ-1-③ リサイクルの推進

環境目標Ⅰ-2 廃棄物の適正処理

Ⅰ-2-① ごみ収集の適正化・効率化

Ⅰ-2-② 廃棄物の適正処理

Ⅰ-2-③ 不法投棄の防止

Ⅰ-2-④ 環境美化の推進

P70

分野別環境像Ⅱ 豊かな自然と共に生きるまち

環境目標Ⅱ-1 森林の保全(豊かな森づくり)

Ⅱ-1-① 森林の保全

Ⅱ-1-② 森林の機能の保全と活用

環境目標Ⅱ-2 清流の保全(豊かな水づくり)

Ⅱ-2-① 豊かな水環境の保全

Ⅱ-2-② 健全な水環境の保全と活用・実態把握

環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用

Ⅱ-3-① 自然景観・資源の保全と活用

Ⅱ-3-② 里地里山の保全と活用

Ⅱ-3-③ 多様な生物の生息・生育環境の保全

P72

分野別環境像Ⅲ いのちとくらしを守るまち

環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保

Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保

Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全

Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進

Ⅲ-2-① 環境にやさしい土づくり(食の安全確保)

P74

分野別環境像Ⅳ 暮らしやすい快適環境のまち

環境目標Ⅳ-1 景観の保全

Ⅳ-1-① 良好な景観の保全と形成

Ⅳ-1-② 環境美化の推進(Ⅰ-2-④再掲)

環境目標Ⅳ-2 空き家対策

Ⅳ-2-① 空き家対策の推進

P76

分野別環境像Ⅴ 地球環境保全に貢献するまち

環境目標Ⅴ-1 地球温暖化対策の推進

Ⅴ-1-① 省資源・省エネルギー(地産地消)の推進

Ⅴ-1-② 再生可能エネルギーの利用促進

Ⅴ-1-③ 地球環境保全対策の推進

P78

分野別環境像Ⅵ 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進

Ⅵ-1-① 環境教育・環境学習の推進

Ⅵ-1-② 環境情報の充実・提供

環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築

Ⅵ-2-① 環境指導員の育成

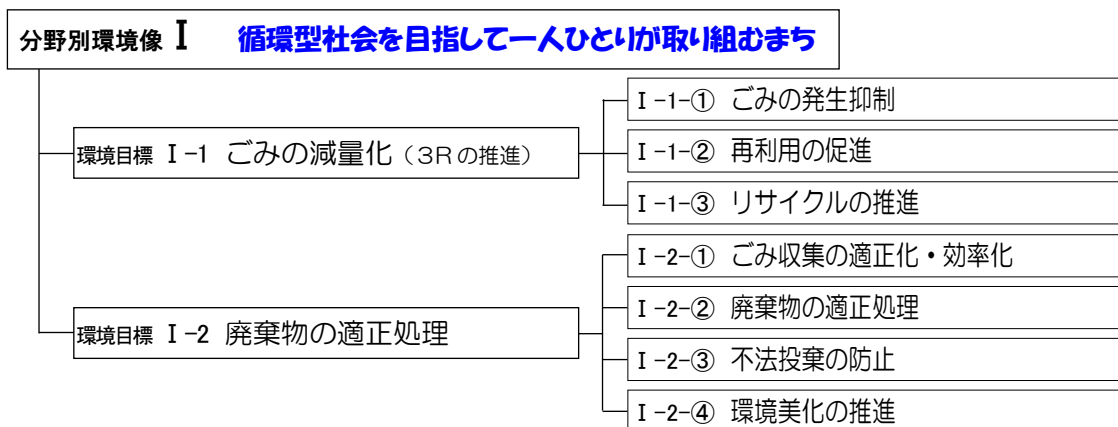
Ⅵ-2-② 環境ネットワークの形成

P80

4-3-1 分野別環境像 I

循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

取組の概要



ごみの減量化に向け、マイバッグの持参や使い捨て製品の不使用などの啓発を進め、廃棄物の発生を抑制します。また、再使用の促進に向け、フリーマーケット*への支援を行い、リサイクルの推進に向け、ごみ分別の徹底とともに、資源物回収事業を推進します。

また、廃棄物の適正処理のため、家庭でのごみ焼却の防止に向けた意識啓発を行うほか、不法投棄やポイ捨ての防止に向け、監視パトロール重点地区や環境美化重点地区の設定などを行います。重点地区では、地域と連携したクリーン作戦や美化活動を行い、安易に投棄されにくい環境づくりに努めます。



取組・施策の内容

環境目標 I-1 ごみの減量化

取組・施策	所 管
I-1-① ごみの発生抑制	
ごみ減量に向けた意識啓発	生活環境担当課
マイバック運動の意識啓発及び取組依頼	生活環境担当課
環境学習会の開催及び支援	生活環境担当課 生涯学習担当課
おうしゅうエコ事業所登録制度の普及（全市展開）	生活環境担当課 商業観光担当課
I-1-② 再使用の促進	
フリーマーケット*調査及び開催の支援	生活環境担当課
I-1-③ リサイクルの推進	
常設リサイクルステーションの設置	生活環境担当課
農業廃棄物リサイクルの支援	農政担当課
ごみリサイクル出前講座の開催	生活環境担当課

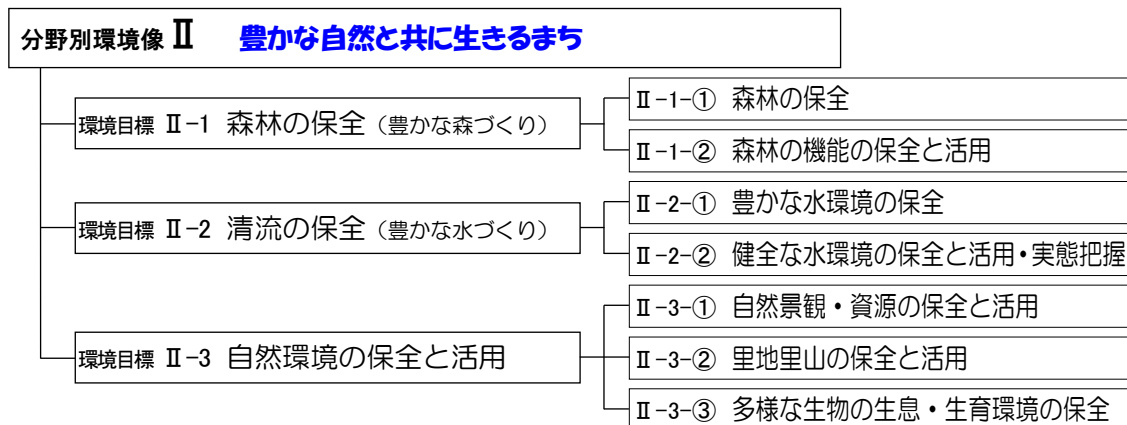
環境目標 I-2 廃棄物の適正処理

取組・施策	所 管
I-2-① ごみ収集の適正化・効率化 I-2-② 廃棄物の適正処理	
家庭でのごみ焼却防止に向けた意識啓発	生活環境担当課
I-2-③ 不法投棄の防止	
不法投棄防止に向けた意識啓発	生活環境担当課
ポイ捨て防止の啓発	生活環境担当課 農政担当課 農地林務担当課 土木担当課
監視パトロール重点地区の設定	生活環境担当課 農政担当課 農地林務担当課 土木担当課
不法投棄監視パトロールの実施及び現状把握	生活環境担当課 農政担当課 農地林務担当課 土木担当課
I-2-④ 環境美化の推進	
環境美化重点地区の設定	生活環境担当課 農地林務担当課 土木担当課 都市計画担当課
環境美化活動の推進	生活環境担当課 農地林務担当課 土木担当課 都市計画担当課

4-3-2 分野別環境像Ⅱ

豊かな自然と共に生きるまち

取組の概要

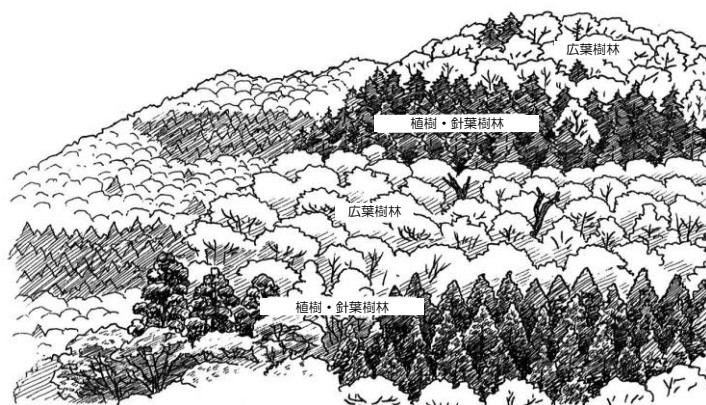


良好な森林や自然林に近い里山※（雑木山）の保全の啓発を行うとともに、手入れがされていない森林の間伐や枝打ちなどへの支援を行い、水源かん養や自然災害防止、生態系保全、景観保全、CO2 吸収など、森林が有する諸機能の増進と育成を図り、自然とのふれあい豊かな森づくりを促進します。

また、奥州万年の森の植樹及び除間伐を市民・市民団体・事業者との協働で行い、市を挙げてこの森林公園を未来に引き継いでいきます。

貴重な動植物の保護に努めるとともに、従来住んでいなかった動植物の繁殖、生育により生態系のバランスが崩れないよう奥州市鳥獣被害対策実施隊等の協力を得て保全に努めていきます。

また、平成 26 年に水循環基本法が制定され、「水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に進めていくことが不可欠」と明記されました。水生生物等による水質調査を引き続き実施するとともに、市民、市民団体、事業者が行う水質調査を支援することにより、奥州市の水環境の現状の共通認識を深め自然豊かな水辺と身近にふれあえるまちづくりを進めます。





取組・施策の内容

環境目標Ⅱ-1 森林の保全

取組・施策	所 管
Ⅱ-1-① 森林の保全	
森林（山）の保全の啓発	農地林務担当課 生活環境担当課
Ⅱ-1-② 森林の機能の保全と活用	
森林整備活動への支援	農地林務担当課

環境目標Ⅱ-2 清流の保全

取組・施策	所 管
Ⅱ-2-① 豊かな水環境の保全	
多自然型護岸整備などの検討	土木担当課
Ⅱ-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握	
水生生物等による水質調査の実施及び市民等が行う調査への支援	生活環境担当課 学校教育担当課

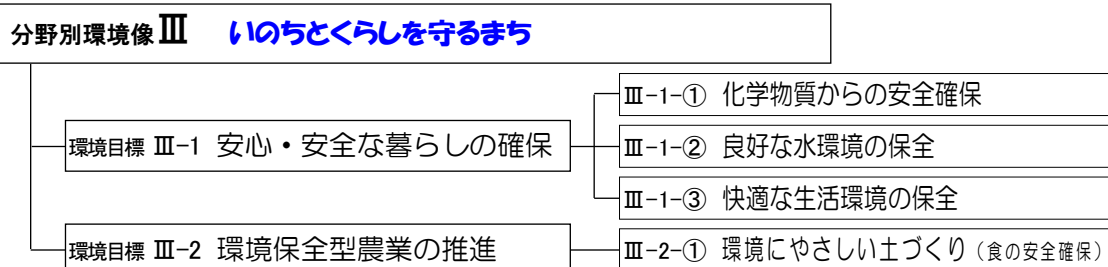
環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用

取組・施策	所 管
Ⅱ-3-① 自然景観・資源の保全と活用	
奥州市の優れた自然景観に関する調査・マップの作成への協力及びマップの活用	生活環境担当課
Ⅱ-3-② 里地里山の保全と活用	
「奥州万年の森」の植樹及び管理	政策企画担当課 (奥州万年の森担当課)
「奥州万年の森」の民間管理の検討	政策企画担当課 (奥州万年の森担当課)
土地の形質の変更を伴う行為に対する地域の植生と調和した緑化の指導	生活環境担当課 農地林務担当課 都市計画担当課
Ⅱ-3-③ 多様な生物の生息・生育環境の保全	
希少種※・貴重種※などの生息・生育地の保全啓発	生活環境担当課
奥州市鳥獣被害対策実施隊による環境保全	生活環境担当課

4-3-3 分野別環境像Ⅲ

いのちとくらしを守るまち

取組の概要

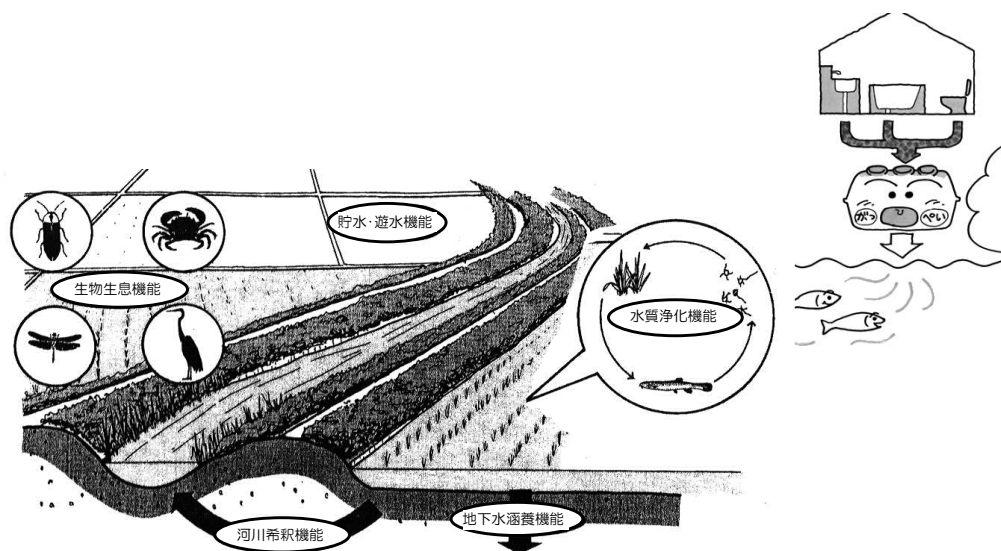


多くの清流、豊かな湧水、きれいな空気、おいしい農産物を育む土壌、これら奥州市が持つ恵まれた環境を、将来世代に確実に伝えていくため、市民や農業者を含めた事業者と協力して、いのちとくらしを守る施策を進めます。

生活排水の公共水域への流入を防止するため、公共下水道等の整備を進めるとともに、家庭における過剰な合成洗剤の使用を見直す啓発等を行います。

農薬や化学肥料の使用など環境負荷を低減するため、環境保全型農業を積極的に推進するとともに、有機農業者に対し関連情報を提供します。

タバコ由来の化学物質による環境汚染を防止するため、第2次健康おうしゅう 21 プランに掲げる施策と連携しながら、公共的な場における禁煙・分煙、タバコの害に対する市民の理解を促進します。





取組・施策の内容

環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保

取組・施策	所 管
Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保	
農薬・合成界面活性剤※・タバコなどによる化学物質汚染に関する啓発及び活動支援	農政担当課 健康増進担当課 生活環境担当課
公共の場及び区域指定等による禁煙・分煙の推進	健康増進担当課
タバコの害に対する啓発	健康増進担当課
タバコの害に関する教育の充実	健康増進担当課 学校教育担当課 生涯学習担当課
タバコの害に関する学習会や意見交換会の開催	健康増進担当課 学校教育担当課 生涯学習担当課
空間放射線量の測定結果の公表	生活環境担当課
放射能に関する正しい情報の提供	生活環境担当課
Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全	
生活排水対策の推進 (公共下水道・農業集落排水・浄化槽の整備と接続促進)	下水道担当課
水質保全(合成洗剤の不使用等)の啓発	下水道担当課 生活環境担当課
事業所排水の環境基準遵守の指導	生活環境担当課
合成洗剤の使用等の逡減の推進	全部署
Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全	
悪臭・騒音・振動などの公害対策の推進	生活環境担当課

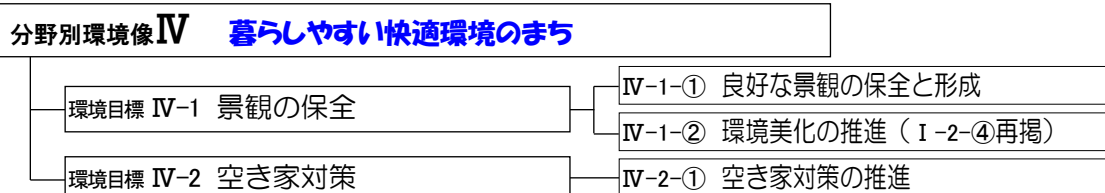
環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進

取組・施策	所 管
Ⅲ-2-① 環境にやさしい土づくり(食の安全確保)	
農薬や化学肥料の逡減等環境保全型農業の促進 (減農薬減化学肥料栽培の促進、家畜排泄物の適正処理と堆肥化の促進、エコファーマー※の育成、農村資源の適正管理など)	農政担当課
有機農業※に関する情報の提供	農政担当課
公共施設等での有機農産物の活用	給食等担当課

4-3-4 分野別環境像Ⅲ

暮らしやすい快適環境のまち

取組の概要



環境に対して、保全するだけでなく更に快適さを求めるなど環境を広くとらえられることが多くなりました。しかし、快適さの定義は人それぞれ異なるものであり、複合的な要素から成り立っているため、環境施策を取り入れた施策を広く行っていく必要があります。

文化的建造物の保護と現在に調和した景観が維持されるよう環境美化の推進を図ります。

空き家対策については、奥州市空き家等対策計画を策定し総合的に取り組んでいきます。活用可能な空き家については、空き家バンクの登録など有効活用できるよう所有（管理）者の理解を得ながら推進します。また、周辺に影響を与える管理不適切な空き家の解消を目指し、制度の円滑な推進を図れるよう体制づくりを進めます。

取組・施策の内容

環境目標Ⅳ-1 景観の保全

取組・施策	所 管
Ⅳ-1-① 良好な景観の保全と形成	
景観条例、景観計画の適切な運用	土木担当課 都市計画担当課 まちづくり担当課 生活環境担当課
地域まちづくり資産の登録	土木担当課 都市計画担当課 まちづくり担当課 生活環境担当課
Ⅳ-1-② 環境美化の推進（再掲）	
環境美化重点地区の設定	生活環境担当課 農地林務担当課 土木担当課 都市計画担当課
環境美化活動の推進	生活環境担当課 農地林務担当課 土木担当課 都市計画担当課

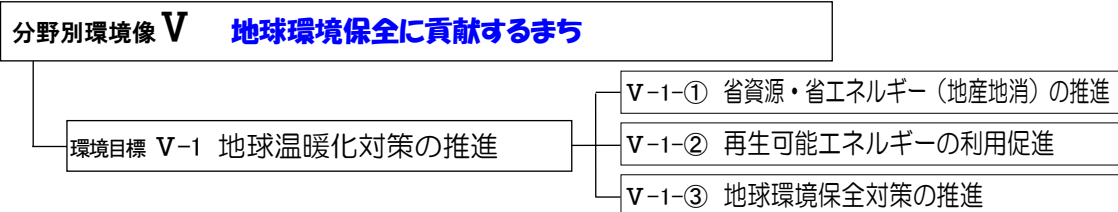
環境目標Ⅳ-2 空き家対策

取組・施策	所 管
Ⅳ-2-① 空き家対策の推進	
空き家バンクの充実	空き家バンク担当課
空家等対策計画の策定	生活環境担当課
将来的に空き家等になりそうな所有者への啓発活動	生活環境担当課

4-3-5 分野別環境像V

地球環境保全に貢献するまち

取組の概要



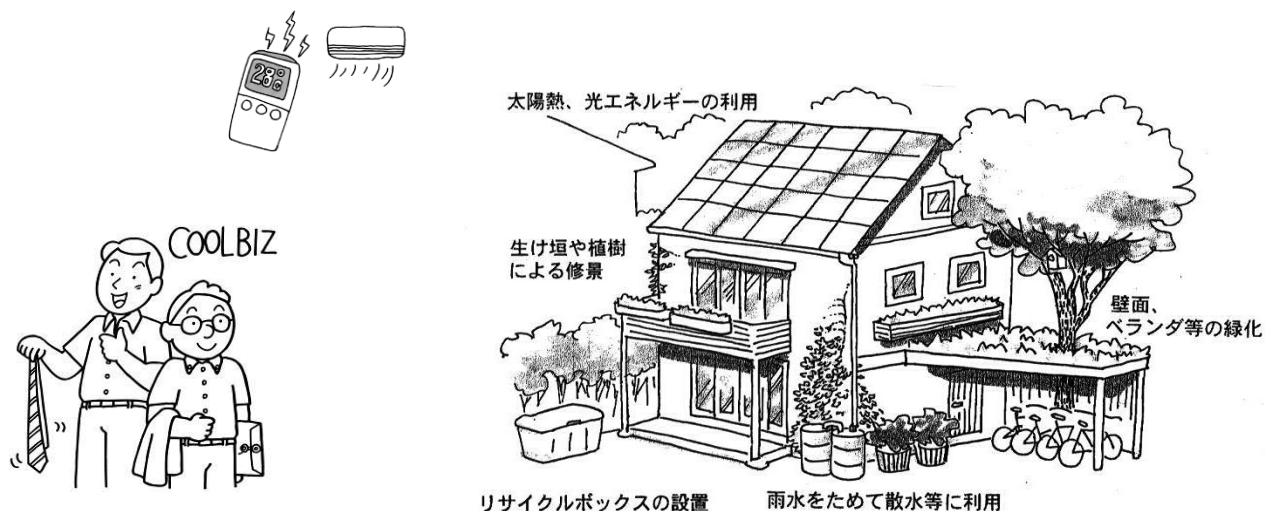
人類が利便性や豊かな生活を求め続けてきた結果、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林減少、砂漠化等の様々な地球環境問題が顕在化してきました。

特に地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て人類の生存基盤にも関わる最も重要な環境問題であり、世界的に取り組まなければならない喫緊の課題でもあります。

平成 27 年 11 月から 12 月に開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において令和 2（2020）年以降の温暖化効果ガス削減等のための新たな枠組みとして、すべての国が参加する「パリ協定」が採択されました。これに伴い、平成 28 年 3 月に改定された岩手県地球温暖化対策実行計画では、令和 2（2020）年度の温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年比で 25%削減、平成 17（2005）年度比で 29%削減することを目標とし、さらに令和 3 年 3 月の改定では令和 12 年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 41%削減を目標とするなどより高い目標を掲げています。

奥州市においても、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギー※の利用の促進や木質バイオマス※、米エタノール※等の研究開発を推進することともに、市民・事業者等の協力による再生可能エネルギー※を活用した発電施設の建設の可能性等を検討するための情報の提供に努めます。

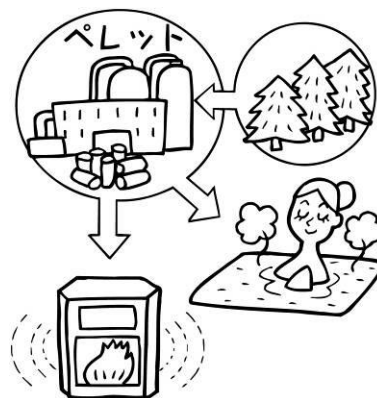
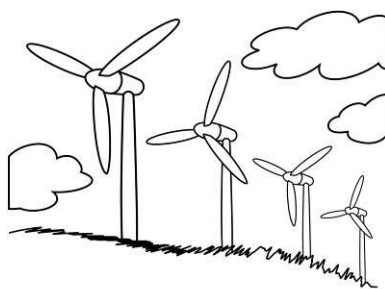
また、公共施設の建設に際しては、積極的に新エネルギーや再生可能エネルギー設備を導入していきます。



取組・施策の内容

環境目標V-1 地球温暖化対策の推進

取組・施策	所 管
V-1-① 省資源・省エネルギー(地産地消)の推進	
低炭素社会づくりに向けた積極的な情報提供、事業者等への活動支援及び啓発	政策企画担当課 (地域エネルギー推進担当課) 生活環境担当課
公用車の更新時における低炭素型車両(低公害車)※への切替推進	全部署
V-1-② 再生可能エネルギー※の利用促進	
公共施設への再生可能エネルギー施設の積極的導入	全部署
独立型地域エネルギー※の利用へ向けた調査等の実施	全部署
V-1-③ 地球環境保全対策の推進	
奥州市環境管理システム(オーシュウEMS)※の推進	生活環境担当課



4-3-6 分野別環境像VI

地球環境に配慮した人が大きく育つまち

取組の概要

分野別環境像VI 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

環境目標 VI-1 環境教育・環境学習の推進

VI-1-① 環境教育・環境学習の推進

VI-1-② 環境情報の充実・提供

環境目標 VI-2 環境ネットワークの構築

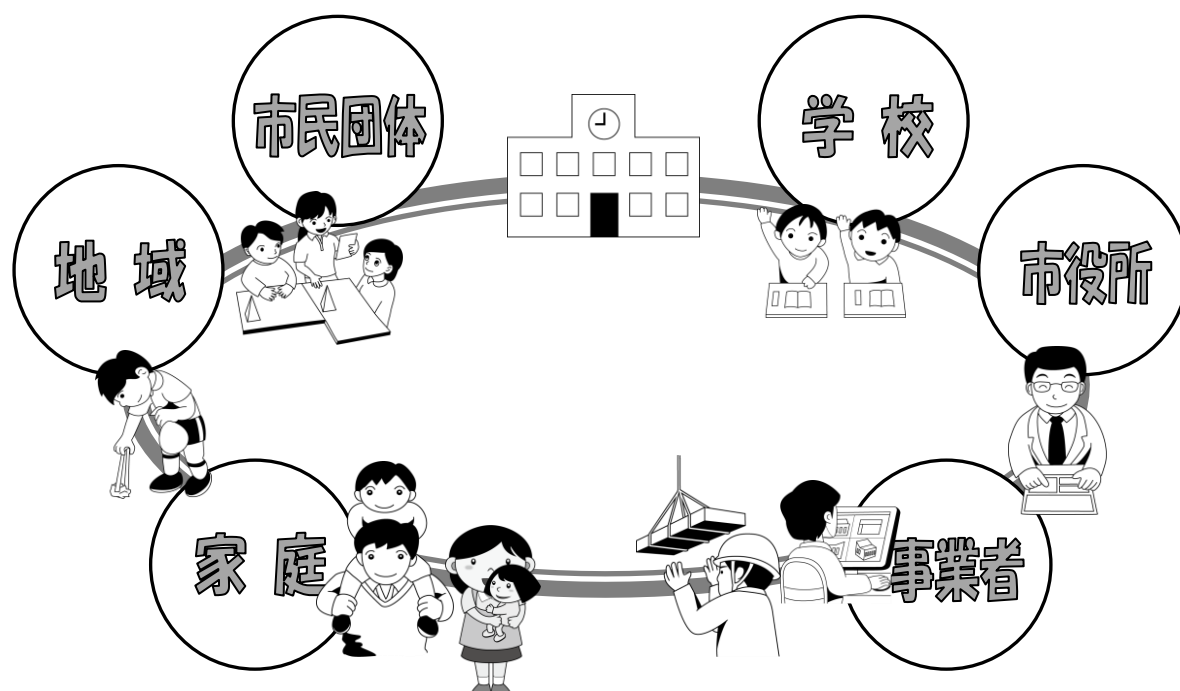
VI-2-① 環境指導員の育成

VI-2-② 環境ネットワークの形成

私たちの日々の暮らしそのものが、環境と深く関わっていることを認識し、大人も子どもも一緒になって環境にやさしい暮らしを実践していくことを目指し、環境教育・環境学習のための情報や人材の集約及び発信、団体相互の交流やネットワークづくりを行い、学校教育、こどもエコクラブ※活動等の校外学習、地区センター事業等の生涯学習における環境教育などを充実させることにより、環境保全思想の普及を促進します。

特に、次世代を担う子どもたちに対しては、小中学校で環境学習の一環として市内河川で行われる水生生物調査などにおいて、身近な環境問題を認識する機会を提供するほか、各種の取組へ専門的な知識を持った講師を派遣する等の協力を行うことにより、SDGsなどの最新の取り組みに関する情報に触れ、全世界的な視点での環境問題に取り組む機会を創出します。

また、こうした環境学習や環境保全活動を、多様な知識や経験、技術を有する市民の協力を得ながら進めていくために、環境学習及び環境保全活動に関する指導員の育成、確保に向けた取り組みを進めていきます。



取組・施策の内容

環境目標VI-1 環境教育・環境学習の推進

取組・施策	所 管
VI-1-① 環境教育・環境学習の推進	
「奥州市環境教育推進方針」の見直し	生活環境担当課 学校教育担当課 生涯学習担当課
環境教育プログラム（学校での環境学習、エコキッズ [※] 、出前講座等）の検討、作成及び実施	生活環境担当課 学校教育担当課 生涯学習担当課
情報や人材の集約及び発信・ネットワークづくり	生活環境担当課 学校教育担当課 生涯学習担当課
地域等での環境学習の実施	生活環境担当課 生涯学習担当課
子どもの環境教育の推進、こどもエコクラブ [※] 等への支援	生活環境担当課 生涯学習担当課
VI-1-② 環境情報の充実・提供	
社会科副読本の環境保全等に関する内容の充実及び学校教育における環境学習の充実	生活環境担当課 学校教育担当課

環境目標VI-2 環境ネットワークの構築

取組・施策	所 管
VI-2-① 環境指導員の育成	
環境学習及び環境保全活動に関する指導員の育成と活動支援	生活環境担当課 生涯学習担当課
VI-2-② 環境ネットワークの形成	
環境基本計画推進体制の整備	生活環境担当課
環境ネットワーク形成の促進	生活環境担当課

計画の基本的事項

奥州市の環境の現状

計画が目指すもの

環境保全行動指針

地域別環境配慮指針

市の取組

計画の推進

資料編

第5章 計画の推進

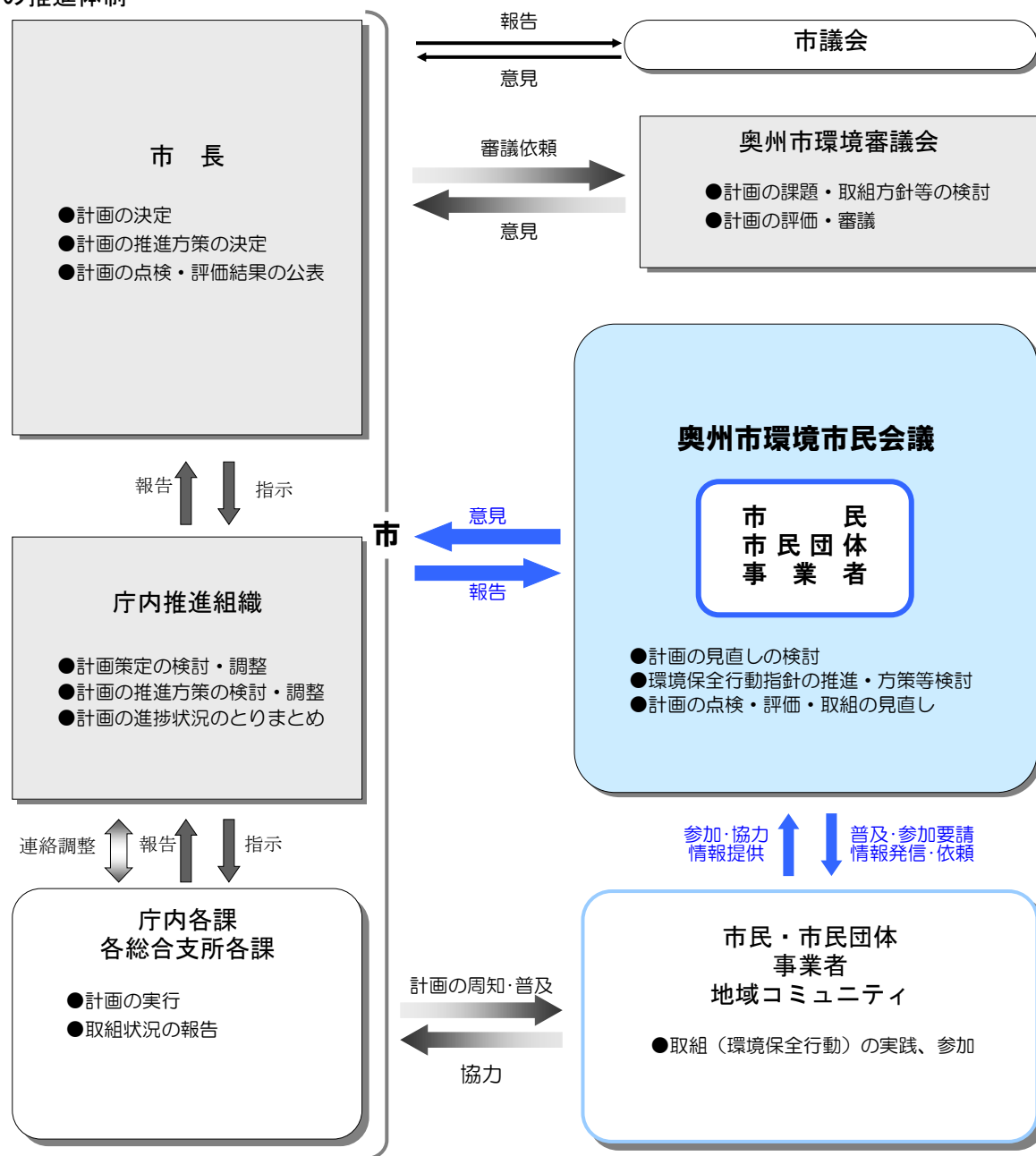
5-1 計画の推進体制

5-2 計画の進行管理

5-1 計画の推進体制

計画を効率的に推進していくために、市民・市民団体・事業者・市が、それぞれの役割分担と環境パートナーシップ※のもとに連携し、協働により環境保全に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進していく体制や制度づくりを進めていきます。

計画の推進体制



【用語の説明】（文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています）

※ パートナーシップとは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

【奥州市環境審議会】

学識経験者、関係行政機関職員、関係団体代表者等からなる「奥州市環境審議会」において、本計画の進捗状況について評価するとともに、必要に応じて計画の課題、取組方針等についての審議を行います。

第 22 条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、法第 44 条の規定に基づき、市長の付属機関として奥州市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全等に関する需要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

4 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

奥州市環境基本条例

【奥州市環境市民会議】

本計画を着実に推進していくため、環境保全等を主に取り組んでいる市民団体の中から「奥州市環境市民会議」を指定し、計画の点検・評価と環境保全等を協働して推進していきます。

第 23 条 市長は、市民等及び市が協働して環境の保全等を推進するに当たり必要と認めるときは、市との協働により環境基本計画の進行管理を行う市民団体として適当と認めるものを奥州市環境市民会議（以下「市民会議」という。）として指定するものとする。

2 市民会議は、環境の保全その他の環境施策についての提言その他市長に意見を述べるができる。

3 市長は、市民会議に対しては、環境の保全等を推進するために必要な情報の提供その他の環境施策を協働で推進するために必要な支援を行うものとする。

奥州市環境基本条例

【市民・市民団体・事業者の参加】

奥州市環境市民会議への参画をはじめ、道路や水辺のクリーン作戦、子どもの自然体験の場づくり、地産地消、環境学習等への参加を通じて、協働による環境づくりを積極的に推進していきます。

第 5 条 市民は、基本理念及び基本原則に従い、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出等自らの日常生活に伴い生じる環境への負荷を軽減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

第 6 条 市民団体は、基本理念及び基本原則に従い、自らの活動に伴い生じる環境への負荷を軽減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

2 市民団体は、自らが行う環境の保全等に係る活動を円滑に進めるため、市民等の参加の機会を充実し、組織体制を整備し、及び情報を提供するよう努めなければならない。

第 7 条 事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを認識し、基本理念及び基本原則に従い、自らの事業活動に伴い生じる環境への負荷を軽減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

奥州市環境基本条例

【庁内推進組織】

本計画を総合的かつ計画的に推進するための全庁的な組織を設置し、環境の保全等に関する施策の効果的な推進及び総合的な調整を図っていきます。

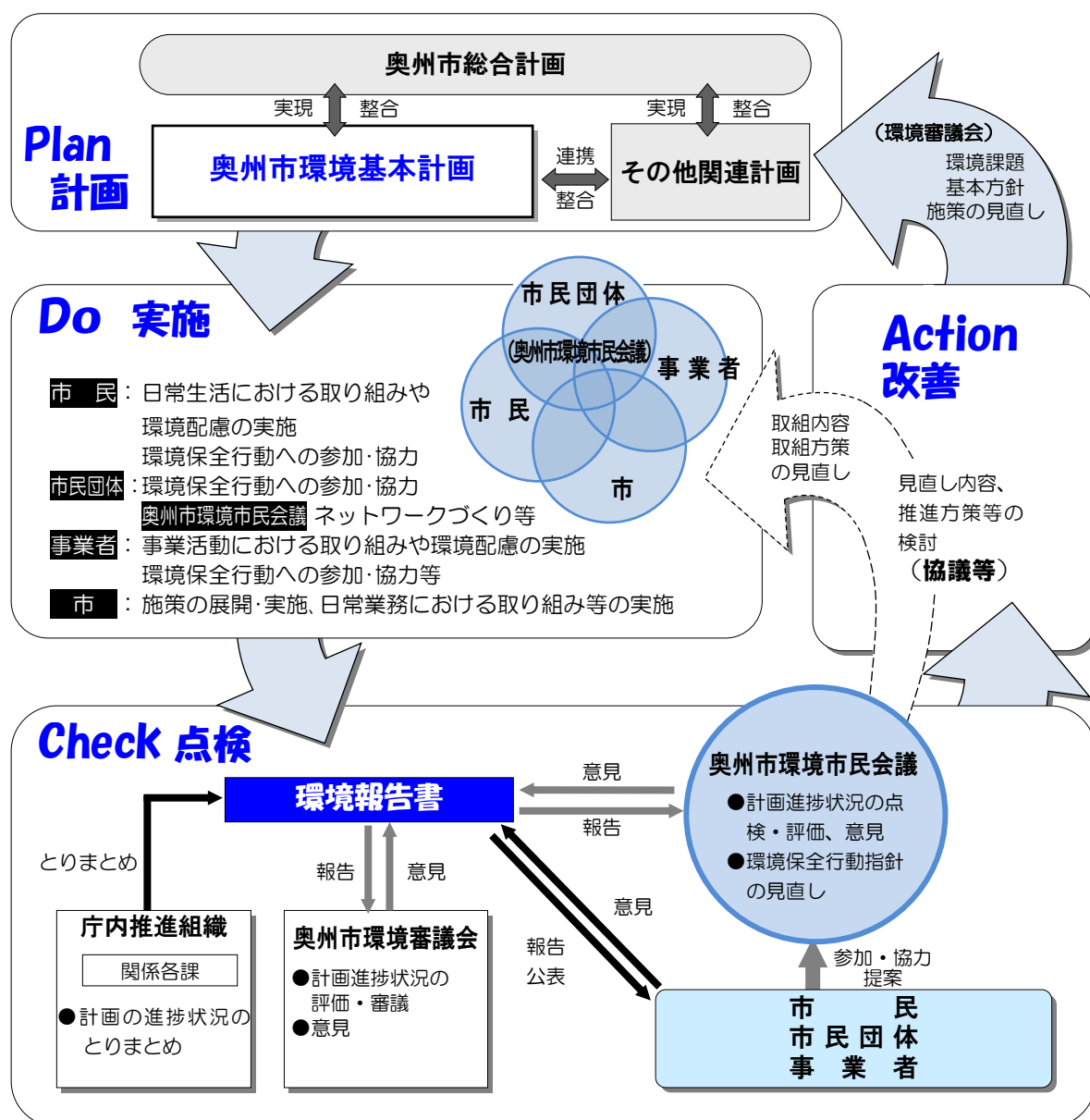
第 24 条 市長は、環境施策について総合的な調整を行い、計画的な推進を図るため、庁内に必要な組織を置くものとする。

奥州市環境基本条例

5-2 計画の進行管理

本計画では、環境マネジメントシステム※の考え方に基づき、PDCAサイクル※を回していくことにより計画の進行管理を行います。このサイクルを繰り返し行っていくことで、計画の進行状況を把握し、問題点を確認・改善しながら実効性のある計画として進めていきます。

環境基本計画の進行管理の仕組



【Plan 計画】

奥州市環境基本計画です。

奥州市総合計画、その他関連計画との整合性を図りながら、奥州市の目指すべき環境像「未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州」の実現を目指します。

【Do 実施】

市民、市民団体、事業者、市がそれぞれ協働しながら実施していきます。

【Check 点検】

毎年度、本計画に掲げる各種施策の実施状況及び環境指標の達成状況を把握・評価し、環境報告書としてまとめ、環境審議会及び環境市民会議に報告し、審議会及び市民会議の意見・提案等を付して、広報紙及び市のホームページにおいて公表し、広く市民や事業者の意見を求めます。

庁内推進組織	計画の進捗状況のとりまとめ
奥州市環境審議会	計画進捗状況の評価・審議、意見
奥州市環境市民会議	計画進捗状況の点検・評価、意見、環境保全行動指針の見直し
市民・市民団体・事業者	環境報告書への意見

【Action 改善】

意見を翌年度以降の個別施策や取り組みに反映させ、計画をより実効性のあるものとしていきます。

計画の基本的事項

計画の基本的事項
奥州市の環

計画が目指すもの

環境保全行動指針

地域別環境配慮指針

市の取組

計画の推進

資料編

資料編

資料 1 奥州市環境基本条例

資料 2 奥州市環境基本計画策定委員会設置要綱

資料 3 奥州市環境基本計画策定委員会名簿（第 2 次計画策定時）

資料 4 奥州市環境基本計画策定委員会の検討経過

資料 5 計画中間見直しにおける修正事項（令和 3 年度）

資料 6 用語の解説

資料1 奥州市環境基本条例

(平成 19 年 3 月 14 日条例第 3 号)

私たちのまち奥州市は、中央に北上川が流れ、その兩岸に肥沃な耕地が広がり、豊かな水と緑に恵まれ、古くから水陸万頃の地と称されてきました。また、東に北上高地がなだらかに広がり、西に焼石岳を抱く奥羽山脈がそびえ、面的な広がりと同時に標高差を持つ変化に富んだ自然環境に恵まれています。歴史的には、旧石器の時代から住みよい土地として栄え、古墳や遺跡も数多く、平安時代には奥州平泉の礎を築いた藤原清衡が生まれる等奥州の中心としての役割を果たしてきました。

こうした豊かな自然と共生しながら米、牛、りんご、野菜等の高品質な農畜産物を生産し、また、自然の恵みを受けて秀衡塗、岩谷堂箆笥、南部鉄器等の伝統工芸品を生み出してきました。近年では、工業団地を中心とする企業の立地により、様々な工業製品の生産と出荷が活発になってきています。

一方、社会全体が利便性の追求による大量生産・大量消費・大量廃棄型となったことにより、家庭や事業所から排出されるごみの問題、廃棄物の不法投棄等が大きな社会問題となっています。さらには、多種多様な化学物質による汚染や酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化による様々な災害等の発生といった地球規模の環境問題により私たちの生活は脅かされています。

私たち奥州市民は、これらの問題を解決するため、市民一人ひとりが自ら環境に与える影響を理解し、その負荷を低減する行動を取らなければなりません。また、全ての事業者は、省資源及び省エネルギーの推進等により環境に配慮する生産活動に努めることが求められます。

それぞれの地域の特色を活かしつつ、土と水と空気をいつまでも健全に保つことにより、この奥州の地が将来にわたって住みよい環境であり続け、かつ、活発な農業・工業の生産活動や商業活動が促進されるよう、理想的な循環型社会*の形成を目標に掲げます。

ここに、私たち奥州市民は、市内全ての事業者・市と協働して環境問題に取り組むため、奥州市環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、持続可能な社会を構築し、並びに恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、及び創出していくことについて、基本となる考え方(以下「基本理念」という。)及び基本的な決まり(以下「基本原則」という。)を定め、市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)及び市の責務を明らかにするとともに、市が行う環境の保全等に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境に配慮した奥州市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全等 奥州市の恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、及び創出していくことをいう。
- (2) 市民団体 公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民及び事業者により組織された自治組織、ボランティア団体等をいう。
- (3) 環境への負荷 環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
- (4) 新エネルギー利用等 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。

- (5) 環境教育 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。)第2条第3項に規定する環境教育をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項が実現されるよう行われなければならない。

- (1) 市民が有する環境の恵みを楽しむ権利の実現と、これを将来の世代へ引き継ぐこと。
- (2) 自然の生態系を尊重し、人と自然が健全に共生していくこと。
- (3) 限りある資源の適正利用及び循環の徹底により、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築すること。
- (4) 地球温暖化をはじめとする様々な問題を抱え、深刻な状況にある地球環境を保全すること。

2 市は、各種施策を実施しようとするときは、環境を優先するよう努めなければならない。

(基本原則)

第4条 環境の保全等は、環境に関する情報を市民等及び市が共有することを基本に進められなければならない(情報共有の原則)。

- 2 環境の保全等は、全ての者が協働して、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に取り組むことにより行われなければならない(協働の原則)。
- 3 市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等に対しわかりやすく説明するよう努めなければならない(説明責任の原則)。
- 4 市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等が参加する機会を確保しなければならない(市民参加の原則)。
- 5 市は、環境の保全等に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、予防の措置について検討するよう努めなければならない(予防の原則)。

第2章 各主体の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念及び基本原則に従い、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出等自らの日常生活に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念及び基本原則に従い、自らの活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

- 2 市民団体は、自らが行う環境の保全等に係る活動を円滑に進めるため、市民等の参加の機会を充実し、組織の体制を整備し、及び情報を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを認識し、基本理念及び基本原則に従い、自らの事業活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念及び基本原則に従い、基本的かつ総合的な環境施策を策定し、実施し、及び評価し、並びに必要に応じて当該施策を見直さなければならない。

第3章 環境施策の基本となる事項

第1節 基本施策

(基本施策)

第9条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を推進するものとする。

- (1) 奥羽山脈、北上高地等に存する森林、身近な里山、北上川等の河川その他の豊かで貴重な自然環境を保全すること。

奥州市環境基本条例

- (2) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進等により減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進すること。
- (3) 監視体制の整備等による不法投棄の未然防止及び原状回復を推進すること。
- (4) 新エネルギー利用等の促進並びに省資源及び省エネルギーの推進等により温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化を防止すること。
- (5) 騒音、振動、悪臭、生活排水その他の生活環境に係る問題へ適切な対策を講じるとともに、これらの監視測定体制を整備すること。
- (6) 奥州市に源を有する胆沢川等の清流の水質を保持する等健全な水環境を保全すること。
- (7) 市街地、農用地等の土壤汚染を防止し、その安全性を確保すること。
- (8) 化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止するため、適切な対策を講じること。
- (9) 市民等と連携を図り、学校、地域、野外活動等多様な場において、環境教育を総合的に推進すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める環境施策

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、奥州市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目指すべき環境像
- (2) 環境要素ごとの目標(以下「環境目標」という。)
- (3) 環境目標の達成度合を計る環境指標
- (4) 環境像及び環境目標を実現するため市が取り組むべき環境施策
- (5) 日常生活又は事業活動の中で市民等が留意すべき環境配慮事項
- (6) 地域特性に則した環境配慮指針
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の見直しを行う場合に準用する。

(環境基本計画の進行管理)

第11条 市長は、環境基本計画に掲げる各種施策の実施状況及び環境指標の達成状況を把握し、並びに評価するとともに、これらを取りまとめた報告書を毎年度作成し、公表しなければならない。この場合において、当該報告書には、第22条に規定する審議会(第23条第1項の規定により市長が市民会議を指定した場合にあっては、第22条に規定する審議会及び第23条に規定する市民会議)の意見を付すものとする。

(環境基本計画との整合)

第12条 市長は、各種施策を策定し、又は実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

第3節 推進施策

(財政上の措置)

第13条 市長は、環境施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事前調査及び対策)

第14条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとするものに対し、当該事業が及ぼす影響を調査させ、その結果に基づき当該事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な対策を講じるものとする。

(規制の措置)

第15条 市長は、環境の保全等について、支障となる行為を防止するため、必要な規制の措置を講じるよう努める

ものとする。

(環境教育の推進)

第 16 条 市長は、環境教育等促進法の趣旨に従い、市民等の環境問題に対する理解と認識を深めるため、環境教育を推進するよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 17 条 市長は、市民等が自発的に行う緑化、環境美化、資源回収その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第 18 条 市長は、環境情報を収集し、及び市民等へ適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 19 条 市長は、環境の状況の把握及び環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(提言の受付)

第 20 条 市長は、市民等からの環境施策に関する提言を受けるよう努めるものとする。

2 前項の提言は、書面により行わなければならない。

3 市長は、提言を受理したときは、必要に応じて第 22 条に規定する審議会の意見を聴く等その内容を検討し、速やかに当該提言に対し書面により回答するものとする。

(国等との協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境保全に関する施策については、国又は他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

第 4 節 推進及び調整の体制

(奥州市環境審議会)

第 22 条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議させるため、法第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として奥州市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

4 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(奥州市環境市民会議)

第 23 条 市長は、市民等及び市が協働して環境の保全等を推進するに当たり必要と認めるときは、市との協働により環境基本計画の進行管理を行う市民団体として適当と認めるものを奥州市環境市民会議(以下「市民会議」という。)として指定するものとする。

2 市民会議は、環境の保全その他の環境施策に関しての提言その他市長に意見を述べることができる。

3 市長は、市民会議に対しては、環境の保全等を推進するために必要な情報の提供その他の環境施策を協働で推進するために必要な支援を行うものとする。

(庁内推進組織)

第 24 条 市長は、環境施策について総合的な調整を行い、計画的な推進を図るため、庁内に必要な組織を置くものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(奥州市環境審議会条例の廃止)

2 奥州市環境審議会条例(平成 18 年奥州市条例第 344 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において、旧条例第3条に規定する奥州市環境審議会の委員である者は、この条例第22条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。ただし、この場合における最初の任期は、平成20年8月31日までとする。

附 則(平成23年3月17日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月9日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 奥州市環境基本計画策定委員会設置要綱

(平成 28 年 5 月 11 日告示第 109 号)

(設置)

第 1 条 奥州市環境基本条例(平成 19 年奥州市条例第 3 号)第 10 条に規定する奥州市環境基本計画(以下「計画」という。)を市民等との協働により策定するため、奥州市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) 環境保全に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 市内の企業の役職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

- (1) 委員会の委員
- (2) 市の職員(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

資料3 奥州市環境基本計画策定委員会名簿(第2次計画策定時)

敬称略、順不同

	氏 名	地 域 等	備 考
公 募	菊 地 洋 子	江刺	
公 募	村 上 壽 仁	胆沢	
公 募	相 澤 征 雄	衣川	
公 募	鈴 木 まゆ子	前沢	
学識者	高 橋 秀 行	岩手県立大学総合政策学部	
学識者	若 生 和 江	岩手県環境アドバイザー 地球温暖化防止活動推進員	委員長
学識者	小 沢 宗	岩手県環境アドバイザー 地球温暖化防止活動推進員	
団 体	及 川 堅 一	奥州めぐみネット 資源循環・廃棄物部会長	
団 体	鈴 木 輝 男	奥州めぐみネット 自然環境部会長	
団 体	花 澤 淳	奥州めぐみネット 環境学習部会長	
企 業	後 藤 安 彦	水沢鋳物工業協同組合	副委員長
市職員	浦 川 彰	総務企画部政策企画課	
市職員	高 橋 靖	農林部農政課	
市職員	佐 藤 和 憲	都市整備部都市計画課	
市職員	朝 倉 啓 二	教育委員会事務局学校教育課	

資料4 奥州市環境基本計画策定委員会の検討経過

第1回	平成28年7月4日(月)	・委嘱状交付、委員長及び副委員長の選出 ・経過報告及び今後の予定説明 ・第2次奥州市環境基本計画の構成について
第2回	平成28年9月14日(水)	・「奥州市の目指すべき環境像」、「環境目標」、「環境指標」の検討、決定 ・「地域別環境配慮指針」について
第3回	平成28年10月21日(金)	・「環境指標」の検討 ・全体構成の再確認
第4回	平成28年12月21日(水)	・「環境指標」の確認 ・「環境配慮指針」の検討
第5回	平成29年1月30日(月)	・「地域別環境配慮指針」の検討 ・計画の推進について ・計画（案）全体の確認 ・パブリックコメントの準備について
(郵送による確認)	平成29年2月9日(木)～15日(水)	・パブリックコメント用環境基本計画（案）の確認
(パブリックコメントの実施)	平成29年2月21日(水)～3月14日(火)	
第6回	平成29年3月15日(水)	・パブリックコメントを受けて計画最終案の検討
(市長報告)	平成29年3月17日(金)	・最終案を市長へ報告
(環境審議会)	平成29年3月28日(火)	・原案どおり承認

※ 第2回奥州市環境基本計画策定委員会は、台風10号の影響により開催を延期した

資料5 計画中間見直しにおける修正事項(令和3年度)

平成29(2017)年度から令和8(2026)年度の10年間の計画期間の中間年にあたる令和3年度に中間の見直し作業を行いました。

- 1 平成から令和への改元を反映しました。
- 2 「水沢区」、「江刺区」などの「区」表記を「地域」に変更しました。
- 3 「SDGs」に関する項目を新規で追加しました。
- 4 市で回収した廃食用油を、バイオディーゼル燃料としてリサイクル使用していた黒滝温泉(奥州市衣川)の設備が、老朽化に伴いその稼働を休止し、廃食用油資源化事業が令和3年3月31日をもって無期限休止となったことから、廃食用油の地域循環ビジネスに関する記載を削除しました。
- 5 計画指標の変更を行いました。

本計画では各環境目標の達成のためにそれぞれ計画指標を設定し取り組みを行い、毎年度、環境報告書の作成によって、取り組みの進行状況や課題の把握を行っています。令和3年度の中間見直しにおいては、それらを踏まえ、当初に設定した計画指標が達成されたものや中間見直しと時期を合わせて行われた各種行政計画と関連する指標について見直しを行いました。

見直しを行った計画指標は下表のとおりとなります。

環境目標	計画指標(新)	掲載ページ	変更理由等
I-1 ごみの減量化 I-2 廃棄物の適正処理	① 1人1日当たりのごみの排出量	P32	令和3年度に策定した第2次一般廃棄物処理基本計画との整合を図りました。
	② ごみリサイクル率(総資源化率)		
	③ 事業系ごみの年間排出量		
	④ ごみ・リサイクル出前講座実施回数		
	⑤ 不法投棄常習箇所数	P32	令和2年度において既に当初計画の目標を達成したことから目標を再設定しました。
II-1 森林の保全 II-2 清流の保全 II-3 自然環境の保全と活用	① 森林面積 ② 市有林整備面積(年間)	P33	総合計画後期基本計画の指標と整合を図るために、市有林の整備面積に変更しました。
III-1 安心・安全な暮らしの確保 III-2 環境保全型農業の推進	⑤ 締結済みの公害防止協定数	P34	これまでの取り組みにより主な企業等との協定締結が完了していること、また、市内において大規模な公害事案が近年発生していないことなどから目標の変更を行いました。
VI-1 環境教育・環境学習の推進 VI-2 環境ネットワークの構築	③ 小中高等学校の児童生徒に対する環境学習実施回数	P35	市内小中学校に対する環境教育等に関する調査の結果、ほぼすべての学校において環境教育・環境学習の取り組みが確認されたことから、新たに計画指標を設定しました。

- 6 その他、奥州市環境市民会議「奥州めぐみネット」、奥州市環境審議会、パブリックコメント等により寄せられた意見等を踏まえ、文言等の整理を行いました。

資料6 用語の解説

<あ行>

エコオフィス

省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所をいいます。なお、事務活動からの二酸化炭素の排出削減など、地球温暖化防止対策を進めている事業所を指すこともあります。

エコキッズ

市内の小・中学生を対象として、水生生物による水質調査や林業体験などの自然とのふれあいをととした環境教育の一環として、市が行うこどもエコクラブ事業の総称をいいます。

エコクッキング

誰もが毎日行う「食」に際して、環境と健康に気をつけながら料理すること。「食」に使われるエネルギーを減らす、旬と産地・健康について考えて買い物する、食べる量だけ料理し食べ残しをしない、調理くずや生ごみを減らす、洗剤を減らすなど、一人ひとりが環境や健康のことを考えて、買い物から、料理、後片づけを行うことをいいます。

エコドライブ

環境にやさしく、(経済的にも)無駄の少ない運転をいいます。一般に、急加速・急発進の自粛、エンジンプレーキを活用した減速(早めのアクセルオフ)、加減速の少ない運転、エアコンの使用自粛、暖気運転を控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧をこまめにチェック、不用な荷物は積まないで走行するなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

エコファーマー

エコファーマーとは、平成11年施行の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者をいいます。

エコミュージアム

エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)とをつなぎ合わせた造語。地域における自然・文化資源、生活の知恵・暮らしなどを総合的に地域の資源として捉え、住民の参加によって研究・保存、展示・活用などを図り、地域で受け継がれてきた環境(資源)を、将来に継承していくという考え方、またはその実践(活動)をいいます。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書^{*}においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)が削減対象になっています。

奥州市環境管理システム(オーシュウEMS)〈環境マネジメントシステム〉を参照

ISO14001 の考え方・システムを奥州市自前で活用・運用することを目的として、奥州市環境管理システム「オーシュウEMS」を策定して、平成20年6月から運用を開始しています。市の事務事業における省資源・省エネルギー等についての環境基本方針を定め、事務事業等の実施手順を定め、運用管理を行い、毎年、総括者への報告と見直しを行う制度をいいます。EMSは、環境マネジメントシステム(Environmental Management Systems)の略称です。

<か行>

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができます。

環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことです。

環境パートナーシップ(「協働」ともいいます。)

関連用語; 協働／複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。また、コラボレーション、パートナーシップともいいます。

パートナーシップ(協働)とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

持ち味や得意分野の異なる主体がパートナーシップを組むことで、それぞれの特長を生かし、合理的な課題解決の枠組みをつくって、資源の共有と適切な役割分担により、互いに新しい発見やアイデアが生まれ、相乗効果が発揮される可能性があります。

パートナーシップに必要なこと、①対等で互いに信頼できる関係を築くこと、②情報を共有し、対話を重視した意思決定に参加すること、③各主体が持つ特性や能力を十分に生かした役割を分担することです。そのことにより積極的な関わり方ができ、誰にとっても得るものがあるパートナーシップが生まれます。(環境省と国際連合大学が運営する情報プラザ「地球環境パートナーシッププラザ」より)

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

関連用語; ISO14001／国際標準化機構(International Organization for Standardization)が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組。

関連用語; EA21(エコアクション 21)／環境省が定めた環境経営システムや環境報告書ガイドラインに基づき、一般財団法人持続性推進機構(IPSUS)が運営する環境マネジメントシステムの規格。

関連用語; KES(京都環境マネジメントシステム・スタンダード)／京都議定書の発祥地、京都から発信された環境マネジメントシステムの規格。

グリーン経営; ISO14000 シリーズに基づいて作成されたグリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)推進マニュアルに基づき、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が運営する環境マネジメントシステム。

貴重種・希少種

野生動植物の貴重種とは、一般的には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種をいいます。

希少種とは、一般的には、数の少なく、簡単に見ることができないような(希にしか見ることができない)種をさします。本来の生息地が局限または孤立している、生息密度が低い、生活史の中で特殊な環境条件を必要とするなど生息条件の変化に弱い種をはじめ、個体数の減少や生息条件の悪化、捕獲圧、交雑可能な別種の侵入などの圧迫が強まっている種で、日本版レッドデータブックでは「準絶滅危惧種」に位置づけられ「絶滅危惧種」ほど緊急性はないが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性のある種を指すと定義されています。

京都議定書

1997 年 12 月、地球温暖化防止京都会議(「気候変動に関する国際連合枠組み条約」第3回締結国際会議)において採択され、2000 年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めています。日本では、2008～2012 年の間に、温室効果ガスを 1990 年レベルで 6%削減することが求められています。2005 年 2月に正式に発効しました。

協働 →環境パートナーシップ>参照

グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のことをいいます。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされています。

こどもエコクラブ

地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼稚園児から高校生までのグループのことで、2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

コミュニティプラント

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地など、複数の家庭から排出されるし尿や生活排水を合わせて処理する施設で、小規模下水処理場(装置)と呼ばれることもあります。

合成界面活性剤

界面活性剤は、分子内に水になじみやすい部分(親水基)と、油になじみやすい部分(親油基・疎水基)を持つ物質の総称で、洗剤の主成分です。有用な性質も多くもつため、工業的に大量に合成・使用されています。合成界面活性剤は、一般的には合成洗剤をさします。石鹼に比べ、自然に分解されにくく、環境への影響をはじめ、健康問題などが懸念されています。

米エタノール <バイオエタノール>参照

バイオエタノールは植物のセルロース(繊維質)などから取り出した糖を発酵させて製造し、化石燃料に代わる新エネルギーとされています。我が国の風土に適しているといわれている稲を有効に活用し、主食用ではない多収量米や稲わらを活用してバイオエタノールを精製し、エネルギーに活用しようとする取り組みをいいます。食料供給や遊休農地の活用、精製コスト、稲わらの持ち出しによる土壌への影響、施肥や家畜飼料への影響、環境への影響などの検討や実証が進められています。

<さ行>

里山

一般的には、人里近くの二次林(雑木林)を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域をいいます。昔は薪や炭の生産に利用されてきたが、石油や石炭などの化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっています。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間、自然とのふれあいの場、木質バイオマス資源等としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっています。

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。(EICネットより)

食農

「食」と「農」は、人間が自然と関わる最も根源的な営みで、毎日の生活に密接に関わっています。「食」と「農」に関する様々な経験や学習を通して、環境や健康に良い「食」の選択(消費者)や「食」の提供(農業等)の相互の関連をいいます。関連する用語として「食育」があります。食育は、「食」に関する様々な経験や学習により「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることで、「食育基本法」(2005年)では、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられ、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育としています。

自動車排気ガス

自動車の内燃機関から排出されるガスをいう。その排出ガス中には汚染物質として、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質がある。

一酸化炭素(CO):石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺(まひ)させたり、貧血症を起こしたりします。

炭化水素(HC):炭素(C)と水素(H)を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、塗料・印刷工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっています。

ジェンダー平等

生物学的な性差(SEX、男性や女性又はその他)に関わらず責任や権利などの機会を平等に分ち合い一緒に決めていくこと。(参考:男女共同参画推進連携会議「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」より)

循環型社会

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最小限にするような物質循環が保たれた地域社会のことをいいます。

3R運動

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった運動で、次の順番で取り組むことにより、最もごみを減らす効果があります。

- ・リデュース(Reduce):減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
 - ・リユース(Reuse):再利用する…ものを修理などして繰り返し使い、ものの寿命を最大限生かす
 - ・リサイクル(Recycle):再資源化する…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する
- この3つのRのうち、リデュースを二つに分け、次を加え、4R運動ということもあります。
- ・リフューズ(Refuse):断る……レジ袋を断るなど、ごみとなるものを家庭に持ち込まない

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示しています。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされます。

<た行>

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。

ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い物質である2, 3, 7, 8-TCDD を使った動物実験では、動物の種類によって違いはあるものの、サリンの約2倍、青酸カリの約 1,000 倍の毒性があることが分っています(急性毒性)。また、動物によるダイオキシン類の慢性毒性実験では、動物の種類によって違いはあるが、発ガン性、体重減少、胸腺萎縮、肝臓代謝障害、心筋障害、性ホルモンや甲状腺ホルモンへの影響、さらに学習能力の低下などの症状が報告されています。

私たちが日常摂取しているピコグラム(1兆分の1グラム)のレベルでは、ダイオキシン類の毒性はほとんど問題になりません。また、WHO(世界保健機構)の国際がん研究機関(LARC)では、2, 3, 7, 8-TCDD については人に対する発ガン性があるという評価を行っています。

地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略です。旬の食べ物を新鮮なうちに食べられる、消費者と生産者の距離が近いため鮮度が高く、安心できる、地域の活性化や伝統的食文化の継承などのほか、農水産物の輸送にかかるエネルギーを削減できるなど、地球温暖化防止にも貢献するとし、各地に応じた取り組みが進められてきています。

中水利用

中水とは、上水と下水の中間に位置する水を利用する過程の言葉で、中水利用とは、上水として生活用水に使った水を下水道に流すまでもう一度再利用するということをいいます。家庭では風呂の残り水などの洗濯や水洗トイレ等への再利用など、事業所では製品の洗浄等に使用した水や浄化した水を再利用するなど、水資源の有効利用の一環として位置づけられています。

低炭素型車両(低公害車)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NOx、粒子状物質、CO2 といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがあます。現在、グリーン税制適合車として、購入等に際して、登録税などが軽減されている車種も多くあります。

低炭素型社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会を指します。

ディーセント・ワーク

「働きがいのある人間らしい仕事」。1999 年第 87 回 ILO(国際労働機関)総会における事務総長報告においてはじめて用いられました。その報告においては「権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味する」とされています。(引用:ILO(国際労働機関)ホームページより)

デポジット制度

預託金制度(「預かり金払い戻し制度」ということもあります。)で、製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいいます。使用済み製品や容器の回収率が上がり、リサイクルや適正処理が進む、ごみの散乱が防げるなどのメリットがあります。

特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

独立型地域エネルギー

独立型地域エネルギーとは、電力会社から供給される電力とは切り離し、太陽光発電等によりある一定の地域において独立して電力を賄うなどのエネルギー需給の仕組みのことです。

<は行>

パートナーシップ →<環境パートナーシップ>参照

バイオマス→<木質バイオマス>参照

バイオ燃料(バイオマス燃料)

バイオマスを用いた燃料のことをバイオ燃料、またはバイオマス燃料と言います。

バイオディーゼル燃料(BDF)

植物性の油から精製される燃料で、軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができます。

廃棄物処理のマニフェスト

産業廃棄物を排出事業者自身が処分できず処分業者に委託するときは、契約書を締結し、中間処理後の最終処分先まで書面で確認することが義務付けられています。また、実際に産業廃棄物を処分する際は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、排出業者は最終処分までの流れを確認することが義務付けられています。

PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質排出移動量届出制度のことで、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)により定められた制度。

有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置(PRTR)並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS)を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

PDCA サイクル

PDCA サイクルとは、業務プロセスの管理手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行・実施)→Check(評価・点検)→Action(Act)(改善・継続的に改善するための処置)という4段階の活動を繰り返し行ない、継続的にプロセスを改善していく手法をいいます。

PDCA サイクルは4つのステップから成ります。「Plan」では、目標を設定してそれを達成するための行動計画を作成する。「Do」では、策定した計画に沿って行動する。「Check」では、行動した結果と当初の目標を比較し、問題点の洗い出しや成功・失敗の要因を分析する。「Action(Act)」では、分析結果を受けてプロセスや計画の改善、実施体制の見直しなどの処置を行なう。「Action(Act)」が終わると再び「Plan」に戻り、次のサイクルを実施する。これを繰り返すことによって螺旋状に次第にプロセスが改善されることが期待されています。

浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン(1mmの100分の1)以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがあります。浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5ミクロン以下のもの(PM2.5)については、特に健康への影響が指摘されています。

フードマイレージ

フードマイレージ; 食べもの(food)が運ばれてきた距離、輸送距離(mileage)という意味で、なるべく近くでとれた食料を食べることにより、輸送に伴うエネルギーをできるだけ減らし、環境への負荷を軽減しようという運動をいいます。食糧の生産から消費にかかわる総合的な必要エネルギー量とは異なり、収穫期ではない農作物や適地でない農作物をビニールハウス栽培する場合には、近くても輸送よりエネルギー消費が多くなることもあります。そのため適地適作を踏まえた地産地消が推奨されています。

フリーマーケット

起源は、パリ北郊の道路上で開かれる古物を売る臨時的特設市場(ノミの市)と言われています。日本では、リサイクル運動の高まりの中で、リサイクルを中心とした市民団体が主催し、出店者は業者ではなく、一般市民の参加傾向があり、出店される物は、仕入れた中古品ではなく、家庭の不要品が中心で、公共の場所で開催される事から出発しています。リサイクル運動の流れの中で、自治体が開催するフリーマーケットも増加しています。

ペレットストーブ

木材を加工するときに生じる木屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料(木質ペレット)を燃料とするストーブ。石油・石炭等の化石燃料を燃焼と異なり、二酸化炭素(CO₂)を吸収した木材の燃焼でCO₂循環の枠内に含まれるため、温室効果ガス排出量に加えないとの規定があり、地球温暖化対策や間伐材の利用促進などの視点から注目されています。

<ま行>

木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源(バイオ)と量(マス)を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料を除く)の総称。具体的には農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなどを言います。そのうち木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といい、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。

<や行>

有機農業

自然環境や生態系と調和した形で実践することを目指した農業の形態で、有機農法、有機栽培ともいわれます。化学物質の利用をやめ、古くから行われてきた天然の有機物や天然由来の無機物による肥料などを用い、地域の自然のしくみに逆らわない農業で、環境保全型農業に含まれるが、減化学肥料・農薬の農業とは異なります。

20世紀の農業は、化学合成された肥料や農薬など、化学物質を様々な目的で使用することで生産力等を大きく拡大させてきた反面、その農薬による害害や公害、環境や人体への蓄積による影響、生態系の破壊、新たな害虫の発生などの弊害をはじめ、化学肥料による土質の悪化や土壌生態系の破壊などの課題が顕在化してきました。また、「食」の安全を求める知識や価値観の広がりに対応し、こうした有機農業の展開が求められています。

<ら行>

ライトダウン運動

灯りを消して、地球にやさしい生活のあり方を考え、見つめ直す活動のことをいいます。人のいない部屋の照明や余分な照明、広告灯などを消した生活を行ってみて、照明の使用と暮らしのあり方を家族で話し合ってみることをいいます。

リスク(環境リスク)

ここでは、化学物質による環境リスクを言っています。化学物質による環境リスクとは、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいいます。

関連用語: リスクコミュニケーション/化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民・産業・行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることで、化学物質による環境リスクを減らす取り組みを進めるための基礎となるものです。

レジリエント

回復力がある。柔軟性がある。強靱な。

第 2 次奥州市環境基本計画

平成 29 年 3 月

(令和 4 年 3 月改定)

発行：奥 州 市

編集：奥州市市民環境部生活環境課

〒023-8501

岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

電話：0197-24-2111

FAX：0197-51-2374